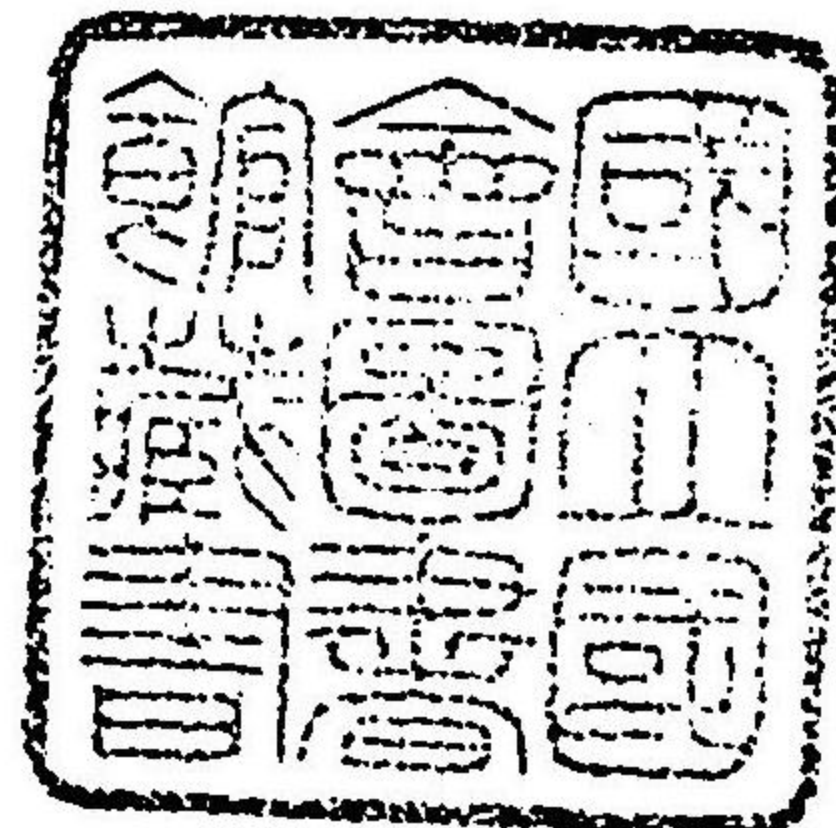


本願寺誌要

188.75 ~~1879~~
51498R



111929

平願寺前大僧正

光勝

庭の梅乃し一折

三略

杉並みありて

はなを可也

梅を多し枝は

久川

本願寺誌要目次

第壹編 教義

第一節	概說	一
第二節	所依教典	二
第三節	宗名意義	四
第四節	教相判釋	五
第五節	四法建立	七
第六節	安心定得	一〇
第七節	現當利益	一三
第八節	報恩行業	一四
第九節	王法人道	一六

第貳編 歷史

目次

第一章 本願寺の沿革

第一節 真宗の開闢宗祖聖人の化風……………一九

第二節 本願寺の創立覺如上人の經營……………二六

第三節 蓮如上人の出世山徒の來攻……………三二

第四節 山科本願寺成る一宗の中興……………三六

第五節 加越の擾亂下間氏の勃興……………四〇

第六節 六角定頼の來攻一門の顯榮……………四四

第七節 織田信長の來攻長島の宗徒起る……………四七

第八節 洛陽本願寺成る祖像を迎ふ……………五二

第九節 寺基の擴張祖廟の改移……………五五

第十節 教學の振興異義の徒出づ……………五七

第十一節 宗名の爭論天明の炎上……………六〇

第十二節 炎上相次ぐ嚴如上人父子の勤王……………六五

第十三節 維新後の本願寺……………七一

第二章 傳燈略譜

宗 祖 親鸞聖人……………七五

附 覺信尼公……………七八

二世 如信上人……………七九

附 覺惠法師……………八〇

三世 覺如上人……………八二

附 存覺法師……………八六

四世 善如上人……………九一

五世 緯如上人……………九二

六世 巧如上人……………九三

七世 存如上人……………九三

八世 蓮如上人……………九四

第八節	順如上人	九九
第九節	實如上人	九九
第十節	圓如法師	一〇一
第十一節	證如上人	一〇二
第十二節	顯如上人	一〇四
第十三節	教如上人	一〇七
第十四節	宜如上人	一〇九
第十五節	琢如上人	一一〇
第十六節	常如上人	一一一
第十七節	一如上人	一一二
第十八節	真如上人	一一三
第十九節	融如上人	一一四
第二十節	從如上人	一一四
第二十一節	乘如上人	一一五

第二十世	達如上人	一一六
第二十一世	嚴如上人	一一八
第二十二世	現如上人	一二一
第二十三世	彰如上人	一二三

第參編 現勢

第一章 寺域

第一節	沿革	一二五
第二節	現在の寺域	一二九

第二章 堂宇附涉成園

第一節	沿革	一三〇
第二節	本堂	一三六
第三節	大師堂	一四三

第四節	本堂門	一五一
第五節	大師堂門	一五四
第六節	鐘樓堂	一六一
第七節	勅使門	一六三
第八節	其他の建物	一六七
附	火防噴水	一六九
第九節	涉成園	一六九
附	涉成園記及詩歌	一七三
第三章 宗務		
第一節	寺法	一八一
第二節	寺務所	一八二
第三節	地方宗務	一九二
第四章 學事		

第一節	沿革	一九八
第二節	學階	二一〇
第三節	安居	二二二
第四節	私立高倉大學寮	二二四
第五節	私立真宗大學	二三一
第六節	私立真宗京都中學	二三八
第五章 布教		

第一節	沿革	二五〇
第二節	布教條例及布教使	二五六
第三節	總會所	二五九
第四節	説教場	二六〇
第五節	監獄救濟	二六三
第六節	海外開教	二六七

第六章 寺院上(概説)

第一節 寺院の區別……………二七七

第二節 末寺寺格……………二七八

第三節 現在の末寺……………二八〇

第四節 住職……………二八四

第七章 寺院下(現在の別院)

第一節 概説……………二八九

第二節 大谷別院……………二九四

第三節 岡崎別院……………二九五

第四節 山科別院……………二九七

第五節 伏見別院……………二九九

第六節 大谷別院……………三〇一

第七節 新家別院……………三〇三

第八節 八尾別院……………三〇四

第九節 堺別院……………三〇六

第十節 難波別院……………三〇八

第十一節 天滿別院……………三一三

第十二節 茨木別院……………三一四

第十三節 桑名別院……………三一六

第十四節 名古屋別院……………三二七

第十五節 三河別院……………三二七

第十六節 豊橋別院……………三三〇

第十七節 赤羽別院……………三三五

第十八節 静岡別院……………三三七

第十九節 甲府別院……………三三八

第二十節 横濱別院……………三四〇

目次

第廿一節	淺草別院	三四一
第廿二節	大津別院	三四三
第廿三節	長濱別院	三四五
第廿四節	五村別院	三四七
第廿五節	赤ノ井別院	三五一
第廿六節	岐阜別院	三五二
第廿七節	大垣別院	三五五
第廿八節	竹ヶ鼻別院	三五七
第廿九節	笠松別院	三五九
第三十節	高須別院	三六〇
第卅一節	高山別院	三六一
第卅二節	原町別院	三六六
第卅三節	福井別院	三六七
第卅四節	吉崎別院	三七〇

第卅五節	金澤別院	三七二
第卅六節	鶴來別院	三七六
第卅七節	井波別院	三七七
第卅八節	城端別院	三八三
第卅九節	富山別院	三八七
第四十節	三條別院	二八九
第四十一節	高田別院	三九一
第四十二節	新井別院	三九四
第四十三節	笠原別院	三九六
第四十四節	姫路別院	三九七
第四十五節	赤穂別院	四〇二
第四十六節	廣島別院	四〇三
第四十七節	四日市別院	四〇四
第四十八節	鹿兒島別院	四〇六

目次

第四十九節 函館別院 四二一

第五十節 江差別院 四二六

第五十一節 札幌別院 四二八

第五十二節 釜山別院 四三一

第五十三節 仁川別院 四三四

第五十四節 京城別院 四三五

第五十五節 元山別院 四二九

第五十六節 木浦別院 四三〇

第五十七節 天津別院 四三二

第五十八節 上海別院 四三三

第八章 僧侶

第一節 僧侶の區別 四三六

第二節 僧綱僧位 四三六

第三節 現在の僧侶 四三七

第九章 門徒及信徒

第一節 現在の門信徒 四三八

第二節 講頭商量員 四四二

第三節 歸敬式 四四七

第十章 法要

第一節 誦經依用 四四八

第二節 年中定例法要 四四九

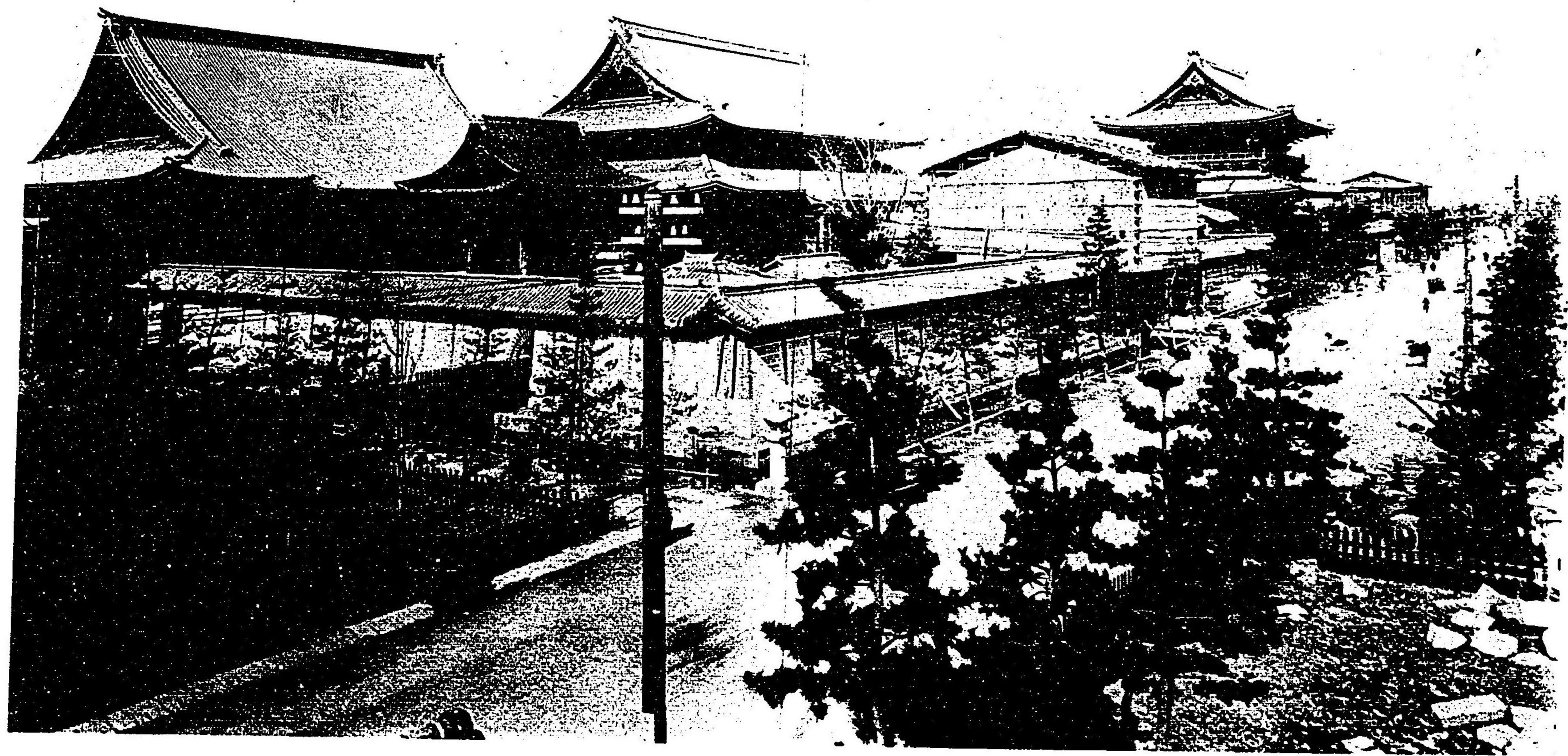
第三節 年忌法要 四五三

本願寺誌要目次終

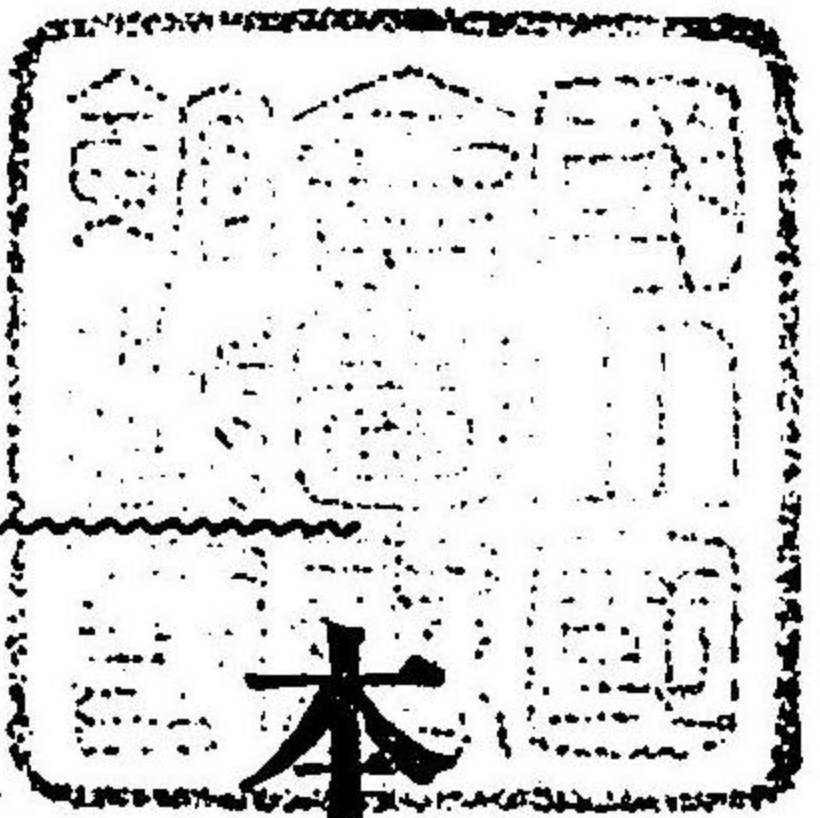
寫真目次

孝明天皇御詠宸筆……………巻頭
 本願寺境内遠景……………一
 顯淨土眞實教行證文類草本(親鸞聖人御自筆)……………三三
 血誓の本尊……………五〇
 毛綱……………七四
 蓮如上人開版和讃……………九六
 教如上人開版和讃及御文……………一〇八
 本堂……………一三八
 大師堂……………一四四
 大師堂門(工事中)……………一五六
 火防噴水……………一七八
 漱枕居より侵雪橋を望む(涉成園十三景の内)……………一七三

傍花閣(涉成園十三景の内)……………一七三
 涉成園全景圖(連山岸徳筆)……………一七六
 貫練堂……………二二四
 私立眞宗大學校舎前面……………二二六
 私立眞宗京都中學校舎側面……………二四〇
 大谷祖廟……………二九四
 蓮如上人御廟……………二九八
 難波別院本堂……………三〇八
 名古屋別院本堂……………三三〇
 淺草別院本堂……………三四二
 綽如上人勸進狀……………三八〇
 京城別院本堂……………四二六
 上海別院本堂……………四三四



本願寺境内遺景



本願寺誌要

第壹編 教義

第一節 概説

わが淨土眞宗の教義は、阿彌陀如來の選擇本願を淵源とし、釋尊は出世の本懷として之を説き、印度、支那、我朝三國の祖師、各之を傳承して、宗祖親鸞聖人に至りたるものにして、一切衆生、凡聖善惡を論ぜず、至徳の名號を以て成佛の大益を得せしむる他力不思議の法門なり。惟ふに眞如海中固より生佛の假名を絶す、焉ぞ自他の區別あらん。然れども、動いて迷悟の波浪を起すや、因果の法規は自然に現出して、こゝに自力他力の別を生ず。中に於て、自力修行の法は諸佛の通規にして、他力攝化の法は獨彌陀の選取する所なり。阿彌陀如來因位に在りし時、我等のた

めに無上殊勝の大願を發し、永劫に之を修行して、遂に正覺を成し、普く衆機を攝受したまふ。我等若し生死の輪廻を解脱して、涅槃の妙果を證せんと欲せば、この如來の大願に歸入せざるべからず。ひとたびこの願力に歸命すれば、たちどころに往生の大事を成辨し、現生正定聚に入りて、次生滅度の大果を得。既にこの大利を獲得す、されば外に往生の業因を修すべき要なく、たとひ報恩謝徳のために、日夜禮拜稱名等の行業を修して、自行化他の本分を盡すのみ、而して本宗の教義は、未來の成佛を目的とすといへども、亦今世に在りては、國憲を遵守し、倫常を履行して、各自資生の本業を精勵し、以て自他の幸福を増進すべきことを教ふる者にして、内心にふかく彌陀の願力を信じて、淨土の往生を決得するを眞諦門と名け、外相に世間通途の義に順じて、人倫の本分を盡すを俗諦門と名く、是、本宗を稱して二諦相依の宗教といふ所以なり。

第二節 所依教典

大聖釋尊、化を閻浮に垂れたまひ、機に應じて法を説くや、高さあり、卑さあり、大

小半滿の教、その數無量にして、之を約するに尙八萬四千といふ。而して菩薩人師之を承けて各論釋を作り、之が弘通につとむ。凡そ諸宗の祖師その宗を開くや、必ずこれらの教典の中に於て正依とすべきものを選び、之を以て一宗の根據となさざるはなし。本宗亦釋尊一代の經典中、専ら彌陀選擇の法門、往生淨土の因果を説示せる經本三部を選び、是を淨土の三部經と名け、以て一宗の正所依となす。即

無量壽經經釋 二卷、觀無量壽經經釋 一卷、阿彌陀經經釋 一卷、是也。中に於て、觀無量壽經に同する方面を取り、三經の中、特に大無量壽經を以て正所依となす。是を以て宗祖聖人は、大無量壽經、眞實之教、淨土眞宗とのたまへり。蓋、此經は釋尊出世の本懷にして、一代の諸教は、この本懷を顯はさんがために、且く衆機を誘引せしに過ぎざる也。

この佛説の外、所依とする論釋は、印度に於ては龍樹菩薩の十住毘婆娑論、十二禮、天親菩薩の淨土論、支那に於ては曇鸞大師の淨土論註、讚阿彌陀佛偈、道綽禪師の安樂集、善導大師の觀經疏、玄義分、序分義、定善義、散善義、法事讃、觀念法門、往生禮

讚、般舟讚、我朝に於ては源信和尚の往生要集、源空聖人の選擇集也。この三經及七祖の論釋を以て、本宗正依の教典となす。

第三節 宗名意義

本宗は具には淨土眞宗と名く、眞宗とは其略稱なり。源、大無量壽經に眞實之利といへるより出づるものにして、善導大師の散善義には眞宗、匡遇といひ、法照禪師の五會法事讚には念佛成佛是眞宗といへり。宗祖聖人、これらの經釋に據りて淨土眞宗の宗名を立つ。淨土とは所期の國土を指すものにして、此土入證の聖道に對する語なり。蓋し、龍樹菩薩は釋尊一代の教法を判ずるに難行易行の二道を以てし、道綽禪師は聖道淨土の二門を以てす。難行聖道の法門は、この娑婆界に在りて菩提の妙果に達し、易行淨土の法門は、彼安養界に入りて涅槃の證果を得るものなり。今本宗は、難行聖道の教を捨て、易行淨土の法を教ふるが故に淨土といふ。その淨土の法門に眞あり、假あり。善導大師は、往生淨土の行を判して正雜二行となす。假とは難行にして、眞とは正行なり。今本宗は、權假の難行を捨て、眞實

の正行に歸することを教ふるを以て、名けて眞宗といふ。蓮如上人の御文にいはく、自餘の淨土宗はもろくの難行をゆるす。わが聖人は難行をえらびたまふ。このゆゑに眞實報土の往生をとぐるなり。このいはれあるがゆゑに、別して眞の字をいれたまふなり。と蓋し、淨土の語は聖道の諸教に對し、眞宗の語は淨土の權假に簡ふ。淨土宗の名は、既に源空聖人の自ら稱する所にして、淨土眞宗の稱は、宗祖聖人に至りて始めて唱ふる所なり。然れども、兩者意に於て別に異なるに非ず。淨土宗は總名にして、淨土眞宗は別名なり。源空聖人は聖道諸宗に對して總名を用ひ、宗祖聖人は淨土の權假に對して別名を取る。その別名を取る所以は、源空聖人の深意を開闡して、廢立の正意を明にせんがため也。

第四節 教相判釋

凡そ一宗を開闡せんには、必ず釋尊一代の佛教を判釋して、自宗の位置を示さるべからず。本宗相承の列祖、一代佛教の教相を判ずるに、或は難行易行の二道を以てし、或は聖道淨土の二門を以てし、或は頓漸の二教を以てし、或は聲聞菩薩

の二藏を以てす。難易二道は龍樹菩薩の十住論に出づる所にして、自力修行の法門を陸路歩行の苦さに比し、他力念佛の法門を水道乗船の樂さに喩ふ。聖道淨土は道綽禪師の安樂集に出づる所にして、此土に於て聖果に證入するを聖道門と名け、安養に往生して涅槃を證得するを淨土門といふ。聲聞菩薩の二藏は、又小乘大乘と名け、自利のみありて利他の開けたるを聲聞といひ、自利々他並び具するを菩薩と稱す。頓漸二教は得益の遲速に就ていふもにして、その源は楞伽經に出て、菴摩勒果の漸く熟して頓に非る如く、鏡中の像の頓に現して漸に非ざるが如しといへり。善導大師この意によりて、瓔珞經中說漸教、萬劫修功證不退、觀經彌陀經等說即是頓教菩提藏といふ。この頓漸二教の意義に就ては、諸家の說一準ならずといへども、善導大師の意によれば、都て一代諸教、大乘小乘を論ぜず、漸次に斷惑證理する法を漸教と名け、速疾に成佛得道する法を頓教と名けたるものなり。源空聖人は選擇集に於て、道綽禪師の意を承けて、聖淨二門の判をなし、宗祖聖人は源空聖人の意を承けて、而も善導の頓漸二教の判を用ひ、一代佛教を判釋するに二雙四重を以てせり。曰く、豎超、豎出、橫超、橫出是也。この名稱は擇瑛法師の釋に

取るといへども、その義趣は善導大師の橫超斷四流の意に依るものなり。即、豎横を以て聖道淨土の二門を分ち、出超を以て漸頓の二教を判ず。豎出とは聖道門中の漸教にして、歷劫修行するに非ざれば成佛する能はざる法相三論等に名け、豎超とは聖道門中の頓教にして、即身成佛を期する佛心眞言法華華嚴等に名く、橫出とは淨土門中の漸教にして、邊地懈慢の往生を期する要門方便の教に名け、橫超とは淨土門中の頓教にして、往生即成佛を期する本願眞實の教、眞宗是也。一往相對に就ていはゞ、聖道にも權實あり、淨土にも亦權實ありて、彼此對等なるが如しといへども、若し再往絶對に約すれば、聖道の實教は超なりといへども、横に非ず、淨土の權教は横なりといへども、超にあらざる、横にして而も超なるは、獨り我宗の存するのみ、是によりて、釋尊は此教を説かんがためにこの世に出現し、十方の諸佛は皆共に之を稱揚す。法、既に極善最上なり、極惡最下の機といへども、聞信の一念に即得往生し、横に四流を超斷す。これを本宗の判教となす。

第五節 四法建立

宗祖聖人、本宗を開闢するに就て、教行信證の四法を立て、これを以て一宗の規模とせり。聖人自撰の教行信證文類には、く、謹案淨土真宗有二種回向、一往相、二還相、就、往相回向有眞實教行信證と。往相とは、念佛行者の淨土に往生して無上涅槃を證得する相狀にして、還相とは、往生の後、再此土に還來して衆生を化益する相狀をいふ。而して此二種の利益は、もと彌陀の願力より回施したまふ所にして、更に凡夫の發起する所にあらず、故に名けて回向といふ。その中、往相回向を開けば、即眞實の教行信證の四法なり。教とは眞實の教にして、三經の中特に大無量壽經をいふ。斯經は釋尊出世の本懷にして、彌陀成佛の因果と衆生往生の因果とを詳説したるものなり。行とは、その教に説く所の本願名號をいふものにして、この名號は諸の善法を攝し、諸の功德を具して十方衆生の往生の行體となるが故に大行と名く、即南無阿彌陀佛是也。信とは、その大行即南無阿彌陀佛の名號のいはれを聞きて疑なく信ずる信心なり。證とは、その信心の正因によりて得る所の無上涅槃の證果をいふ。

凡そ、教行證の三法を立て、修證の因果を示すことは、諸宗通途の所談なりと

いへども、本宗は特に信の一法を別開して、教行信證の四法となしたる所以は、本宗別途の法門にして、行は所行の法にして、信は能信の機なり。たとひ名號を稱すといへども、若、信にして如實にあらざれば證を得る能はず。故に念佛往生の本意は偏に金剛の信心にあり。是を以て宗祖聖人、教行證の外に更に信の一法を別開して、以て四法を建立せり。その源は大無量壽經第十八願成就の文に、聞其名號信心歡喜乃至一念、至心回向、即得往生、住不退轉とあるものにして、聞其名號は行なり。信心歡喜乃至一念は信なり。即得往生住不退轉は證なり。この行信證を證顯する實語を教と名く。更に溯りて之を因願に約すれば、行は第十七の諸佛稱名の願より出て、信は第十八の至信心樂の願より出て、證は第十一の必至滅度の願より出づ。而してこの四法建立は、師源空聖人の弘宣する念佛往生の深意を證顯するものにして、選擇本願の念佛の外に別に四法の存するに非ず。念佛を教ふるは教にして、念佛即行なり。念佛を信ずるを信といひ、念佛して成佛するを證と名く。されば教行信證の四法は、また念佛の一法を開きたるに過ぎざるなり。是に由りて、聖人自ら自己の信仰を告白して、親鸞にまきては、たゞ念佛(行)して彌陀に

たすけられまいらす(證)べしと、よきひとのおほせ(教)をかうふりて、信ずる(信)ほかに別の子細なきなり」といへり。

惟ふに、聖道の諸教にも各教行證の法門ありといへども、正像末の三時により各具缺の差ありて、或は教行ありて、證を缺き、或は教のみありて行證なく、末法の今日、未だ一人も證果を得たるものあらず。然るに、わが淨土の法門は、廣く萬機を攝し、ながく正像末の三時に通じて、凡て四法の利益に洩るゝことなし。是、本宗を稱して時機相應の要法といふ所以なり。

第六節 安心定得

善導大師、往生禮讚の中に於て、安心起行作業の三門を立て、以て専修念佛の相を示せり。本宗は、その中起行作業の二門を以て、安心より流出する報謝の經營となし、往生淨土の正因は、偏に安心を以て定得すべき旨を教へ、此を以て一宗の精髓とせり。この安心をば又は信心と名く、意に於て異なし。我等流轉の凡夫、眞實報土に往生して無上涅槃の妙果を證せんと欲せば、必ず金剛の信心を獲得せ

ざるべからず。若その信心を獲得せんと欲せば、先づ善知識に遇ひて本願の名號を聞かざるべからず。抑、本宗の安心はその體南無阿彌陀佛の名號なり。この名號は、衆生の淨土に往生すべき願行として阿彌陀如來の成就したまふ所なれば、因位の萬行、果地の萬德、悉くこの六字の中に攝在し、如來之を衆生に回向したまひ、衆生之を領得する一念に於て、たちどころに往生の大事を成辨する最勝易修の妙法なり。之によりて、善導大師はこの名號の義を釋して、言南無者即是歸命、亦是發願回向之義、言阿彌陀佛者即是其行、以此義故必得往生といへり。この名號の謂を聞きて信心歡喜する一念を以て、安心決得の時節となす。されば衆生の信心は、固より自心の發起する所に非ず、他力回向の大信心なり。この信心を、善導大師は開きて機法二種の深信とし、其相を分ちて、一には、我身は、罪惡生死の凡夫、曠劫より以來、常に没し常に流轉して、出離の縁あることなしと深信し、二には、彼阿彌陀佛、四十八願を以て衆生を攝受したまふ、疑なく、慮なく、彼願力に乗じて定んで往生することを得と深信すといひ、宗祖聖人はこの意を承けて、煩惱具足と信知して本願力に乗ずれば、即ち穢身すてはて、法性常樂證せしむといへり。要する

に本宗正意の安心は、我等自己の罪惡を信知すると同時に、如來の願力に乗託して、淨土往生の決定心を定得するをいふ。而してこの心凡夫自力の所爲にあらず、皆是れ如來回向の他力金剛心なり。蓮如上人は之を合して、雜行雜修自力のこゝろをすて、一心に後生たすけたまへと彌陀をたのむべしと教へたまへり。之に由りて、我等流轉の凡夫なりといへども、ひとたびこの安心を定得すれば、臨終の夕、永く生死を解脱して、無上涅槃を超越するものなり。之を本宗の安心とす。

第七節 現當利益

本宗の行者、ひとたび他力の信心を獲得するや、現當二種の利益を得べし。その現生に受くるものを正定聚と名け、當來に得るものを滅度といふ。蓋源、大無量壽經第十一願の文より出づるものなり。初に正定聚とは、往生の業事成辨して淨土に生るべき身に定りたることにして、之を大無量壽經には即得往生住不退轉と云ひ、觀無量壽經には、光明徧照十方世界、念佛衆生攝取不捨と説けり。念佛の行者信の一念の端的より如來攝取の心光に照護せらるゝをいふ。龍樹菩薩は之を即

時入必定といひ、源空聖人は凡平生時已成往生業と述べ、宗祖聖人はこれらの意を承けて、眞實信心の行人は、攝取不捨のゆへに正定聚に住す。正定聚に住するが故にかならず滅度にいたる。かるがゆへに臨終まつことなし、來迎たのむことなしといへり。是他家の臨終業成に簡ひて、平生業成の宗旨を成立したるもの也。而して宗祖聖人は、この現生の利益を詳かにして、之を十種に分てり、一に冥衆護持の益、二に至徳具足の益、三に轉惡成善の益、四に諸佛護念の益、五に諸佛稱讚の益、六に心光攝護の益、七に心多歡喜の益、八に知恩報徳の益、九に常行大悲の益、十に入正定聚の益、是也。

次に滅度とは、當來所得の利益にして、梵語に般涅槃那、譯して滅度といふ。大患永く滅して四流を超越するの謂なり。念佛の行者、臨終の夕に彼淨土に往生するや、直に無生の理に契當して、大般涅槃の妙果を證し、常樂我淨の四徳を具す。天親菩薩は佛の果徳を説明するに、廣略二門を以てせり。廣門とは、佛の果相にして二十九種の莊嚴をいひ、略門とは、佛の果體にして一法句即眞如是也。この二門は一不異にして、恰も水體と波相との如く、略を離れて廣なく、廣を離れて略なし。若

し略門に約すれば佛身佛土不二なりといへども、廣門に約すれば身土儼然として差別あり。滅度とは略門の妙果にして、宗祖聖人は得至蓮華藏世界即證眞如法性身といひ、即彌陀所證の妙果と異なることなし、而も能く廣を全ふするが故に、直に大悲を起して衆生利益に従ふものにして、宗祖聖人は遊煩惱林現神通、入生死園示應化といへり。蓋、廣を全ふするの略は自利を盡し、略を全ふするの廣は利他を窮む。斯くの如く自利利他圓滿するを本宗所證の妙果となす。

第八節 報恩行業

上に述べるが如く、本宗に於ては、安心起行作業の三門の中、起行作業を以て報恩謝徳の經營となす。中に於て、起行に禮拜讚嘆作願觀察回向の五念門ありといへども、特に稱名を以て最要とす。蓋、五念門中禮拜は身業、讚嘆は口業、餘の三門は意業にして、稱名は是口業讚嘆なれども、固より三業相應する故に、之を開けば稱禮念の三行となり、自ら五念門となるもの也。抑、本宗の安心は一念發起平生業成にして、信の一念發得の時、往生の大事既に成辨す、焉ぞ後念の稱名を以て往生の業

に擬すべけんや。たとひ報恩の稱名といへども、若その行體に就ていへば、第十八の本願より出づる者にして、願文の當意は、若不生者の果に對する往生の業因を誓ひたる者なれば、稱る所の行體は正定業の念佛なれども、行者の意許に約すれば、たゞ是報恩の行業のみ。是によりて蓮如上人は、一念の信心發得以後の念佛をば、自身往生の業とは思ふべからず。たゞひとへに佛恩報謝のためとこゝろえらるべきものなりと示せり。龍樹菩薩は、人能念是佛無量力功德、即時入必定。是故我常念といひ、源空聖人は、天に仰ぎ、地に伏してもよろこぶべし。今度彌陀の本願にあへることを、行住坐臥にも報ずべし。かの佛の恩徳を、といふ。是皆信後の稱名を以て、報恩の行業となす所なり。而て作業に就て、長時恭敬、無餘無間の四修あれども、要するに報恩の稱名を修する方法に過ぎず。

本宗は、ひとり本師彌陀の恩を報ずるのみならず、亦師主知識の恩に報ゆべきことを教ふ。設ひ彌陀の本願ありといへども、之を相承する知識なくんば、我等は之を聞信する能はざるを以て也。宗祖聖人は、如來大悲の恩徳は身を粉にし、ても報ずべし。師主知識の恩徳もほねをくださても謝すべしと。蓋、本宗の信者は

報恩の生活を営むべきものなり。

第九節 王法人道

本宗は二諦相資の宗教にして、その教ふる所廣く世間、出世間に亘り、眞諦門に於ては、一念歸命の安心を以て生死を出離すべきことを勸め、俗諦門に於ては、専ら王法人道を本とすべき旨を教ふ。眞諦の要はたゞ一念の信にあり、これによりて本宗の行者は強に出家發心のかたちを本とせず、捨家棄欲のすがたを標せず、農工商各自の産業に従ふを以て、専ら王法に遵ひ、人道を守らざるべからず、是を本宗の掟とす。源大無量壽經の唯除五逆誹謗正法の抑止より出づるものにして、同經の悲化段には、之を開きて廣く五善五惡を説き、當熟思計遠離衆惡、擇其善者勤而行之と勸め、或は勿得隨心所欲、虧負經戒、在人後也と誡む。故に異譯には本經を名けて過度人道經といひ、所謂五善を以て世間の倫理道德に相通することを示せり。本宗既に逆惡攝取の本願を説く、而も王法人道の勸善をなすは、矛盾の觀あるが如しといへども、唯是一念後念の別にして、若し一念の安心に約すれば

何ぞわが重罪を恐れんや、極惡深重の身を正機として救ひたまふ大悲の願力なりと信ずれば、後念の相續に至りては、藥あり、毒を好むべからずの訓誡に従はざるを得ざるに至る。蓋、本宗の王法爲本の教義は、決して他より假り來るものに非ずして、他力の安心より自然に流出する信後報恩海の波瀾なり。行住坐臥に佛恩を仰ぎ、造次顛沛に師恩を思ふもの、焉ぞ王法に背き人道に戻るべけんや。こはひとり人間の本分に契ふのみならず、亦是自ら諸惡莫作、衆善奉行、自淨其意、是諸佛教といへる諸佛通誠の意に契ふもの也。

以上、是を本宗教義の綱要とす。

第二編 歴史

第一章 本願寺の沿革

第一節 眞宗の開闢。宗祖聖人の化風

我邦平安朝の末運に當り、貴族の政權漸く武人の間に下らんとして、社會の思潮漸次に推移するや、佛教の氣運も亦之に伴ひ、貴族佛教の衰頹するに従ひて平民佛教の勃興を促すに至りぬ。後朱雀帝の頃、北嶺の僧徒ひとたび京師に嗷訴して、權門の家を襲ひしよりこのかた、屢日吉の神輿を奉じて洛中を擾し、南都の緇徒亦之に應じて、常に干戈を動かして攻伐息むことなく、遂に帝者をして三不如意の獄を發せしめ、時人をして山科道理の譏を起さしむるに至る。爾來動亂相次ぎて復收むべからず、靈場は徒に干戈の巷に變じ、經卷空く馬蹄の塵に委す。この時にありて高位高官の僧徒亦乏しからずといへども、概權門勢家より出る所にして、動もすれば虛榮の念に誇りて、一念菩提の何たるに想到すること鮮し。加之

ず、平氏の一門、藤原氏に代りて天下の權を掌握し、榮華の夢未だ闕ならざるに、既に諸州の源氏の掘起する所となり、宗盛宗族を擧げて西海に没落し、一門悉く壇の浦に沈む。世態の劇變斯の如し。これによりて縉紳武人、皆榮枯盛衰の常なきを感じ、生死朝夕をはかるべからざるの哀に泣き、心靈の飢渴こゝに極まりて、巷途者拯濟の大道を想ふ。是に於てか源平交戰の頃より智徳の僧四方に輩出して、奮ひて法運を既類に回らし、禪宗の弘通となり、律宗の復興となり、日蓮、時宗相次ぎて興り、未だ百年ならざるに形勢頓に一變して、日本の佛教復その光輝を放つに至る。

是よりさき、空也上人諸州に行化して彌陀の念佛を敷き、源信僧都亦北嶺に在りて淨土の法門を唱へ、永觀、珍海の諸師相次ぎて之を教ふといへども、時機未だ熟せず、淨土の教法は猶聖道諸宗の間に寓して未だ一宗を成すに至らず。良忍上人の融通念佛宗を唱るに及びて、始めて獨立の形をなすといへども、教義の上に於て尙未だ聖道の羈絆を脱する能はざりしが、源空聖人ひとたび世に出づるや、淨土の法門は始て其真義を發揮し、自力難行の聖道の諸宗に對して、他力易行の

一宗を成すに至れり。聖人、弱年より叡岳に在りて學徳共に高く、時人呼びて智慧第一の法然房といふ。爾來諸宗の碩學を叩きて出離の要法を求むといへども、未だ之を得ると能はず。偶、善導の觀經疏を讀みて一心專念彌陀名號の文に至るや、豁然として自ら悟る所あり。安元元年、歲四十三、全く餘行を擱きて茲に一向專修の宗を開く。その旨簡明にして直截、愚俗も亦修し易し。是に於て都鄙翕然としてその門に集り、貴賤皆その教を仰がざるなく、諸宗の碩徳亦その禪室を訪ひて化を受るに至る。隨て門人頗る多く、各その承る所を發揮して精華を競ふ。初、聖人一宗を興行するや、その對する所偏に聖道の難行にあり。これによりて特に重を行に置き、念佛爲本を以てその宗の綱要とせり。然れども、門流動もすれば尙聖道の餘習を脱せずして之を淨土の教旨に濫し、念佛に雜ゆるに餘行を以てし、自力の運心を加ふるものあるをみる。是に於て、宗祖親鸞聖人その門より出て、師の真意を傳へ、念佛爲本の幽旨を闡きて更に信心爲本の義を成し、以て自力の念佛に對して眞假を辨別し、淨土の眞宗を開闡するに至りしなり。

親鸞聖人は承安三年四月朔日を以て生る。身は藤門の苗裔なりといへども、淨

皇朝正興實志卷之五 皇朝正興實志卷之五

竊以聖道諸教並久廢淨去真宗證
道今盛絕諸身釋月昏度彷彿不知真
彼門子欲潔儒林迷行公無雜邪正
道路斯以興福寺學徒徒凌達
天皇 律身所

僧儀賜姓者表遠流予其一也今者
已非僧非俗是故以執字為號空即
并弟子等坐諸方自皇五十年始諸
皇帝 律身所 聖代律身

佐虎

世の榮華は永く保つべからざるを知り、九歳の春、慈圓僧正によりて佛門に入り、叡岳に登りて學を修め行を練ること十年。定水を凝らすといへども、謙浪頻に動き、心月を觀すといへども、妄雲猶覆ふ。乃ち出て、南都に赴ひ、諸宗の碩徳を歴訪して出離の要道を求むといへども、皆是聖道の難行にして、凡夫易修の法に非ず。再び北嶺に歸るや、顯密の聖教を習學すること十年、沈痛なる求道の念は益深く、遂に聖人をして佛天に祈らしむるに至る。初、根本中堂に祈り、建仁元年正月、更に六角堂頂法寺に參籠すること一百日、遂に聖覺に遭ひ、源空聖人の念佛を弘通するを聞き、直に吉水の禪室に參し、聖人に謁して出離の大道を問ふ。聖人、宗の淵源を盡し、教の理致を極めて之を述ぶるに、たちどころにその真髓を得て、他力金剛の信心を決定せり。爾來常に函丈に侍してその教を受け、源空聖人亦薰育最も篤く、自著選擇集を付屬し、且つ眞影を圖畫せしむ。三十一歳、師命によりて九條兼實の女を娶り、昉めて肉食妻帯の宗風の端を發く。

此時に方り、源空聖人の化導愈盛にして、念佛の聲都鄙の間に充つるや、遂に南都北嶺の嫉む所となり、承元元年三月、聖人を朝に誣奏す。朝廷乃源空聖人を土佐

顯淨土眞實教行證文類 草本 (親覺聖人御自筆)

坂東報恩寺に傳ふるが故に、古來坂東御草本と稱す。

皇朝土真寶志并通文匯 草本 歸德府人

竊以聖道諸教並立久廢淨去真宗
道个盛然諸身釋月香散彷彿不知真
彼月乃流潔德林迷行方無雜邪正
道路斯以興福寺僧徒徒達
天皇 律身所

僧儀賜姓者表遠流予其一也今者
非僧非俗是故以執字為
并弟子等並請方自
皇帝 請得成 聖代建春

に配し、親鸞聖人亦その上足の故を以て越後の國府に謫せらるゝに至る。時に年

三十五なり。自著顯淨土眞實教行證文類の後序に、當時の事情を述べていはく、

竊以聖道諸教行證久廢淨土眞宗證道今盛然諸寺釋門昏教今不知眞假門戶

洛都儒林迷行今無辨邪正道路斯以興福寺學徒奏達太上天皇諱尊成今上

諱爲仁聖曆承元丁卯歲仲春上旬之候主上臣下背法違義成忿結怨因茲眞宗

興隆太祖源空法師并門徒數輩不考罪科猥坐死罪或改僧儀賜姓名處遠流予

其一也爾者已非僧非俗是故以禿字爲姓空師并弟子等坐諸方邊州經五年居

諸

と蓋、是聖人行化の端をなしたるもの也。後、聖人語ていはく、大師聖人源もし流刑に處せられたまはすば、我又配所におもむかんや、もしわれ配所に越むかすんば、何によりてか邊鄙の群類を化せん、是なを師教の恩致なり」と。聖人初、綽空と名け、次て善信といふ、是に至りて更に親鸞と改め、自ら愚禿と號す。建曆元年十一月に至りて、勅免の恩旨を蒙るといへども、師聖人の既に京師に寂するを聞き、尚この地に止りて化を施せり。

爾來東北の諸國を遊履して、専ら群生を導くこと二十餘年、縁に隨ひて錫を留め、住ること或は一二年、或は五七年、中に於て最も久きを常陸稻田郷なりとす。後堀河帝の御宇元仁元年五十二歳、此地に於て顯淨土眞實教行證文類略して教行六信證といふ卷を著はして、淨土眞宗の宗義を述べ、之を眞宗開闢の紀元となす。初、疑謗をなすものも終には舊執を翻して他力に入り、曾て道化を嫉むものも却りて弟子となりてその教化を助け、遠近の道俗その門に集り、他力念佛の惠風關東の荒野に吹き滿ちて、群萌皆その德澤に浴するに至る。

貞永元年年六十、將に故郷に歸らんとして、關東を出て、上洛の途に上り、行化を施して諸處に止ること數年、嘉禎元年八月漸く京師に入る。嘗て越後に赴きしより幾ど三十年、先師は既に寂して道友亦多く世に在らず、況や先師の門流異義紛々として各その所立を争ひ、京師の教界これがために擾る、俯仰豈今昔の感なからんや。回顧すれば、塵世の事は終に夢幻のみ、偏に大悲の願船に乗じて光明の廣海に浮び、至徳の風靜にして徐に彼岸に赴く身の、世情の是非復關るに足らざるなり。爾後二十餘年、扶風馮翊意に隨ひて移り、跡を幽棲に晦すといへども、遠近

の門葉慕ひ來りて化を受くるもの陸續として相次ぎ、鴻化益揚りて著述亦多くこの間に成る。斯くて弘長二年十一月二十八日、化緣こゝに竭きて終に京師の禪房に入寂せり。

聖人智解高遠にして悲懷深廣なり。然も深くその光を韜みて人の知らんことを畏れ、身を田夫野叟に侔くして、自ら呼て愚禿といふ。われはこれ賀古の教信沙彌の定なりとは、常に門侶に語る所にして、小慈小悲もなき身にて名利に人師をこのむなりとは、深く自ら警むる所なり。常に門侶に對するに弟子を以て遇せずして、御同朋御同行といふ。いはく、それがしはまたく弟子一人ももたず、そのゆゑは彌陀の本願をたもたしむるほかに、なにごとををしへてか弟子と號せん。彌陀の本願は佛智他力のさづけたまふところなり、しかれば、みなその同行なり、わたくしの弟子にあらずと。聖人の恭謙斯の如し、然も昵近の門侶、屢夢にその如來の化現なることを感ず、以て聖人の高德の如何に人心に映じたりしかを知るべきなり。而て聖人の終生、袈裟法衣と共に緇く、また身に色彩を着けず、それがし閉眼せば、賀茂河にいでて魚にあたふべしといひ、眞宗の道場は、少くその棟を高く

して、比屋と簡ふことを得れば可なることを誨め、聖人の高風洵に懐ふべきにあらずや。然れども遺訓益盛にして門侶海内に充ち、遂に諸宗に冠たるに至る。初源空聖人の門下、俊傑輩出して各一家をなし、競ひて道統を傳ふといへども、數世にして往々斷絶するものあり。後世、西山鎮西、大谷の三家鼎峙して、并に法燈を耀かす。然して、西鎮の兩家は義に差異ありといへども、俱に未だ全く雜行を捨てず、獨聖人その群を抜き、管に廢立の軌轍を確守して、本師の法脈を墜さざるのみならず、その幽微を探り、玄旨を闡くに至りては、往々出藍の稱あり。六百年の後、聖上特に勅して見真大師の號を賜ふ。淨土門中、特に真宗と稱するもの、良に以あるにあらずや。

第二節 本願の創立、覺如上人の經營

宗祖親鸞聖人、洛陽の禪房に入寂したまふや、遺弟之を延仁寺に荼毘し、遺骨を鳥邊野の北、大谷に納め、聖人の息女覺信尼公、その子覺惠法師と共に之を守る。示寂の禪房を角坊と稱したるに因みて、時人亦之をしか呼びしといふ。尼公は聖人

の季子にして、初の名は彌女、日野廣綱に嫁して覺惠法師を生み、廣綱の死後、再び小野宮禪念に歸さしが、禪念の没後、薙髮して覺信と呼び、常に父聖人に侍せり。文永四年二月、遺弟顯智、洛東吉水の北の地を購ひて之を尼公に寄す。この地は、初源範頼の女の有する所にして、後之をその子藤原在基に譲り、顯智更に在基より之を購ひたるものにして、現今智恩院の境内崇泰院の地はその舊域なりと傳ふ。沽券にいはいはく、

沽却渡大谷地壹處事

口伍丈 奥同 南面拾參丈伍尺 北面拾丈漆尺

右件地一處者、自母所讓給也。而今依有直要用、錢十漆貫文、源氏女所沽却渡實也。但雖可本券制渡、依相交他事不制渡。以此狀爲新券、可被備向後證文、努々不可有他妨之狀、如件。

文永四年二月十一日

藤原在基

顯智御房

と、以てその廣袤を知るべきなり。

文永九年の冬、大谷の墳墓を改めて遺骨を此地に移し、佛閣を建て、宗祖の影像を安ず。此時に當りて聖人相傳の宗義愈興り、遺訓益隆なること在世の時に超え、事遂に天聽に達するや、龜山天皇勅を下して久遠實成阿彌陀本願寺の號を賜ひ、定めて勅願所となしたまふ。賜號の繪旨にいはいはく、

弘長二歳十一月廿八日入寂親鸞聖人、開淨土真宗引導凡俗、化益遍布日域、永潤法滅時、浴大谷流、現當利益神明擁護無疑、知天長地久育民瑞也、依賜紫宸宮、稱久遠實成阿彌陀本願寺也、繪旨仍如件。

文永九壬申十一月五日

左大史藤原朝臣基親奉

大谷留守職覺惠法師

と本願寺と稱するは蓋その略號なり。弘安三年、覺信尼公、如信上人を迎へて本寺の傳燈を嗣がしめ、之を第二世の住職となす。上人は宗祖聖人の第三子善鸞大徳善信母の息男なり。大徳嘗て聖人の使節として關東に赴ひ、後、彼地にありて異義を唱へ、聖人に背きて巫道の先達となるに至る。上人、幼より祖父聖人の膝下に在り、常に函丈に侍してその薰育を受け、一宗の要旨を相傳す。覺惠、覺如皆上人よ

り承くる所なり。上人既に本寺の傳燈を嗣ぎし後といへども、多く關東の行化に従ふを以て、覺惠法師をして代りて寺務を執らしめ、毎歲祖忌に上洛して之を親修するを例とせり。是を以て覺惠、母尼公と共に本寺を守り、益その經營に力む。

弘安四年四月、覺信尼公逝く。前年十一月、付屬狀を覺惠に託して、永く聖人の子孫をして本寺を管せしむ。是によりて尼公の逝後、覺惠専ら寺務を執りて祖龜の關鑰を司る。爾後十九年、正安元年に至りて更に寺南の地を購ひ、以て地域を擴張せり。此地はもと長樂寺隆寛律師の孫弟慈信房澄海の舊蹟にして、海の弟子、禪日房良海の住する所なり。是よりさき、覺惠、異父弟唯善をして偕に大谷に住せしむ。唯善常に寺域の狹隘なるを憂へ、屢之を宗徒に謀る。是歲夏、常陸奥郡の宗徒の上洛するや、直萬疋を得て良海より購ふ。廣袤略根本の地に等し。後、唯善堂舎を設けて之に居る。之によりて時人覺惠を北殿と呼び、唯善を南殿と稱して、先北殿に候し、後南殿に參するを例とせり。徳治二年四月、覺惠法師逝く。是によりて、その息覺如上人、祖母覺信尼公の遺志を承けて其後を襲ぎ、専ら寺務を經營せり。

延慶二年、唯善故ありて大谷を去り、關東に赴きて鎌倉常葉の地に住す。是より

先第二世如信上人、覺如上人を以て法嗣として、委するに大谷の事を以てし、自ら奥州東山に老ひて、正安二年正月遂に金澤の禪房に寂す。是に於て、覺如上人本寺第三世の傳燈を繼ぐ。後、護良親王令旨を下して、本願寺及久遠寺西山桂の里に在りを御祈禱所となし、元弘三年六月、再び令旨を下して、覺如上人をして本寺に關する諸般を管領せしめたまへり。令旨にいはく、

本願寺並久遠寺可爲御祈禱所由事、先度已被仰下畢、隨則親鸞上人影堂敷地、門弟等進止、並彼留守職專任證文之道理、可令全管領給者、依宮將軍親王令旨、執達如件。

元弘三年六月十六日

左少將(四條)奉

隨上 中納言法印(覺如上)御房

と、かくて寺基愈固し。

延元元年四月、足利尊氏西國の兵を率ひて京師に向ふや、官軍之を邀へ撃ちて利あらず、正成等戦死し、義貞敗走して、後醍醐帝叡山に行幸したまひ、五月三十日尊氏の軍悉く洛中に入る。京師擾亂、人心恟々として寧日なく、覺如上人亂を避け

て江州に赴き、瓜生津に於て越年す。六月三十日、行在の兵大舉して京師を攻むるや、爾來戦亂相次ぎて、名利の兵燹に罹るもの多く、本寺亦災に遭ひて、殿堂悉く烏有に歸す。二年を踰えて、延元三年十一月に至り、上人直三十六貫文を以て堂舎を購ひ、之を再興す。高田專空、和田寂靜、與りて力ありといふ。實悟記に「大谷殿は本堂阿彌陀堂 三間四面、御影堂は五間四面也、ちいさく御入候つる事に候といへるもの、蓋これといふもの也。

正平六年正月、覺如上人入寂す。上人夙に祖風顯揚の志ありて、専ら一宗の經營につとめ、永仁二年歳二十五にして報恩講式を著し、翌年更に聖人の繪傳を作りて、弟子淨賢をして之に圖畫を副へしむ。文詞絢爛、諸派争ふて之を傳へ、後世聖人の事蹟を探るもの、一に之を以て指針と爲さざるはなし。爾來著述頗る多く、行化亦頻にして、宗祖の遺訓、上人を俟ちて益その光輝を加ふ。當時南北各その雄を争ひ、戦亂相次ぎて世途日に難し。然れども上人この間にありて、堅忍能く尼公の素意を守り、遂に本寺現今の基礎を作る。嫡子存覺法師、智徳俱に高く、嘗て稍見解を異にすることありて、父上人の絶つ所となるといへども、亦宗風の發揚を圖り、著

述行化、共に父上人に亞ぐものあり。是時に當りて、宗祖の餘流を汲ひもの、皆その徳を仰ぎて、來從するもの雲の如く、宗祖開闢の一宗、上人父子に至りて始めて大成せり。

第三節 蓮如上人の出世、山徒の來攻

覺如上人、ひとたび寺基を固めてより、爾後一百年、善如上人、之を襲ぎ、緯如、巧如の二上人相次ぎて、その後を承けて、一宗の護持に盡すといへども、世情漸く非にして、法運稍衰ふる色あり。存如上人、深く之を慨きて、挽回の意ありといへども、時機未だ熟せざるを以て、復奈何ともする能はず。此時に當りて、蓮如上人出づ。上人は存如上人の嫡子にして、後、第八世の傳燈を嗣ぐ。甫て六歳、母公上人に告げて、いはく、希くは汝ち能く聖人の一流を再興せよと、去りて復往く所を知らず。これより備に艱苦を嘗めて、偏に祖風の復興につとめ、父存如上人、その志の堅を觀て、深く望を屬す。寛正の初に至りて、化風漸く揚り、門葉の歸するもの、日に多きを加ふるに至れり。

是より先き、叡山の僧徒、數祗園の神人を誘ひて、大谷を襲はんとして、果さず、上人の教化漸く揚りて、殊に江州に盛なるや、その地多く山門の領する所なるを以て、嫉忌の情堪ゆること能はず。寛正六年正月に至り、西塔の僧徒、相會して、遂に大谷破却の企を議し、之を三塔の衆徒に通ず。その隙にいはいはく、

寛正六年正月八日、西塔院勅願不斷經衆、集會可早被相觸、東山本願寺事、議白。右、天台四明之月光、耀翻邪向正之空、顯密兩宗之花句、播遮惡持善之苑、爰當寺者、與一向專修之張行、墮三寶誹謗之僻見之間、任上古軌範、可令停廢之條、勿論也。就中、號無礙光、建立一宗、勸愚昧之男女、示卑賤之老若之間、在々處々、村里閭巷、成群結黨、或燒失佛像經卷、輕蔑神明和光、邪路之振舞、遮眼放逸之惡行、盈耳且佛敵也、且神敵也、爲正法、爲國土、不可不誠。然間、去年閉籠之時節、可令切斷之處、依門迹御口入、捧陳狀之間、暫閑之畢、雖然、尙以不事止、彌倍增之上者、重犯更難遁之所也、所詮放公人、犬神人等、可令撤却寺舍之由、衆議偏同而已。西塔院執行代慶純。

と、蓋山徒本宗を目して、無礙光の邪義と呼び、諸宗を誹謗して、神明を蔑如するも

のと謂へり。これ上人が常に宗徒に對して、諸法を誹謗することを制し、神明の重
ずべきことを諭す所以なり。十日に至り、果して山徒百五十來りて大谷を襲ひ、京
師の浮浪亦之に加る。事倉卒に出るを以て防禦する能はず、上人潛に逃れて難を
近隣の定法寺に避け、山徒掠奪を逞ふして遂に堂舎を破却す。延元の再建より茲
に百二十九年也。江州の宗徒、急を聞きて馳せ來るといへども、山徒既に散して爲
す所なし。上人定法寺を出て、室町に移り、更に今法寺、壬生等の諸地に轉じて跡
を晦ます。山徒の餘憤猶息まずして頻に江州の宗徒を襲ひ、頗る殘虐を極むるに
より、宗徒堪ゆる能はずして金、森城に據り、以て山徒に抗す。一日山徒來り攻むる
や、宗徒防戦して首魁日淨坊を殺し、大に悦びて之を上人に報ず、上人驚きて之を
誠め、悉く衆を散せしむ。

是に於て宗徒相會して山徒と和を講ぜんことを議る。初、山徒に對して其誣妄
を辯明し、彼等と對論すべき備をなすといへども、既にしてその欲する所偏に利
にあることを知り、略すに財貨を以して、以て後患を絶つ。山徒意解けて、その奪ふ
所の靈寶を還付せり。

後、山徒再び大谷を襲ひて祖墳を發かんとするや、越前荒井の領主井上遠仲、京
師に在りて之を聞き、馳せ赴ひきて之を防ぎ、遂に山徒を退けて、祖墳全きことを
得たり。遠仲乃ち墳側に堂宇を營み、薙髮して願知と名け、固く之を護る。文明八年
蓮如上人その功を賞して佛像を賜ひ、子孫をして永く祖廟の守護に當らしむ。感
狀にいはく

今度本願寺依被滅、山徒之惡黨等、開山聖人遺骨欲掘返所、願知依一身才覺、全
御番仕、不移轉條、一世之満足、末代之名譽、神妙也、々々々、爲褒美、内木佛令授與、
候也、難有致仕、子々孫々迄、御廟所御番可仕候也。

文明八年正月十八日

蓮如(御在判)

願知

と。爾後、子孫相繼ぎて勝久寺と號し、世人呼びて大谷道場といふ。祐願の時に至り
て、法華の騒亂及信長の來難等ありて、祖墳殆ど荒廢に屬せんとしたるも、祐願そ
の妻妙正と共に之が護持につとめ、退轉せざらしむることを得たり。祐願の子祐
誓に至りて、寺基を富小路に移し、名を徳正寺と改む。

第四節 山科本願寺成る。一宗の中興

大谷破却の後、蓮如上人多く江州に在り。文明三年四月、潛に大津近松の禪房を出て、北陸に入り、越前加賀の間に化して、四年七月、吉崎の地を相し、堂宇を興して化を此處に敷く。是時に當りて時機淳熟し、遠近その風を傳へ、遂に出羽奥州に至るまで、男女貴賤聚り來るもの市の如く、諸寺主皆多屋をその傍に營みて居る。上人この地に在ること五年、努めて秘事法門等の邪義を摧き、諸宗を誹謗し、諸神を輕蔑するの弊を矯め、王法の遵守すべき旨を諭して、深く他力の信仰に導く。守護朝倉敏景亦深く上人の徳に歸して、つとめて上人の道化を護り、北陸の眞宗これより頓に盛なり。

文明七年八月、富樫政親の難あり。これによりて、上人密に吉崎を出て、海に泛ひて若狹に入り、丹波の路を経て攝津に赴ひ、更に河内紀伊の諸國に行化す。出口光善寺、富田、教行寺、堺、信證院等、皆この間に成る。文明九年十月、門弟善從道名西出口の禪室に來りて、上人に謁し、勸るに山城宇治山科に本寺を興さんことを以てす。上

人應ていはく、予希くは一處不住にして終らんと。然れども善從懇請して聽かず。是によりて翌年正月、自ら山科に赴ひきて地を相し、十一年三月、土木を起す。十二年八月、祖堂落成。方五十一月十八日、祖像を近松に迎へてこゝに移し、以て祖忌を營む。蓋、大谷破却よりこゝに十六年、祖像常に近松に在りしなり。遠近の縞素雲集して之を慶す。十三年六月、本堂成り、十四年正月、大門亦功を竣ふ。四圍に溝洫を設け、遠すに松樹を以てす。工事を起してより前後五年、結構完成し、名けて松林山本願寺といふ。

明應五年九月、大坂石山に堂宇を興して、退隱の處に擬し、八年三月廿五日、山科に入寂す。上人の生涯偏に祖道の發揮に在り、弘化の盛なること頗る宗祖の在世に超へ、邊陲の群類も亦その徳澤に浴するに至る。加之、佛光寺經臺、證誠寺善鏡、錦織寺勝慧等、皆その風を仰ぎて來り歸し、行跡の到る處皆巍然たる伽藍を成さるはなし。遺弟、上人の言行を録して、蓮如上人御一代記聞書と名く、ひとたび卷を緋かば、上人の平常歴然として、知ることを得。中にいへるあり、蓮如上人仰られ候、何たる事をきこしめしても、御心にはゆめくかなはざるなり、一人なりとも人

の信をとりたることをさこしめたきと、御ひとりごとには仰られ候、御一生は人に信をとらせたく思召れ候由、仰られ候と。又いはく、一宗の繁昌と申すは、人の多くあつまり、威の大なることにてはなく候。一人なりとも人の信を取るか一宗の繁昌に候と。明應二年正月一日、門弟道德の伺候するや、道德はいくつになるぞ、道德念佛まふさるべしといひ、一日宗徒來りて歳晚の禮を述べんとするや、無益の歳末の禮かな、歳末の禮には信心をとりて禮にせよと誨ふ實に上人畢生の志は、一に他力金剛の信心に在り、自も信じ、他にも信ぜしむるの外、復何等をも望む所なし。その人を導くや自ら下りて他に伍し、つとめてその意を簡易にして、その辭を高尙ならしめず、無智の民も能くその真意を透徹することを得しむ。御文、改悔文の如き、皆以てその化風を徴するに足るものなり。

初、上人の人と爲るや、寺運衰微して困苦言ふべからず。御一代記聞書にいはく、「よろづ御迷惑にて、油をめされ候はんにも御用脚なく候間、やう／＼京の黒木をすこしづ、御とり候て、聖教など御覽さふらふ由に候、又少々は月の光にても聖教をあそばされ候、御足をも大概水にて御洗候、又二三日も御膳まいり候はぬ御

事候由、承りあよび候と、以てその一斑を知るべきにあらずや。晩年に至りて益儉素を守り、嚴寒の漱盥も唯冷水を用ひ、深夜の燈心も僅に二炷に過ぎず。行住座臥常に佛祖の鴻恩を荷ひ、一紙半錢、尙佛物として之を尊重す。一日廊下に片紙の遺てたるを拾ひて、嘆じていはく、何ぞ斯く佛物を輕するやと、徐に雙手に捧げて之を戴く、以てその風を懷ふる足る。嘗て衆を誡めていはく、身はこれ無戒の凡僧なりといへども、既に出家の儀を表するもの、須く佛法を以て標幟となし、慎て凡情を擅にして嫁娶の俗事を本とすること莫れと。遺弟その志を奉じて専ら一宗の護持につとむ。本宗是より頼に隆なり。後世上人を尊びて一宗の中興といふ。

上人に十三男十五女あり、皆上人の遺風を傳へて諸地に散在し、各弘化の事に従ふ。長男順如上人光一度職を嗣ぐといへども、病の故を以て出口光善寺に退棲し、文明十五年入寂す。二男蓮乘兼加賀本泉寺并に越中瑞泉寺を主り、三男蓮兼加賀波佐谷松岡寺並に山内鮎瀧坊を創め、四男蓮誓兼加賀山田光教寺及越中中田坊等を創め、五男實如上人本寺を繼ぎ、六男蓮淳兼近江近松顯證寺に住して、後河内西證寺を主り、而て伊勢長嶋顯證寺を創め、七男蓮悟兼加賀本泉寺を主りて

同國に崎田坊、中頭坊、清澤坊等を創め、八男蓮藝孫攝津富田教行寺及名鹽教行寺を主り、九男實堅照近江堅田稱徳寺を主り、十男實悟使河内古橋願得寺を主り、十一男實順性河内西證寺を主り、十二男實玄繼大和飯貝本善寺を主り、十三男實從知河内牧方順興寺を主る。而て女子亦概ね名地の室となり、枝葉繁茂して一門之に榮ゆ。

第五節 加越の擾亂。下間氏の勃興

覺如存覺の二上人、嘗て化を越前に敷きてより、緯如上人亦越中に瑞泉寺を創め、宗門稍北地に興らんとするや、高田專修寺亦化を加越の間に施し、眞慧上人の來化するに及びてその徒漸く大ならんとす。この時に當りて蓮如上人居を吉崎に占め、大にその教勢を張るや、終に宗徒の間に於て彼我の衝突を醸すに至れり。富樫政親の難之に因りて起り、延いて北國擾亂の端を發く。

富樫氏は、藤原利仁の裔にして、歷世加賀を領し、足利氏の世に入りて益その勢を張る。政親嗣ぐに及びて、領内の宗徒漸く強大なるを患ひ、機を得て之を抑えんと欲す。會、宗徒專修寺の徒と争ふ所ありて之を政親に訴ふ。政親專修寺と姻あり、

故を以て宗徒を貶す。宗徒怒りて政親に抗するや、政親之を越中に逐ふ。既にして宗徒その抗する能はざるを覺り、使を吉崎に遣はして、之が講和を上人に請はしむ。奏者下間蓮崇越前の人、初阿毛氏、後下間と賜ふ。陰に異志を懷き、機を得て風雲に乗せんことを希ふ。宗徒の使至るや、上人の命を矯めて之を煽動し、自ら將として政親に抗せんとす。政親之を聞きて大に憤り、吉崎を襲ひて上人を害せんことを謀る。宗徒急を吉崎に告ぐるや、上人密に逃れて若狹に赴ひ、政親來りて火を吉崎の堂宇に放ちて遠る。時に文明七年八月下旬なり。上人、蓮崇を永くその門より放つ。

爾來、宗徒蜂起して常に政親に抗す。政親之を苦み、擊ちて之を除かんとするも、宗徒益強大にして、屢その敗る所となる。會、將軍足利義尙、六角高頼を伐たんとし、て兵を江州に出すや、政親乃ち之を援け、功に報ふるに宗徒擊退の教書を以てせんことを請ふ。義尙諾して之を與ふ。是に於て近國の兵を催ほし、高尾城に據りて宗徒と相對す。專修寺の徒亦之に應ず。長享二年六月五日、戰を開くや、城兵屢利を失ふ。七日政親衆を勵まして大に血戰し、再び宗徒の敗る所となり、城兵四散して亦支ふべからず。九日に至りて城遂に陥り、政親自殺して一門之に殉ず。是に於て

宗徒益威を逞ふし、進んで越中に入り、能登を平げ、更に轉じて越前を侵す。これより北國大に亂る。

永正三年七月、宗徒大舉して越前に向ふ。衆三十萬と號す。守護朝倉貞景、叔父教景等を遣はして之を九頭龍河に邀へしむ。專修寺の徒亦之を援く。八月に至り、宗徒大敗して退くや、貞景乃ち領内の諸寺を破却し、門葉を國外に追放して、悉くその資財を沒收す。吉崎の道場こゝに至りて全く退廢し、和田本覺寺、藤島超勝寺、久末照嚴寺、荒川興行寺、宇坂本向寺等、皆この災に罹らざるはなし。

當時、蓮如上人既に入寂して、實如上人職を嗣ぐ。上人、宗徒の妄に干戈を動すを患ひて、屢書を北地に下し、抑制につとむといへども、大勢また如何ともする能はず。蓋、應仁以後天下大に亂れ、群雄各その英を争ひて、到る處また寧日なく、皇威深く九重の裏に鎖され、柳營亦統御の權を失ひ、白晝の京師尙群盜の横行するを見るに至る。この時に當りて、苟くも生存を欲するものは、須らく武力を蓄へて自ら衛らざるべからず。既に武力を蓄ふ、是に於てか攻伐の事起る。各地に宗徒の蜂起するや、その源は實にこゝにあるものにして、獨宗徒のみならず、諸宗亦徒黨を編

して干戈の事に従はざるなく、加之、武人動もすれば力を宗徒に藉りて、自己の攻守に利せんとするものあり、斯くて終に底止する所を知らざるに至る。法嗣圓如上人、深く之を憂ひ、外寇の至るは坊舎を盛にするに因ることを鑒みて、制を宗徒に下して之を停め、晩年、超勝寺實顯の亂を喜ぶを測りて、言を父實如上人に遺して之を牽制せしむ。實如上人亦その入寂に方りて、一門及諸徒に遺すに法三章を以てし、武家と戦ふことを止め、他の采邑を犯して寺領となすことを停め、且つ王法を守り佛法を荷ふこと宗祖在世の如くならしむ。然りといへども、實如上人入寂して、證如上人尙幼なり、是によりて遺訓に戻り、漫に干戈を動かすものありて、遂に本寺をして戰塵の裡に立たしむるに至る。蓋、復當時の大勢止むを得ざる所なり。

是時に當りて、下間氏漸く勃興す。下間氏は清和天皇より出て、源頼政の後胤なり。頼政の曾孫宗重、宗祖に従ひて、確染し、常に左右に侍して、その化を助く。蓮位房是なり。蓮位の後仙藝、長藝、慶乘、慶阿、玄英等相繼ぎて、歴世の宗主に仕ふ。長藝、慶乘の時、本寺下間氏を擇びて、御堂衆となし、祖禰の開閉を司らしめ、爾來習を成し

て證如上人の時に至る。玄英に十子あり、一門これより強大、賴善、賴玄を経て賴秀に至るや、北地の擾亂愈熾なり。賴秀、筑前法橋と稱す。密に大志を懷き、弟賴盛等と共に北地に走り、超勝寺實顯等と相合して大に兵を興さんとす。長享元年七月、賴秀等本山の命なりと稱し、三山の坊主波佐谷松岡寺、山田光教、若松本泉寺ならん及四郡の長を招きて議する所あり。三山等以て不可となすや、賴秀等その已に違ふを怒り、即日兵を率ひて波佐谷を攻め、殿舎を焚き、寺衆を戮して、轉じて若松を襲ふ。これより宗徒更に兩黨に分れ、稱して大一揆、小一揆といひ、互に相攻伐して息まず。三山の黨、援を朝倉氏に請ふや、賴秀等更に朝倉氏と戦ひ、爾來累年、交戦息むことなし。天文二十一年に至り、證如上人、顯誓を遣はして加越の和を講ぜしむといへども、浮浪の宗徒尙その威を逞くし、終に織田信長の勲絶する所となる。

第六節 六角定頼の來攻。一門の顯榮

天文元年、近畿の宗徒、細川晴元の黨と隙あり。木澤長政亦晴元に與す。八月四日、細川木澤の黨相合して、和泉堺の東淺香の道場に放火し、その近郷を燒燼するや、

宗徒大に怒り、攝河泉の兵を催はして、翌日晴元を堺に攻む。木澤長政力めて之を防ぐといへども、宗徒諸地に蜂起して如何ともする能はず、遂に和を講ずるに至る。時に近江觀音寺の城主六角定頼、晴元と姻あり、故を以て直に山科の本寺を攻む。これよりさき、京師日蓮宗の徒、屢宗徒と戦ふ、こゝに至りて、大舉して晴元を援け、衆三萬と稱す。八月廿三日之を圍み、翌曉舉りて之を攻め、火を堂宇に放つや、烟天を焦して、四圍の民屋亦悉く灰燼に歸し、願行寺勝忍、下間融慶及賴益等之に死す。證如上人時に十七歳、祖像を奉じて宇治に出て、木津を経て大阪の別院に入る。石山本願寺是なり。文明の創立よりこゝに五十四年、山科全く頽廢して、本寺これより大阪に移る。江州の宗徒蜂起して六角家諸士の邸宅を燒き、以て定頼の來攻に報ふ。

是歲、近畿の混亂甚しく、攝津上郡の黨、火を富田の道場に放ちて宗徒の家を襲ひ、池田伊丹の黨亦起りて下郡の宗徒の家を燒く。天文二年正月、宗徒細川晴元を堺に攻むるや、晴元支ふる能はずして淡路に走り、三月五日、宗徒更に伊丹を攻めて燒却の寇を報ぜんとし、木澤長政の敗る所となる。是によりて晴元淡路より歸

りて池田城に入り、更に堺の宗徒を攻む。宗徒潰走、逃れて大阪に入る。五月五日、晴元の黨、三好木澤の諸黨と合し、更に京師日蓮の徒を誘ひて共に大阪に來襲す。宗徒防戦頗る力め、數月を経て猶拔く能はず。三好木澤の黨和を講じて退き、大阪の本寺稍平かなるを得たり。

是より先、後土御門天皇崩じて皇子勝仁親王を立つ、之を後柏原天皇とす。當時皇室の式微甚しく、節會大禮悉く廢して、僅に恒例の公事を存するのみ。即位の用度を幕府に徴すれども集まらず。管領細川政元謂く、主上既に踐祚す、即位の禮を行はざるも何ぞ朝命に輕重あらんやと。公卿四散して京師に止るもの尠く、三條西實隆、獨り心を盡して皇室を輔佐す。踐祚の後二十二年を経て、實隆本寺に來りて之を謀る。實如上人乃ち黄金一萬兩を上り、始めて即位の大禮を行ひたまふ。時に大永元年三月なり。天皇その志を嘉して、勅して門跡に准じ、且つ香衣を賜ふ。

證如上人に至りて攝家猶子の端を發き、天文十八年、後奈良天皇勅して權僧正を賜ふ。顯如上人嗣くに及び、永祿元年、正僧正に進み、翌年二月、正親町天皇勅して世襲門跡となす。而て下間頼總法眼に叙せられ、頼良、頼資亦法橋に叙せらる。是を

坊官の權輿となす。永祿三年冬、勅して本宗、顯證、願證の三寺を院家となし、後更に教行、順興等の七寺を加ふ。十二年八月、更に勅して上人の次子を以て臨門跡となす。興正寺顯尊是なり。この時に當りて諸種の儀式殆ど整備し、一門の顯榮漸くその極に達せんとす。

第七節 織田信長の來攻。長島の宗徒起る

織田信長、尾張に起りて連に諸城を陥れ、京師に入りて西のかた中國を略せんとするや、大阪石山の形勝を相て之に築かんと欲し、元龜元年正月、使を遣はして之を請ひ、寺基を他に移さしめんとす。顯如上人之を諾せんとす。家臣宗徒等諫ていはく、信長の人となり詭詐殘忍なり、その欲するところ豈管に土地のみならむや、寧之を辭するに如かずと。上人乃之に従ひ、その久住有縁の地たるを以て去るに忍びすとなし、遂に之を辭す。是に於て信長大に怒り、一舉して本寺を滅さんと欲す。是より先き、三好の一族、信長の破る所となり、逃れて阿波に在り。是歲八月、阿波より出て、攝津に入り、野田福嶋に陣して信長に抗す。信長先づ三好の黨を攻

め、直に虚に乗じて大阪を襲はんとす。本寺既にその謀策を探知し、檄を諸州に飛ばして急を門下に告ぐるや、諸國の宗徒陸續として來集し、死を決して之を護る。下間三家頼康、頼頼、頼朝武略あり。その餘の諸將亦豪毅、之に従ふもの皆一に護法の念を以てす。壘を高くし、溝を深くして以て信長の來攻を待つ。十二日、信長大軍を率ひ、來りて天滿の森に陣するや、大阪先づ奇計を以て兵を守口に出し、以て敵を誘ふ。信長之を撃ちて大に敗れ、裨將野村高勝之に死す。宗徒勝に乗じてその中堅を衝かんとするや、前田利家殿戰して之を防ぎ、信長僅に身を以て免ることを得たり。初、信長惟へらく、長袖烏合の衆、一蹶して掃蕩すべしと、是に至りて益その怒を深くす。この時に當りて、淺井、朝倉兵を出してその後を窺ふや、信長之を聞きて大に驚き、倉皇軍を回して京師に還る。石山の戰爭こゝにその端を發く。

元龜二年春、信長令を下して大阪の通路を絶つ。然りといへども、宗徒危を犯して來るもの相踵ぎ、軍資糧食之によりて乏からざることを得。大阪一度戰端を發きしより、信長深く宗徒を憎みて、到る處之を虐げ、宗徒亦各地に蜂起して信長に抗す。就中、尾張長嶋の宗徒最も強大、附近の宗徒皆之に加はる。信長先づ之を平げ

んとし、五月十日、自ら將として之を攻め、大敗して岐阜に退く。柴田勝家、伊賀範俊傷を被り、市橋氏家及卜全之に死す。

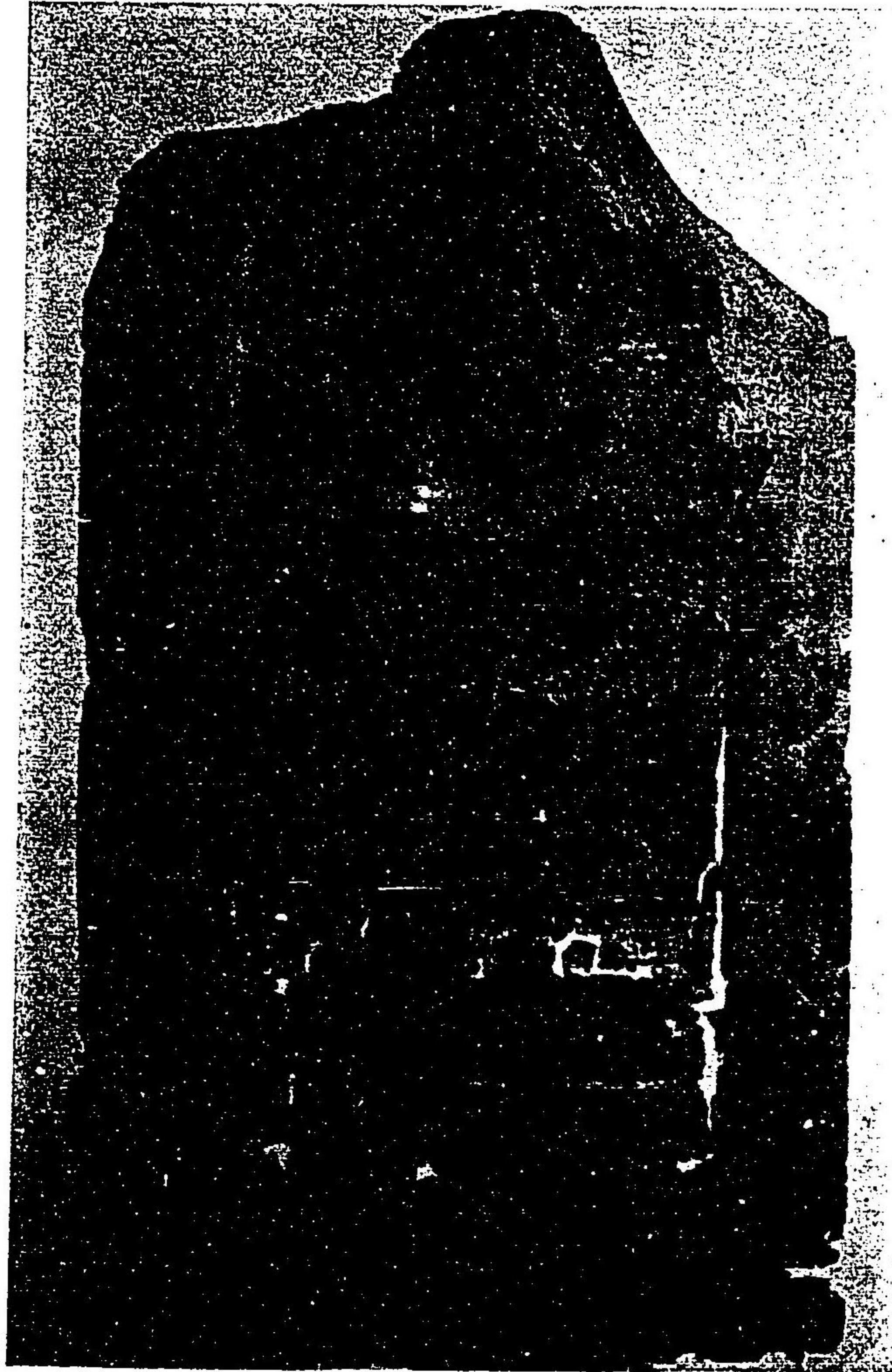
天正元年九月廿四日、信長再び大軍を率ゐて長嶋を攻め、別所、片岡の兩壘を抜き、進てその中堅を陥れんとす。會、風雨劇しく、宗徒途に遮るを以て、遂に果さずして軍を回し、林光時之に死す。二年七月、信長重て來り攻む。然れども城固して抜く能はず、信長伴りて和を乞ひ、宗徒をして城を出てしめ、而て伏を設けて悉く之を殺す。宗徒の免るもの、直に進て敵の牙陣を突き、信長の一族十餘人を屠りて、遁れて大阪に投ず。

三年八月、越前の宗徒起る。是よりさき、信長既に朝倉氏を滅ぼして、部下の將士を止めて之を護らしむ。是に至りて宗徒攻めて之を江州に逐ふ。信長乃自ら將として之を攻め、速に諸城を陥れ、尋て加賀に入り、悉く之を平ぐ。

信長ひとたび大阪に敗れてより、兵を留めて之を圍み、屢攻むれども、宗徒の勢力愈強大にして常にその敗る所となる。武田信玄使を本寺に遣はして、和議を講ぜんとして成らず、信長亦使を以てその退城を諭し、誘ふに利を以てせんとした

るも聽かず。是に至りて長島の宗徒滅び、加越亦平ぐを以て、四年四月、信長大舉して大阪を攻む。宗徒之を聞きて大に備へ、砦を木津に設けて之を待つ。五月三日、明智光秀、原田宗行等海陸并ひ進み、先鋒先づ木津を攻めて大に敗れ、原田宗行之に死し、衆皆潰走す。信長乃自ら三萬騎を率ゐて、肉薄して攻むといへども、連戦連敗、復奈何ともする能はず。是に於て信長謂らく、地の利に加ふるに人の和を以てし、容易に抜くべきにあらず、寧ろ糧道を絶ちて自滅せしめんには如かずと。よりて佐久間信盛父子を止めて、天王寺の堡を護らしめ、更に十餘堡を起して諸將を置き、嚴に本寺の通路を絶たしむ。この時に方りて本寺稍糧に乏し。乃使を毛利家に遣し、急を告げて援を乞ふ。毛利家、信長の中國に入らんことを慮り、常に兵を四國、淡路及攝津に出して之に備へ、而して暗に本寺を援護す。七月、小早川隆景、本寺の請に應じて、兵船七百を以て米二萬俵を送り來る。信長の勢之を遮るといへども、亦宗徒の敗る所となり、本寺の兵力愈振ふ。

六年四月、信長、信忠を遣はして大阪を攻めしめ、戦ふこと兩日、信忠亦利あらずして退く。七年十月、信長遂に氣屈して、羽柴、荒木の兩將を遣はして和を請はしむ。



(裏)
尼張龜崎淨賢寺藏



(表) 血誓の木尊
石山戦争の際の爲宗の署名血列したるもの

といへども、その譎詐を疑ひて聽さず。八年正月、信長遂に朝に奏し、勅を下して和せしめんことを請ふ。正親町天皇、廷臣庭田重具、勸修寺晴豊を使はして和を講ぜしめ、近衛前久、亦上人と舊好あるを以て、偕に來りて諭す所あり。上人乃命を奉じ、互に盟約して和議始て成る。時に天正八年閏三月五日なり。開戰以來茲に十一年、干戈の間に在りといへども、諸般の寺務滯るとなく、毫も平常に異ることなし。

四月九日、顯如上人祖像を奉じて紀伊鷲森に退く。然れども、法嗣教如上人は、教行寺證誓、下間頼龍、栗津源六等の議に従ひ、尙大阪に留りて再守備を修む。蓋、信長の陰險、勅によりて大阪を奪ひ、後、宗門を殄滅せんとを慮りて也。信長之を聞きて大に怒るや、顯如上人懼れて之を止めしめ、勅使再び下りて諭す所あり。これによりて、七月廿八日、教如上人大阪を致して亦紀州に赴む。顯如上人信長の怒を測りて、陽りて教如上人と絶ち、父子居を隔て、潜に相應援す。十年五月、信長果して弟信孝を遣はして、急に鷲森を襲はしめ、六月三日先鋒鷲森に入るや、宗徒大に驚きて之を防ぐといへども、事急にして如何ともする能はず。上人將に危からんとするや、信長京師に在りて其臣明智光秀の弑する所となり、報至りて、信孝倉皇軍

を收めて還る。是に至りて人心始めて安し。

第八節 洛陽本願寺成る。祖像を迎ふ

信長弑に遭ひて、秀吉天下を掌握するや、本寺に對して頗る擁護の意あり。天正十一年七月、顯如上人、教如上人と共に祖像を奉じて、鷺森を出て、和泉貝塚に移り、十二年八月、更に攝津天滿に轉じて、此處にあること前後七年。教如上人、常に父上人を助けて寺務に執掌す。十九年閏正月、秀吉、顯如上人の請に應じて、平安七條堀河の地十萬餘歩を施し、寺基を此處に開かしむ。八月五日、土木を起し、文祿元年十一月、祖堂落成す。乃祖像を奉じてこゝに遷し、本堂未だ成らざるを以て、佛像を祖龕の左邊に安す。この時に當りて、諸國の門葉上洛し、洛都の縑素來集して、人心愉快、宗風復盛なり。

是月廿四日、顯如上人暴かに病ありて、即日入寂す。秀吉肥前名護屋に在り、其計を聞きて、使を遣はし、哀悼の意を表して、且、嗣教如上人にその職を襲がしむ。書にいはく、

門跡不慮之儀無是非次第絶言語候。就中其方惣領の義候間、有相續法度以下堅申付、勤行無怠慢、當家相立覺悟肝要候。然者門跡本坊を被相移、其方之屋形を理光院うつし、北の御かた相副、一所に有之候而可然歟。興門理門をも引廻、母儀をも孝行候而尤に候。仍淺野彈正施藥院木下半助可申候。恐惶謹言。

極月十二日

秀吉朱印

本願寺新門跡

と。翌二年春、上人肥前に赴ひきて、秀吉を訪ひ、以て襲職の事を報ず。在職三年、故ありて之を弟光昭に譲り、自ら本寺の北舎に退居す。然れども門葉その徳を慕ひて來附すること、在職の時に異ならず。慶長五年九月、關ヶ原の役終りて、徳川家康京師に入るや、上人之を大津に迎ふ。家康懇情備に至り、上人に謂ていはく、嫡子の職を嗣ぐは固より當然なりと、上人をして其職に復さしめんとす。然れども上人固辭して、その友道を全ふせんことを請ふ。家康その志の奪ふべからざるを鑒察して、更に他日の機會を期す。七年二月、家康伏見城に在りて、天下の爲政を議するや、延いて本寺の事に及び、遂に上人をして其職に復らしめ、後陽成帝の裁可を経て、別

に洛陽六條七條の間、烏丸の地方四町を寄せ、更に堂宇を興さしむ。是に於て三月九日、上人再び職に復し、直に土木の事を起すや、都鄙の門下、愉ひて來集し、尼女も亦加はりて之を助く。

初、上人堀河の北舎に在りて、宗祖の畫像を安置したりしが、烏丸移轉に當り、上人家康に請ふに、上野厩橋妙安寺の祖像を以てす。像は宗祖晩年の自刻にして、弟子成然に付與したるものなり。成然は妙安寺の開基にして、歷世之を奉仕したりしが、是に至りて之を家康に上り、家康更に之を本寺に寄す。現今本寺の祖堂に安置する所の祖像即是なり。當時本多正信の妙安寺に下したる書にいはいはく

本願寺御取立に付、貴寺安置有之候親鸞聖人自作御影、門跡御所望之處、可被指進由、内府殿御喜悅被思召候。彌早速可被進之旨、今度以御使被仰遣候。依之御紋幕被遣、自今御紋被下之候、勝手可被相用候、仍執達如件。

慶長七年三月九日

本多佐渡守正信在判

上野國厩橋妙安寺御坊

と。而して家康之に附するに、采田を以てせんとす。上人いはく、地を寄せ像を賜ふ、

その惠既に多し、采田の如きに至りては、後世勳すれば之に安し、教化を怠りて祖風を墜すことあらん。願くは勤修の經營は、偏に門葉の喜捨に待たんと。遂に之を辭す。

八年正月三日、祖像洛に入る。之を堀河の北舎に迎へ、二月廿四日、供養會を行ひ、六月八日、烏丸に移る。下間頼龍、頼良、及栗津村昌等皆之に従ひ、天下の門葉爭ふて來り屬す。八月、本堂成る。世俗方位に約して、堀河を西、本願寺といひ、烏丸を東、本願寺と稱す。

第九節 寺基の擴張、祖廟の改移

慶長十九年十月五日、教如上人入寂するや、後室教壽院、その孫華山院忠長の幼兒を立てんとす。然れども下間栗津等の家臣、及徳正寺祐誓等、先主の遺志を奉じて、宜如上人を立つ、甫めて十一歳也。上人屢東下して、常に公府に接し、公府亦上人を遇すること頗る篤し。元和二年冬、上人江戸の歸途、鎌倉に遊び、會根本祖像の所在を知りて、之を將軍徳川秀忠に請ふ。像は覺惠法師の異父弟唯善、嘗て之を奉じ

て鎌倉に去りたるものにして、後、本寺に還付すべき聞ありしを以て、覺如上人專空と共に之を尾張に迎ふといへども、終に其實なく、空く京都に歸り、自ら彫刻して之を祖堂に安す。こゝに至りて秀忠上人の請に應じて、使を以て之を江戸に迎へ、三年四月之を本寺に寄す。現今本寺の寶庫に藏する常葉の御影是なり。

寛永十六年、將軍徳川家光、更に新地を本寺に加へてその境域を擴張せしむ。その地、東洞院以東六條七條の間にして、東西百九十四間、南北二百九十七間なり。當時尙荒郊に屬せしが、區割を定め、町制を敷き、市舎をしてこゝに移住せしめ、遂に街衢を成すに至る。慶長付屬の地を古屋敷といひ、寛永付屬の地を新屋敷と稱す。新屋敷の内に於て別に方百間を撰び、以て退隱の處に充つ。是地は、往昔六條磧にして、源融の居りし處なり。今や地勢變遷して人家稠密し、鴨川を去ること稍遠しといへども、園庭の間、十三景ありて別に趣を成す。名けて涉成園といふ。

承應元年、祖堂の改建を始む。規模頗る宏大。將軍徳川家綱、富士山の巨材を寄せて工事を助く。六月廿八日工事を興し、萬治元年三月落成。土木に従ふこと前後七年なり。廿八日祖像を遷して供養の式を擧ぐ。後、寛文七年、常如上人更に本堂の改

築を始め、十年に至りて落成。三月遷佛の式を行ふ。

承應二年、徳川家綱、東山大谷の地を寄せて祖廟をこゝに移さしむ。創立以來、本寺常に祖廟と共に大谷に在りといへども、遠如上人に至りて山門の來攻に遭ひ、寺基を山科に移してより、本寺と祖廟と地を隔つるに至る。以來、願知の子孫之を守りしが、慶長八年、家康、知恩院の寺域を擴張するに當りて、之を鳥部山に移さしむ。本寺烏丸に移りてより、更に祖廟を本寺の西南隅に築きたりしが、家綱大谷の地を寄するに至りて、祖廟を此處に移し、寛文十年八月改築の法要を營む。爾來漸次に發展し、元祿十五年、佛閣完成して輪奐の美備り。後、延享三年に至りて、徳川家重更に一萬坪の地を加ふ。

第十節 教學の振興、異義の徒出づ

慶長以後、徳川氏天下を一統し、四海泰平にして萬民各その處に安じ、秀忠、家光の治世を経て、社會の文運漸く勃興するや、本寺も亦寺基定まりて、漸次教學の發展に力むるに至る。是より先、教如上人就職以來、盛に諸地に本寺の別院を起した

りしが、明暦三年に至りて江戸淺草の別院成り、元祿二年、尾張名古屋の別院亦功を竣ふ。俱に規模廣大にして、殿堂亦宏麗。正徳二年、大阪の別院成り、元文元年、山科の別院成る。爾來尙相次ぎて諸地に別院を起し、輪番を置きて各地の寺務を司らしめ、専ら布教の方面に盡さしむ。當時之を呼んで掛所といふ。

布教の發展と共に學事も亦勃興して、寛文年間、別邸涉成園の一隅に曇舎を創め、末寺子弟の教育を始む。蓋、當時の國制、漫に曇舎を起すを許さざるを以て、筑前觀世音寺の講堂を移し來り、その名を存して學寮と呼ぶ。當時京師に了海あり、深く宗義を研き、専ら教授の任に當り、噫慶、樹心等、その後を繼ぎ、慧空出づるに及びて、宗學大に振ふ。正徳五年、始めて講師職を置きて一派の學頭となし、慧空を以て之に任ず。慧然之を承るに及びて、益子弟の誘掖に盡し、寶曆四年五月、學寮を高倉魚之棚の地に移し、規模を擴張して、新に曇舎を設け、五年正月、講堂上棟の式を舉ぐ。爾來漸次にその規模を發展し、慧然以後、慧琳、慧徹相次ぎて講師に任じ、慧徹の後、深勵出るに及びて、一派の學事隆盛の極に達す。最初の職制は、講師職一人を以て定員となせしも、寛保三年に至りて、嗣講師職を設け、享保七年更に擬講師職を設く

るに至る。講師、嗣講師は宗乘を講じ、之を本講と名け、擬講師は餘乘を講じ、之を内講と名く。創立の際、夏安居の制を設け、毎歲四月十五日に開き、六月二十六日に終るを以て其例とせしが、寶曆七年以後、更に春秋の二講を設け、擬講師をして宗乘を講ぜしむ。その盛なるに及びては、聽衆千を以て算ふるに至りしといふ。而して寶曆八年、大阪の信徒平野屋五兵衛、大阪の末寺を勵まして、講筵を難波の別院に開くや、各地開講の端を發き、獨り京師の學寮のみならず、爾來各地の別院等に於て、學匠を聘して講筵を設け、學事全國に普及するに至れり。

學事の普及は、動もすれば異解の徒を生ぜしむ。貞享の頃、既に越後に異議の徒を生じ、噫慶等之が歸正につとむといへども、聽かずして遂に公府に出て、寺社奉行の決を受くるに至れり。爾來屢異議の徒を出し、講者法主の命を承けて之を調理するを例とす。その中著きものを公巖、法幢、定觀、龍山、頓成、是海等とす。多く講者の調理によりて、其紛争を解く事を得たりといへども、獨り頓成に至りては、決を公府に仰ぐに至る。頓成は能登の人、弘化三年異議を唱へ、機の深信自力なりとの説を主張するや、講師大合等之を調理し、嘉永三年再び異議を唱へ、之に左擔する

ものありて、諸國の信徒之が爲に騷擾せり。於是講師靈階等命を奉じて再調理すといへとも、頓成等服せずして之を京都所司代に訴ふ。所司代頓成等を是として、學寮の所化淡水等を江戸に檻送し、之を寺社奉行に致す。四年六月、淡水等免されて歸るや、嗣講義讓等亦頓成等を調理し、その邪義たることの決するや、幕府頓成を罪して獄に下し、尋て豊前に流す。維新の際有されて國に歸り、尙異義を唱へて止まず、本寺の處置を蒙ること前後二回に及べり。

第十一節 宗名の爭論、天明の炎上

本宗は由來淨土眞宗と名く、宗祖聖人既に自ら本宗を名けて淨土眞宗と稱し、龜山天皇の繪旨にも亦この宗名を用ひたまひしより、歴世の宗主専ら之に従ひ、殊に蓮如上人は、當時世俗の一向宗と呼ぶを辯明して、開山はこの宗を淨土眞宗とこそさだめたまへり、されば一向宗といふ名言はさらに本宗よりまうさぬなりとしるべし。されば自餘の淨土宗はもろくの雜行をゆるす、わが聖人は雜行をえらびたまふ、このゆゑに眞實報土の往生をとぐるなり、このいはれあるが

ゆゑに、別して眞の字をいれたまふなり。文明九年御文といへり。然れども世俗尙一向宗、本願寺宗、或は門徒宗等と呼ぶものあり。而て公府も亦動もすれば之に倣ふ。是に於て安永三年八月、本山、隣山と共に書を公府寺社奉行に呈して、自今宗名を一定して、一切の公文には、必ず淨土眞宗の本名を用ゆべき旨を各藩に公布せんことを請願す。書にいはく

口上書

當宗開山親鸞聖人開宗の砌より、宗名淨土眞宗と被定置候處、御奉行所並御領私領御役所に於て、淨土眞宗とも一向宗とも御取計御座候に付、當宗門末の内にて心得違の輩も有之、御門主歎敷被存候。依之、諸國一統淨土眞宗と相定候様被致度候。此段御願可申上旨、京都より被申越候。以上。

午八月

淺草本願寺輪番(署名)

と、奉行松平忠順伊賀守之を寛永寺及増上寺に諮りてその可否を詢ふ。寛永寺之を可とす。然れども増上寺之を拒み、四年正月故障書を呈して、淨土眞宗の稱は由來我家の宗名なり、然るに之を他家に許すことあらば、彼此の宗名混雜の恐あるの

みらず、徳川氏累代歸依の本宗をして、浄土の偽宗たらしむるに至る所以を述べ、後小松天皇の黒谷金戒光明寺に下したまへる浄土真宗最初門の勅額、並に後陽成天皇の増上寺に下したまへる繪旨に、須開真宗立行の語あるを擧げて、浄土真宗の名は、獨我家の宗名なることを主張せり。十一月に至りて老中田沼意次、寺社奉行太田資愛備守をして、竊にその請を容れて、書を増上寺に下さしむ。いはく

兩本願寺より被相願候浄土真宗と宗號相唱候儀は、於浄土宗差障候趣、先達而松平伊賀守方に書付被差出、則右差障候旨を以、兩本願寺輪番に申渡、奉行所にては一尙宗と取扱候。

未十二月

と、増上寺直に之をその門下に傳ふ。是に於て本山大に驚き、閏十二月更に書を呈して、故障書の非理を反駁し、凡そ宗名は開祖の命名を以て本號とす、而して法然上人は自ら浄土宗といひ、聖光、善慧等皆之に従ひ、浄土真宗の名稱は獨り我祖の用ゆる處にして、他にその例あるを聞かず、これによりて龜山天皇の繪旨には、親鸞聖人開浄土真宗引導凡俗と宣ふことを述べ、且つ後醍醐、後柏原、後水尾諸帝の

宸翰、幕府古來の達令等を擧げて、増上寺の抗議の非理なることを訴ふ。隣山亦同じく反駁の書を呈し、専修寺、佛光寺、興正寺亦我に應ず。これより彼此の反駁相繼ぎ、互に争ふて下らず。安永六年二月に至り、公府御吟味中の旨を論して、兩者の公訴を撤回せしめ、而して幕府及諸藩の公文上、多く一向宗の名稱を用ふることに、なり。江戸増上寺、鎌倉光明寺の如きは、遽に浄土真宗の新額を掲げ、その他、門前に浄土真宗を榜するものあるに至れり。是に於て、本山、佛乘坊、慧琳等を東下せしめ、江戸に止ること十年、これが挽回の策を施すといへども、公府依違として決する所なく、隣山亦その訴を止め、形勢漸く非ならんとす。

天明八年正月晦日、曉卯刻、洛東火を失す。偶夜來の暴風益劇く、火勢延きて洛中に入るや、京師之が爲に焦土に化し、翌朝に至りて尙息まず。焼失の民家十八萬三千、死者二千六百を超ゆ。大内、仙洞御所、及二條城皆災に罹りて、主上加茂に行幸したまひ、後、聖護院を以て行宮となす。本山亦類焼して、諸堂悉く烏有に歸し、乘如上人祖像を奉じて、難を大谷に避け、火勢益熾なるや、更に清閑寺の路を経て、山科の別院に遷る。京師の慘狀斯の如し、是が爲に宗名の訴訟頓に挫折せんとするや、江

戸淺草の宗徒、寶景光國、頼朝本及大旭宗恩等大に之を憂ひ、奮起して身を以て之に當らんことを盟ふ。是時に方りて、老中松平定信越中守、白河樂翁公、大内造營の事に従ひて京師に上る。定信聰明絶倫、田沼意次の失政の後を承けて頗る良相の名あり。寶景等、寺社奉行の荏苒久しきを病みて、直に決を定信に請はんとす。六月二十五日、頼朝を留めて後事を託し、寶景大旭と共に定信の歸府を箱根に要し、直に書を輿中に呈して、具にその衷情を訴ふ。字句悉く涙に満つ。定信見てその赤誠を賞し、且つその管する所に非る旨を告げて書を却く。兩徒江戸に歸り、七月二十一日、更に江戸城外に寺社奉行牧野惟成備前守の歸館を要して書を呈し、自ら増上寺と論してその正否を決せんことを請ふ。惟成事を左右に託し、慰諭してその書を却く。十月本山、その上を犯したるの故を以て、兩徒を罪して之を自院に蟄居せしめ、頼朝亦同志たるを以て之に加はる。然れども意沮まず。十一月六日、再び松平定信を桔梗門外に要して書を呈し、復却けらるといへども、尙屈する所なく、爾來常に奉行所に薄りて愁訴至らざざなし。府吏亦その苦衷に感じて、専ら慰諭につとめ、百方之を抑えんとしたるも、✓かすして遂に翌年の三月に至れり。

寛政元年三月十八日、公府遂に書を本山に下す。いはく

宗號御願之儀無餘儀事に候。乍然當時御繁務中、急遽之御沙汰には難被及候。猶追而御沙汰有之迄は、先御願中之御心得たるべく候。

と。而して同時に亦増上寺に書を下す。いはく

宗號之儀、當時御繁務中、急遽之御沙汰には難被及、追而御沙汰可有之候。

と。而して後、輪王寺宮の言により、一萬日御預けといふに決す。發端以來茲に十六年、是に至りて始て靜なるを得たり。

寛政元年冬、假堂を營みて祖像を大谷より遷し、二年再建の工事を興すや、公府飛驒白川の森林より用材四千六百七十本を寄せて之を助け、十年三月に至りて落成し、輪奐また舊に復す。

第十二節 炎上相次ぐ。嚴如上人父子の勤王

寛政十年兩堂の再建成り、爾後二十五年を経て、文政六年十一月十五日に至り、夜半、土木の工場火を失して、延いて新築の兩堂に及び寢殿、大門、鐘樓等悉く焼失

して、僅に鼓樓及寶庫を除す。達如上人難を大谷に避け、法嗣寶如上人岡崎に移る。是によりて祖忌を大谷に修し、十二月十六日東園に還る。八年正月、將軍徳川家齊、飛驒の巨材二千餘を寄せて工事を助け、天保六年に至りて兩堂落成し、三月遷佛遷座の供養を行ふ。後、二十三年を経て、安政五年六月京師大火、本寺再類焼に罹り、東園亦灰燼に歸す。上人また難を大谷に避け、十二月東園の屋舎成るに及びて、還りてこの處に入る。六年、假兩堂の建築を企つるや、將軍徳川家茂先例によりて飛驒の巨材二千餘を寄せ、萬延元年八月落成す。廣袤故の如し。四年を経て、元治元年七月十九日、京師戰亂、本寺また兵燹に罹り、東園學寮等皆烏有に歸す。達如、嚴如及現如の三上人、難を山科の別院に避け、慶應元年九月十五日、東園の屋舎成るに及びてこの處に還る。

十一月廿九日、孝明天皇、綸旨を下して本寺を再建せしめたまひ、且つ白銀三十枚を下賜して、土木の資に充てしめたまふ。綸旨に曰

奉爲龜山帝、勵諸門徒、早構堂宇、致佛法紹隆沙汰、可專御菩提者、依天氣執啓如件。

慶應元年十二月廿九日

權右中辨(花押)

東大谷前大僧正嚴如御房

白銀下賜の書に曰

昨年七月類焼之處、猶奉爲龜山帝、堂宇再建之儀、如綸旨候。依之、白銀三十枚賜之候間、彌勵諸門徒、速成就可有之旨、御沙汰候也。

慶應元年十二月廿九日

定功

東山大谷本願寺御房

と、翌年十一月五日に至りて、幕府亦五萬兩を下付す。書に曰

近年度々之火災に付、書面之趣旨、格別の譯を以て、金五萬兩被下之。

と。是歲八月假堂落成し、祖像を東園より迎へて此處に遷す。明治十二年五月、兩堂再建の旨を發示し、十三年これが工事を起すや、宮内省より一千圓を下賜せられ、廿八年に至りて落成、四月遷佛遷座の式を行ふ。現今の兩堂即是なり。

是よりさき、慶應元年十一月四日、達如上人入寂す。上人幼にして父を喪ひ、歷住最も長く、身を終るまで四度火災に遇ひ、飽くまで艱苦を嘗め、その老に及びて、尙

我々として教化倦む所なし。安政六年十一月、上人年正に八十、朝廷上人を召してその教化に力ひるを賞し、賜ふに紫衣純色の制を以てす。書にいはいはく

多年之寺務無懈怠、佛法世法衆徒之教導能整、且齡及八旬之間、以格別之思食、可聽著紫衣純色、不可爲後例之旨、被仰下候事。

と。翌年に至りて更に鳩杖を賜ひ、之を宮中に用ゆることを許したまふ。

殿如上人深く王事を憂ひ、法嗣現如上人と共に力を盡して公に奉ず。文久三年攘夷親征の議定まるや、故を以て一萬兩を朝廷に献じ、慶應元年、後嵯峨龜山の兩帝の御陵の荒廢するをみて、恐懼措く能はず、直にその修理を始め、翌年功奏するに方りて、朝廷特に御直衣一領を賜ひ、その志を賞す。書にいはいはく

天龍寺内、後嵯峨院、龜山院。

右法華堂多年荒廢、深被恐思、召之處、今度悉皆奉修補、丁寧修工、敬感候、殊速成功、積年之叡念、一時に奉安之條、御満足不斜、依之、御直衣一領賜之事。

と。而て明治元年正月三日、旨を奉じて、一千兩を朝廷に献ず。五日山科宮殿下來諭して誓書を徴したまふ。是に於て殿、如上人、嗣現如上人と共に連署して朝に奏す。

その意にいはいはく、徳川氏の恩輕からずといへども、固より天恩の浩大なるに比すべきに非ず。既に大義の在る所を辨ふ、彌勤王の微衷を盡さんとす。若適宜の事を命じたまふことあらば、謹みて之を奉ずべしと。而して六日、現如上人をして入朝せしむ。詔ありていはいはく、方今、東兵西に向ふの說あり、之によりて當に官軍を近江大津に出さんとす。是時に當りて干戈の動くや、且夕を測るべからず。若糧資の闕乏することあらんには、則ち大に安からず。此際に當りて、汝須く力を此に盡すべしと。よりて十日、復一千兩を献じ、殿如上人遂に現如上人と路を分ちて出て、近江より順次に美濃尾張を経て三河に入り、勤王の大義を説きて、大に宗徒を勧誘し、京師に歸るや、米四千俵及金五千兩を献じ、四月復西近江を経て越前に赴む。歸來金五千兩を献ず。而て次子勝縁をして、代りて飛驒に赴かしめ、歸りて復一千兩を上る。

二月、天皇親征の擧あるや、乃ち大阪の別院を以て行在所となし、且つ太政官代に充て、四月、本寺を以て會計官に充つるの命あるや、復一千兩を上る。六月十日、軍務官命を傳へて、家従下間頼一及森川某をして、征東將軍仁和寺宮に從はしめ、末

徒長堅寺祐言等をして、軍將久我通久に従はしむ。二年秋、北海道開拓の内諭を承け、翌年現如上人をしてその事に従はしむ。二月十日、現如上人開拓の途に上る。下間法眼、宇野三左衛門、松井逝水等五十餘人之に従ひ、七月七日箱館に着す。當時の北海道は尙全く不毛の地に屬し、開拓の困苦言ふべからず。現如上人、宗徒及土人を督して之に従はしめ、四年十二月、三道開拓の功を奏し、費す所殆ど三萬兩に上る。

二年正月、民部省命を傳へて、維新以來献金の功を賞し、金一萬匹を賜ひ、爾來益力を王事に盡し、公益を資けて、恩賞數下る。廿二年、嚴如上人、職を現如上人に譲るや、廿四年七月、朝廷現如上人を宮中に召して、殊に御紋付五條袈裟一領を賜ふ。その書左の如し。

正三位 大谷光瑩

維新ノ際、力ヲ王事ニ竭シ、爾來公益ヲ資助ス、其勞顯著ニ付、特別ヲ以テ御紋付五條袈裟一領下賜候旨、御沙汰候事。

明治二十四年七月十五日

宮内省

第十三節 維新後の本願寺

蓮如上人以後、一宗殆ど干戈の間に在るや、本山譜代の家臣漸く勃興し、戰國時代を過ぎて徳川氏の治世に入り、本山の事務は凡て之が掌握する所となり、僧侶は教學に従事するに過ぎざりしが、明治の初年、徳川氏大政を奉還して、維新の大業成るに及びて、本山事務の組織も亦其面目を新にし、從來の家臣の職權は、全く末寺僧侶の掌中に歸するに至れり。四年十月三日、夜半、嗣講空覺、京師上の口劍先寮に於て、刺客の暗殺する所となる。蓋、空覺、當時有志の僧侶と共に、専ら寺務の改正に盡したるを以て、遂に舊臣の怨府となりたる也。然れども、社會の大勢は本山の改進を促して止まず。五年三月、契縁、順明、大船、舜台をして改正掛となし、以て改正の端緒を發かしめ、同年五月、始て寺務所を開設し、七月八日、連枝勝縁をして改正掛總長となし、益、革正の實を擧げしむ。九月、法嗣現如上人、海外宗教視察のため、に渡歐して、翌年八月歸朝するや、直に總務に任じて、寺務を都督し、茲に全く舊習を一洗するに至れり。

此時に方りて、宗徒、大教院の分離を唱ふ。是より先、官神佛判然の令を下して、兩教混淆の舊習を破り、且つ佛教と政治との關係を絶ち、五年、神祇省を改めて教部省となすや、敬神愛國の旨を體すべきこと等、三條の教則を頒ちて、國民の歸向を知らしめ、教導職を置きて之が宣布の任に當らしむ。而て當時の佛教は頗る窮迫の位置に在り。是に於て、五年五月、佛教各宗官に上書して、神佛合併教院を創め、以て完全なる教導職を養成せんことを乞ふ。官之を許すや、乃先大教院を東京に設け、各地に中教院を置き、各宗寺院を以て小教院に准ぜしむ。然れども、大中教院に奉祀するものは、皇國の神祇にして、威儀作法多く佛教の本旨に反る。此時に方りて、石川舜台等、現如上人に從ひて歐洲より還り、隣山の徒島地默雷等亦同地より歸朝するや、大に大教院の分離を唱ふ。興正寺攝信、佛光寺達性之に反し、我徒數十亦非分離論を唱ふるあり。宗徒の局に當るもの、東奔西走して其幹施に力め、八年四月、官遂に合併教院廢止の令を布き、分離の實を擧ぐるに至れり。

是時に至りて、寺務の改正略整頓し、最も力を教學の發展に盡し、諸種の教校を興して子弟の教育につとめ、海外に別院を設置して布教の端を發き、且つ南條文

雄、笠原研壽を派遣して歐洲に留學せしむ。當時の寺務所は、式務、教育、度支、監正及庶務の五課より成り、且つ博多、仙臺、廣島、愛知等に寺務出張所を設けて、地方の行政を整齊せしめたり。

九年十一月廿八日 今上皇帝、勅して宗祖聖人に見真大師の諡號を賜ふ。宣旨左の如し。

故 親 鸞

諡見真大師

太政大臣從一位勳一等三條實美奉

明治九年十一月二十八日

十二年九月二十八日、見真二大字の勅額を賜ひ、十五年三月廿二日、更に蓮如上人に慧燈大師の諡號を賜ふ。

十四年六月廿五日、東派の名稱を改めて大谷派と名く。初、明治四年十二月、朝廷命じて本宗を一向宗と名けしめ、翌年三月、更に改めて真宗と稱せしむるや、爾來、隣山と區別するために東派の名ありしが、こゝに至りて真宗大谷派と公稱する

に至れり。

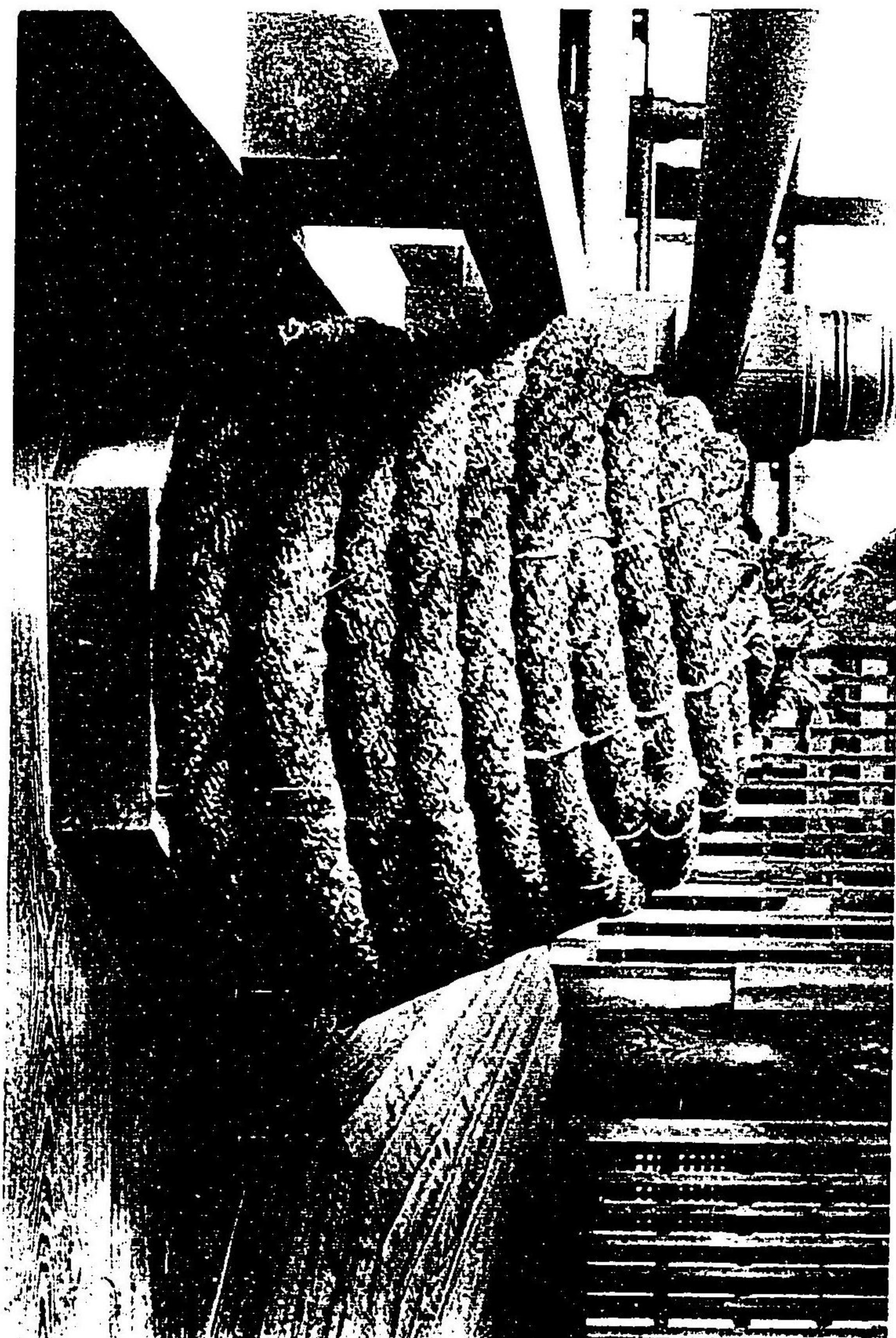
十二年五月、兩堂再建の旨を發示し、十三年十月之が工事を起す。規模宏壯、諸國の門葉争ふて工事を助け、獨童も亦其資を献ずることを愉しむ。工場、堅牢の綱を要するや、老若の婦女喜んでその頭髮を斷ち、忽にして毛髮の大綱五十餘條を得たり。一條の長數十尺、重量概百貫を超ゆ。以て兩堂工事に對する門末の心情を觀るべきなり。二十二年五月九日、大師堂上棟の式を擧ぐるや、諸國の門葉來集するもの五十餘萬、二十八年四月に至りて兩堂落成、輪奐たる伽藍、洛南の雲表に聳え、偉觀復海内に比すべきなし。

以上、之を本寺沿革の概要とす。

毛

綱

婦人の頭髮を以て作りたるもの長二十二丈八尺、
 大^一尺一寸、重^一百貫、越後國新編信徒の獻納したる
 もの也。此外に五十二房あり。



1954年 日本国産糸の生産状況

糸の生産量は、1954年10月1日現在、前年同月比で、

10.5%増加した。これは、1954年10月1日現在、

第二章 傳燈略譜

宗祖 親鸞聖人

宗祖親鸞聖人、一名は善信、俗姓は藤原氏、大織冠鎌足の裔にして、皇太后宮大進日野有範の長子なり。母は源義親爲一云の女吉光。高倉天皇の御宇、承安三年四月朔日を以て生る。童名松若丸。四歳にして父を喪ひ、八歳にして母を喪ふ。よりて伯父範綱の養ふ所となり、仲父宗業に従ふて儒典を學ぶ。天性岐嶷、早く出塵の志あり。養和元年春、甫て九歳、範綱携へて青蓮院慈圓の室に入らしめ、薙髮して範宴といひ、假名を少納言と號し、北嶺に上りて登壇受戒す。爾來多く叡山に在りて天台の玄旨を研き、南都に遊びて大小の濫輿を極む。建久八年二十五歳にして少僧都に任じ、終に聖光院の門主となるに至る。然ども自ら謂らく、聖道の難行は下機の堪ゆる所に非ず、須らく要法を求めて自他の解脱を期せざるべからずと。是に於て指示を神明佛陀に請ひ、殊に一百日を期して京師の六角堂に詣て、偏に救世の冥應を求め、期滿つる夜、靈夢を蒙り、聖覺の導く所によりて吉水の禪室に赴む。

き源空聖人に謁して出離の要道を問ふ。源空聖人教の理致を窮めて之を誨ゆるに、立るにその玄旨を得て、金剛の信心を決得するに至れり。時に建仁元年春、聖人二十九歳也。乃ち名を改めて緯空といふ。

爾來、常に師の函丈に侍して専ら修道に力め、師聖人亦之を器として慈育頗る篤し。建仁三年、師命によりて關白九條兼實の女を娶る。蓋是本願相應の根機を表し、在家往生の軌範を示さんがため也。元久二年三月、師聖人選擇集を聖人に授く。本書は師聖人嘗て兼實の請に應じて撰集する所にして、具に淨土の要法を述ぶ。その諸行を捨て、専ら念佛の一行を立つるを以て、他の忌諱を憚りて輒く人に示さず、之を受くるもの僅に高弟數輩に過ぎず。而して今之を聖人に授くるや、内題等を親書して、丁寧他に異なるものあり。加之、聖人をして自の眞影を畫かしめ、自ら銘を書して之を與ふ、亦以て師聖人が如何に聖人に篤かりしかを知るべきなり。聖人更に名を善信と改む。

承元元年二月、南都北嶺の僧徒、源空聖人の師弟を朝に誣奏するや、朝廷、師聖人を土佐に配し、聖人亦上足の故を以て越後に謫せられ、罪名を藤井善信と賜ひ、配

所國府に居ること五年、愚禿と號し、名を親鸞と改む。建曆元年十一月、勅免に遭ふといへども、猶邊州の有情を化益せんがために配所に止まり、後轉じて關東に入る。或は傳ふ、二年春、京に歸りて山科に興正寺を創むと。爾來東北の諸州を遊化して、縁に隨ひて錫を留む。元仁元年、聖人年五十二、常陸稻田に在りて顯淨土眞實教行證文類六卷を著はし、淨土眞宗を開闢す。權實の判諸家を絶し、師の奥旨を闡きて他力の大信を發揮す。嘉祿元年、下野高田に一字を創むるや、後堀河天皇勅して專修寺の號を賜ふといふ。聖人東北に在ること凡二十餘年、時機純熟して、遠近の道俗皆その門に聚る。

貞永元年、聖人年方に六十、關東を出て、故郷の途に上り、相摸に至りて錫を留ると年餘、北條泰時の請に應じて新寫の藏經を校す。行、沿道に化を施し、嘉禎元年四月、近江木部に至りて錦織寺を創む。傳に曰く、曆仁元年七月六日夜、天女降り來りて紫香錦一鋪を織り、以て本尊に供す。事、朝に聞ゆるや、四條天皇額を賜りて天神護法錦織之寺といふと。歸洛の後、寓を諸處に轉ずといへども、多くは五條西洞院に在り、幽棲を占むといへども、新舊の門葉徳を慕ひてその門に集り、著述亦多

くこの間に成る。

弘長二年十一月下旬疾に嬰り、廿八日午刻入寂、壽方に九十に滿つ。遺弟龜を奉じて延仁寺に闇維し、遺骨を拾ひて之を大谷に藏む。受訓の徒衆考妣を喪するが如く、在世の當時を回想して追慕せざるものなし。著す所、教行證文類六卷の外、淨土文類聚鈔一卷、愚禿鈔二卷、入出二門偈一卷、和讃三卷、三經往生文類一卷、尊號真像銘文一卷、一念多念證文一卷、唯信鈔文意一卷、往相還相回向文類一卷、並に法語消息數十篇、皆世に傳ふ。後、覺如上人、親鸞傳繪二卷を著はして聖人の行蹟を述ぶ。門弟頗る多く、中に於て、眞佛、性信、顯智、源海、了海、明空、蓮位、唯圓、順信等、各道化を助けて最も世に聞ゆ。七子あり、一範意、二女子、三善鸞、四明信、五有房、六女子、七女子。而して善鸞の子如信嗣ぐ。明治九年十一月二十八日、今上皇帝勅して見眞大師の諡號を賜ふ。

附 覺信尼公

覺信尼公、俗名彌女、右兵衛督局といふ。宗祖聖人の第七子なり。母は關白九條

兼實善爲三の女、貞應元年を以て生る。幼にして右大臣堀河忠親に事へ、後、太政大臣久我通光に仕ふ。壯なるに及び、姻戚日野廣綱に嫁して二子を擧げ、長を光壽後改といひ、季を光玉女と名く。寛元三年、二十四歳にして夫を喪ひ、再び小野宮禪念に歸きて唯善を生む。禪念の没後、薙髮して法名を覺信と稱す。宗祖聖人遷化の後、大谷の廟地を寄せて堂宇を創め、長子覺惠と共に之を護る。龜山天皇特に旨を下して寺號を賜ひ、定めて勅願所となす。晚年、契券を覺惠に附屬し、永く子孫をして廟堂を管せしめ、弘安四年四月十六日逝く。年六十。一云弘安十年十二月二十日逝年五十七。洛東圓山安養寺に葬る。その女性たるの故を以て傳承の列に加はらずといへども、宗祖遷化の時に方りて、寺基草創の功、多く尼公の力に在り。箴言一篇、和論語の撰に入りて世に傳へらる。

第二世 如信上人

如信上人、父は慈信房善鸞母は某氏、延應元年を以て生る。善鸞法師は宗祖聖人の第三子なり、嘗て師命を承けて關東に赴む。後、彼地に在りて師教に背き、巫覡

の先達となりてその終る所を詳にせず。上人の生るゝや宗祖聖人年五十七、幼よりその膝下に侍して薫陶を受け、德行頗る祖父の風あり。弘安三年、覺信尼公、上人を以て法嗣となし、委するに大谷の寺務を以てす。然れども覺惠をしてその留守を司らしめ、身は常に關東に赴む。奥州白河大綱の郷に在りて専ら教化に従事し、毎歲十一月、遂に京師に上りて親ら祖忌を修するを例とせり。後、寺務を從姪宗昭に屬して自ら關東に老ゆ。その關東に在るや、道俗翕然として其門に集り、就中乘善深く其の徳に歸して、正安元年十二月、上人を金澤の草庵に迎へ、且暮教を受けて奉事太だ力む。正安二年正月二日、上人病に罹り、四日巳時此處に於て遷化す。年六十二、歷住二十一年。著す所歎異鈔一卷あり、宗徒の傳ふる所、祖意に異るものあるを歎き、親ら祖に承る所の法語を録したるもの也。六子あり、一有宗、二如圓、三淨如、四女子、五如慶、六範昭、覺惠の子宗昭嗣ぐ。

附 覺惠法師

覺惠法師、父は宮内少輔日野廣綱、母は宗祖聖人の季女彌女、延應元年、如信上

人と年を同くして生る。童名光壽、七歳にして父を喪ひ、中納言日野家光の養ふ所となる。後、青蓮院尊助の室に入りて、薩染し、大原尋有僧正の弟子となりて、法名を宗惠といふ。潛心密乘を修習して、遂に熾盛光院の有職に補せられ、中納言阿闍梨法印と呼ぶ。師、幼時宗祖の膝下に在りて、粗田雜の要道を知る。是に至りて、緇門の榮達は久く保つべからざることを覺り、遂に台門を辭し、遁世して專證と號し、更に名を覺惠と改む。文永五年、年三十にして、如信上人を拜して師となし、聖人相傳の法門を受け、後、上人に代りて大谷を護り、祖霜の啓閉を司る。正應三年三月、長子宗昭と共に關東に下り、宗祖聖人の遺跡を歴拜す。師、異父弟唯善の落魄を憐み、招きて共に大谷に居らしむ。然るに、唯善異志を夾みて大谷を領せんことを圖り、徳治元年冬、師の重患に乗じて祖霜の益を奪ひ、遂に之を押領するに至る。是に於て、師、宗昭と共に逃れて大炊御門東朱雀衣服寺の側に移り、翌年四月十二日、遂に此處に逝く。年六十九。是よりさき、母覺信尼公既に逝き、如信上人亦關東に寂す。此時に方りて内憂外患頗る繁く、大谷の經營多難なりといへども、師、固く母公の遺命を奉じ、如信上

人の依屬を守りて、百方之が護持につとめ、遂に宗昭をして寺基を固めしむ。師、性音律を嗜み、常に聲明を業とす。遁世の後、殊に心を淨土の曲調に潜め、終に其の奥致を得て名聲頗る高し。その逝くに方りて、之を蓮臺野芝築地、父廣網の墓側に葬り、大谷安塔の後、之を移して祖廟に合す。三子あり、一宗昭、二聖祐、三行覺。

第三世 覺如上人

覺如上人、諱宗昭、別號毫攝、覺惠法師の長子なり。母は中原氏、周防守某の女。文永七年十二月二十八日、洛陽三條富小路の家に生る。童名光仙。三歳にして母を喪ふ。文永十一年の秋、五歳にして始て和漢朗詠集を讀み、次て四部の讀書の功を終ふ。隣坊に慈信房澄海あり、隆寛律師の孫弟、敬日房圓海に従ひ、長樂寺の正統を繼ぐ。上人就て業を受け、俱舍頌疏及天台の名目を學ぶに、未だ幾ならずして俱舍の本頌を暗誦するに至る。澄海其器を賞し、先師圓海の撰ぶ所の初心集五卷を以て上人に付屬す。時に建治三年八月十六日、上人年僅に入歳なり。弘安五年の夏、山門の

碩匠宰相法印宗澄の門に入り、天台の教義を學ぶ。上人時に年十三、才器倫を超え、容儀亦優麗なるを以て、翌年寺門の上綱南瀧院淨珍の奪ふ所となり、同年七月、更に南都一乘院信昭の求むる所となりて、遂に其室に入る。而して幾も無く信昭入寂したるを以て、付法の弟子覺昭に事ふ。弘安九年十月二十日、年十七にして薙髮受戒し、法印行寛に就て唯識を學ぶ。然れども聖道の難行は成し難きことを覺り、弘安十年十一月十九日の夜、洛東大谷に如信上人に謁して、他力攝生の旨趣を承く。時に年十八なり。正應元年冬、常陸河和田の唯圓の上洛するや、上人就て法門の疑難を質し、益真宗の研鑽に力む。唯圓は宗祖面受の弟子にして、鴻才巧辯を以て聞えたる人なり。正應三年、父覺惠と共に東國に下り、遍く宗祖の遺跡を巡り、二年を経て京師に歸るや、師行寛の既に入寂したることを聞きて、益浮生の憑むべからざることを覺り、遂に南都の交衆を辭して、大谷の禪室に入り、偏に西方の道を修む。修道の餘暇、安養寺彰空に就て西山の法門を學び、慈光寺勝縁に就て幸西の一念義を研く。而して隣坊禪日房良海、住地賣讓に際して、敬日、慈信兩師の章疏を擧げて、上人に付屬す。上人之に依りて、亦隆寛の多念義を解り、後、光明寺了然に就

て三論を學びて、深く八不中道の理に達せり。

永仁二年、宗祖三十三回の忌辰に當りて、報恩講式一卷を著はし、翌三年、更に親鸞傳繪二卷を著して、康樂寺淨賀をして圖畫を加へしむ。正安二年、如信上人の關東に遷化するや、上人その法嗣たりと雖ども、叔父唯善の異志に因りて寺務を管する能はず。徳治元年、唯善の騷亂を避けて、父覺惠と共に東朱雀衣服寺の側に移り、翌年此處に於て父を喪ふ。この間に在りて、上人門弟の懇求に應じ、専ら大谷の恢復を力む。延慶二年、唯善志の成らざるを覺りて、祖像祖骨を奉じて關東に走り、大谷の祖廟始て安きことを得たり。翌三年、寺務を管し、茲に第三世の法燈を繼ぐ。應長元年五月、越前に行化す。如道、信性、行如等來りて教を受く。冬、風雪を冒して關東に下り、翌年正月、金澤、大綱の兩處に於て如信上人三十三回の法要を營む。正和三年、洛西桂河の畔、川島の里に久遠寺を創む。元亨四年四月六日、妙香院慈慶僧正大谷安塔の旨を下す。元弘元年冬、再び關東に下り、翌二年、北朝正慶元年正月、大綱に於て如信上人三十三回の法要を修す。傳へいふ、當時異執の徒ありて、動もすれば宗祖の門弟と稱し、一宗の正旨を攪亂するを以て、上人宗祖の門弟二十四人を撰

び、之を正流と定め、以て異義を防ぐと、世に之を二十四輩と稱す。元弘三年北朝正慶二年六月十六日、護良親王令旨を下して、本願寺並に久遠寺を以て祈禱所となし、且つ上人をして、大谷の廟地、門弟、及留守職等、全般の事を管せしめ、建武元年五月九日、青蓮院慈道法親王亦令旨を下して、大谷を安からしむ。延元元年、京師の兵亂を避けて、江州に赴ひ、その間に於いて大谷の堂宇悉く兵燹に罹る。翌二年、歸洛、三年、北朝應永元年十一月、堂宇を購ひて之れを再建し、四年、北朝應永二年秋、是處に移住す。興國三年、北朝應永元年妙香院尊道法親王大谷安塔の令旨を下す。

正平六年、北朝觀應二年正月十七日、病に罹り、翌朝に至りて漸く篤し、自ら死期の至るを知り、口に世事を交へず、専ら佛號を稱ふ。十九日酉刻、頭北面西右脇にして眠るが如く遷化す。壽八十二、歷住四十二年。廿三日、門侶遺骸を奉じて延仁寺に閣維す。知恩院長老、誓阿彌陀佛、僧尼を率ひて之が殯送の儀を行ふ。上人夙に祖風顯彰の志あり、二代傳持の宗義、上人に至りて愈その光輝を加へ、覺信母子の經營、上人を俟ちて益その基を固む。著す所、報恩講式、親鸞傳繪の外、口傳鈔三卷、改邪鈔一卷、執持鈔一卷、本願鈔一卷、願願鈔一卷、最要鈔一卷、出世元意一卷、拾遺古德傳九卷あり。

並に世に傳ふ、上人亦心を國風に潜め、正和四年、自詠一千首を集録し、分て二帖として之を閑窓集と名け、伏見上皇の叙覽を辱うせり。次子從覺從覺慕歸繪詞十卷を著はして上人の事蹟を述べ、弟子乘專、更に最須敬重繪詞七卷を著はして之を詳にす。弟子乘專、道源、有昭、善教、覺淨等その數頗る多し。中に於て乘專をその英となす。三子あり、一光玄、二慈俊、三女子。慈俊の子俊玄嗣ぐ。

附 存覺法師

存覺法師、諱光玄、覺如上人の長子也。母は某氏、正應三年六月四日を以て生る。童名光日、八歳にして前伯耆守親顯の養子となり、從五位下に叙せられ、親綱と名く、親顯の歿後、冷泉親業の養ふ所となる。嘉元元年十四歳にして發心院覺意の房に於て講筵に列り、經寶と稱して、南都の交衆に加はる。十月十日東大寺に於て薩染受戒し、名を興親と改め、假名を中納言といふ。二年四月、洛陽に入りて心性院經慧の門に入り、更に親慧と改め、後、台嶺に上りて尊勝院玄智の門に入り、密教を修學して、青蓮院慈道親王の門に列る。三年二月、日

野中納言俊光の亭に於て猶子の約を結び、乃ち俊光、玄智の二名に取りて、名を光玄と更め、尋て十樂院に參仕し、有職に補せられ、中納言新阿闍梨と稱す。徳治二年、十八歳にして、十樂院秋季講師の撰に入るといへども、會祖父覺惠の奥に遇ひて之を辭す。覺惠逝くに臨みて師に告げていはく、たとひ隱遁の門に入らずといへども、本廟の管領を嗣がんもの、須く房號なかるべからずと、乃ち命じて尊覺と名けしむ。然れどもその名梶井法親王と同きを以て、尊字を避けて存覺と改む。是歲十月以後、安養寺阿日房彰空に從ひて觀經疏の講筵に列り、玄義分より定善義に至る。延慶二年、毘沙門谷證聞院に住して受法。翌三年、大谷始て安きを得て、覺如上人寺務を管するに及び、師亦證聞院を辭して共に大谷に住す。

應長元年、覺如上人の越前に赴くや、師亦之に隨ひ、上人の命によりて、大町如道に教行信證を授く。正和三年、覺如上人病羸の故を以て寺務を師に委ねんと欲す。師固辭すれども、聽かず。よりて十二月二十五日之を受領す。元應三年、空性房了源歸參して道を問ふ、上人師をして之を教へしむ。元亨元年以後

師、數、覺如上人と法義を論じ、稍その義趣を異にする者あり、二年六月、上人遂に師と絶つに至る。師、乃大谷を退出して牛王子辻子に寄寓し、七月二十日京師を發して關東に向ふ。蓋、東國の宗徒に謀りて父子の義を繋がんがためなり。三年三月、奥州を出て、上洛。五月、山科興正寺に入る。東國の宗徒四十餘輩、師のために連署して和議を乞はんと欲し、明源、道信等數輩上洛すといへども、暑疏未だ上人に呈せざるに、世の騷亂に遭ひて焼失し、遂に意を果さずして終る。

正中元年八月、空性房了源、山科興正寺を慶讚し、師を請じて導師となす。幾もなく之を澁谷に移し、元徳二年慶讚、再び師を以て導師となす。師、興正寺の名を更めて佛光寺と名く。當時、師、妙高寺無住、海藏院師練等の碩徳と交り、數往きて之を訪ふ。

延元三年北朝二月、備後に遊び、宗徒の請に應じて名を悟一と改め、國司の前に於て日蓮宗の徒と對論し、その鋒を挫く。爲に宗風大に振ふ。七月、歸洛。九月、愚咄、父子の和を謀る。覺如上人、その日徒を屈したるを賞して之を許す。

十八日、歸參することを得て、翌年大谷に還住す。

興國三年北朝覺如上人再び師と絶つ。蓋、了源疑に異義を執して悛めず、而も師を信ずること極て篤を以て、讒誣その間に入りたる故ならん。師、和議を求むること再三、然ども容易に解くことを得ず。正平五年北朝五月に至りて、日野時光及宗徒の幹旋により、和親再び舊に復することを得たり。然れども當時、戰亂相次ぎ、世途多難にして、師、資借に一室に在ることを得ず。師、乃ち河内大枝に赴きて、宗徒の家に寓せんとす。別に臨みて、上人祖骨を分ちて師に授け、老軀再會の期し難き旨を語りて、涙霽と共に下る。師、亦離愁に堪へず、雙袖爲に滋し。十一月二十九日、發向、宗徒妙性の家に入り、後、妙光の室に入りて、諄々として群庶を導く。都鄙動亂して、人心恟々たりといへども、門葉膝下に集りて、教化頗る振ふ。翌年正月、覺如上人遷化。師、その病を聞き、晝夜兼行して洛陽に上る。然れども、道人馬に滿ちて、輒く通せず。萬難を冒して、京師に入るや、前夕既に上人の遷化するを聞く。

同年七月、錦織寺慈空逝きたるを以て、愚咄師を請じて、席を繼がしめんと

す。師老衰の故を以て之を辭し、季子綱嚴をして之に代らしむ。是より先、師、草庵を六條大宮に營み、名けて常樂臺といふ。正平八年北朝文二年之を今小路に移して、常に此處に住す。正平十五年北朝文五年八月、六要鈔十卷を著はして、宗祖選述の教行信證を釋し、深く祖意を探りてその奥秘を發く。師時に七十一歳なり。文中二年北朝應安六年二月下旬疾に罹り、二十八日午時安にして寂す。壽八十四。某日閣維して、遺骨を大和下市願行寺の側に納む。師、性俊邁、學徳共に高く、邪を摧き、正を顯し、専ら宗義の發揮につとむ。故ありて傳承の列に加はらずといへども、宗祖相傳の教義、師の父子を俟ちて益その光輝を加ふ。著作頗る多く、六要鈔の外、淨土眞要鈔一卷、諸神本懷集一卷、破邪顯正鈔三卷、顯名鈔一卷、決智鈔一卷、存覺法語一卷、持名鈔一卷、女人往生聞書一卷、步船鈔一卷、報恩記一卷、法華問答二卷、淨土見聞集一卷、歎徳文一卷、選擇註解抄五卷等あり、並に世に行はる。八子あり、一女子、二光祖、三女子、四光助、五通蔭、六女子、七綱嚴、八光薰丸、是也。

第四世 善如上人

善如上人、諱俊玄、覺如上人の孫にして、從覺俊の長子なり。母は某氏、元弘三年北朝二年二月二日を以て生る。童名光養丸、初宗康と名け、從五位下に叙せられ、伯耆守に任ず。書を善くするを以て聞ゆ。後、權大納言日野俊光の猶子となり、假名を大納言といふ。得度して覺如上人の法嗣となり、正平七年北朝文元年職を襲ぐ。正平十四年北朝文四年十一月、伯父存覺に請ひて、宗祖歎徳文一篇を著はさしめ、以て祖父覺如上人の著、報恩講式の後に接ぎ、永世修忌の用に備ふ。十五年北朝文五年正月、教行信證延書十九卷を述す。六月、父從覺を喪ひ、百日忌の後、存覺に請ふて眞影の讚を製らしむ。十六年北朝應安元年宗祖一百年忌の法要を修む。元中六年北朝應元二年二月二十九日遷化、壽五十七。歷住三十八年。一子あり、時藝といふ。嗣ぐ。

第五世 綽如上人

綽如上人、諱時藝、別號堯雲、善如上人の子なり。母は某氏、正平五年北朝應元三年三月十

五日を以て生る。童名光徳丸。權大納言日野時光の猶子となり、假名を中納言といふ。善如上人の寂するや上人時に年四十、元中七年北朝明職を襲ぎ、未だ幾ならずして之を法嗣玄康に委し、去りて越中杉谷に居る。上人博識宏才、世の重ずる所となり、常に勤行威儀を以て本とす。傳にいはいはく、是歳春、異邦書を朝廷に獻ず、文辭俳俚、衆之を讀む能はず、よりて上人に勅して之を讀ましむるに、意義始て渙然たるを得たり。後小松帝、其博宏を賞して特に周圓上人の號を賜ふ。帝上人をして復宮中に無量壽經を講ぜしめ、賞するに聖徳太子の肖像、及巨勢金岡の畫く所の太子傳繪八軸を以てす。因て一字を越中井波に創めて之を奉安し、命じて勅願所となすと。明徳四年四月二十四日遷化、壽四十四、歷住四年。四子あり、一女子、二玄康、三兼盛、四玄眞、而て玄康嗣ぐ。

第六世 巧如上人

巧如上人、諱玄康、別號證定、閣緯如上人の第二子なり。母は某氏、天授二年北朝永四月六日を以て生る。童名光多賀、權大納言日野資康の猶子となり、假名を大納

言といふ。應永元年職を襲ぎ、同十八年、宗祖百五十回忌の法要を修す。某年、稱光天皇勅願寺の旨を賜ふといふ。傳へいふ、永享八年、上人越前の異計を擯く。初、覺如上人の北遊するや、信性、如道、行如等上人に歸したりしが、後幾もなく如道、秘事法門を唱へて衆を惑すにより、上人之を譴責して師資の義を絶つ。如道深く悔悟して宥恕を蒙むるといへども、其徒尙累世自義を主張するものありしが、是に至りて遂にその迹を絶ちたりと。同十二年十月十四日遷化、壽六十五、歷住四十七年、四子あり、一圓兼、二光崇、三女子、四宣祐、而て圓兼嗣ぐ。

第七世 存如上人

存如上人、諱圓兼、巧如上人の長子なり。母は某氏、應永三年七月十日を以て生る。大納言廣橋兼宣の猶子となり、假名を中納言といふ。嘉吉元年職を襲ぐ。永享十年八月、法嗣兼壽をして淨土眞要鈔を寫さしめ、又某年、破邪顯正鈔を寫さしめて、並に語を卷尾に書し、華押を附して、以て眞宗の正典なることを證す。此時に當りて本寺稍衰ふる色あり、上人之を慨くといへども、時機未だ熟せず、之を奈何ともす

る能はず。嗣兼壽幼にして興法の志あるを知り、深く望を後に屬す。長祿元年六月十八日遷化、壽六十二、歷住十七年。七子あり。一兼壽、二女子、三女子、四女子、五應玄、六蓮康、七女子。而て兼壽嗣ぐ。

第八世 蓮如上人

蓮如上人、諱兼壽、存如上人の長子なり。母は何許の人なるを知らず。應永二十二年二月二十五日を以て生る。童名布袋丸、また幸亭丸といふ。二十七年十二月二十八日、母公去りて往く所を知らず。上人より二十八日を母忌となし、終生孝志を竭すといふ。永享三年歳十七、中納言廣橋兼郷の猶子となり、青蓮院尊應の門に入りて薙髮、法名兼壽、假名を中納言といふ。爾來備に辛酸を嘗め、心を祖典の研究に潜めて、造次顛沛、偏に祖道の復興を憶ふ。伺候の門葉極めて乏く、獨り江州金森の人道西、常に函丈に侍して且暮教を受け、時々金森に請じて化を布かしむ。之によりて上人三十餘歳の頃、化風漸く江西の地に揚らんとす。蓋道西與りて力あるもの也。

文安四年五月東國に行化し、寶徳元年北地に赴く。長祿元年父存如上人の遷化するや、繼母海老名氏次子應玄を立てんとす。叔父宣祐、存如上人の遺命を守りて、上人をして第八世の職を襲がしむ。寛正元年六月、始て法語消息を著し、平易に一宗の要義を述べて、愚昧の尼女も易く他力の大道に入るを得しむ。爾來身を終るまでその著を絶たず。孫光融、その中八十章を撰輯して、後世の龜鏡に供ふ。所謂御文是也。二年、宗祖聖人の二百年忌の法要を營む。六年正月九日、叡山西塔の衆徒、來りて大谷を襲ひ、堂宇を破却す。上人難を定法寺に避け、更に諸地に轉寓してその跡を晦す。應仁元年、居を近江堅田に移し、又三河に行化して本宗寺を建つ。二年、上人年五十四、職を法嗣光助に讓る。然れども光助病を以て隱退したるが故に上人再び其職に復す。文明元年春、道覺の請に應じて堅田より大津に移り、三井寺南別所に寓して一字を創め、顯證寺と名く。寺衆、寺領若干を割きて之に付すといふ。文明三年四月北陸に遊化し、七月一字を越前吉崎に創む。是に於て、加賀能登、越中、越後、信濃、出羽、陸奥七國の宗徒、緇素老少を論ぜず、翕然として其門に集る。五年、上人他門の嫉忌を顧み、且つ雜衆の濫入を慮りて、諸人の出入を禁ずといへども

門葉慕ひ來りて遂に制する能はず。是歲三月、正信念佛偈及三帖和讃を梓行す。蓋是吾宗に於ける宗典刊行の嚆矢なり。從來、吾宗六時禮讃を以て課誦となすといへども、上人に至りて之に代ふるに正信念佛偈、念佛及和讃を以てし、遂に晨暮課誦の永式となる。六年正月、吉崎の堂宇炎上、弟子了顯自ら刳腹して祖書をその内に藏め、以て之を全ふすといふ。

文明七年八月、下間達崇不軌を謀りて、富樫政親の難を醸す。上人是に於て吉崎を出て、若狹に入り、丹波、攝津を経て河内に赴き、出口に光善寺を創め、又攝津富田に教行寺を興して、常に來往して化を布く。八年三月、紀伊に行化し、又堺浦に信證院を創め、後之を淨尊に付す。文明十年、善從の勸に應じて山科の地を相し、十一年三月、本寺を此地に興し、十二年八月、祖堂成り、十四年六月、本堂亦成る。號して松林山本願寺といふ。是歲、佛光寺經臺寺を捨て、來歸し、末寺六坊之に従ふ。上人名を蓮教と賜ひ、後坊舎を山科に興して興正寺といふ。興正とは佛光寺の舊名なり。又越前横越證誠寺善鏡來歸す、上人名を正闡坊と賜ふ。十五年五月、長子光助逝くを以て、第八子光兼を立て、法嗣となす。長享二年、加の宗徒、富樫政親を攻めて

蓮如上人開版和讃

奥書の文明五年は、上人越前吉崎に駐錫中也。

慈眼上人關聖師誌

東晉文德皇帝年三月八日於京師西明寺

赫陀ヘト名號ナマ十八ハチツ

信心シン心シン丁チヨウコトニニウウルルヒトヒトハ

憶念オキナヒ人心シン

佛恩報ブツオンホウ不フ

右斯三依和讚并正信得

四依一部者末代為實際

教未開之者也而已

文明五年三月日

慈眼

之を滅し、北地是より大に亂る

延徳元年、上人年七十五、職を光兼に譲りて別廬に隱退し、自ら信證院と號す。明應元年、本徳寺を播磨英賀に創め、又本善寺を大和飯貝に建つ。二年、江州木部錦織寺勝慧、その徒若干を率ひて來歸す。上人名を勝林坊と賜ひ、城州三栖の坊に居らしめ、後、大和下市願行寺を主る。五年正月、山科の南殿に居る。時人、上人を稱して南殿といひ、實如上人を呼んで北殿といふ。九月、攝津大阪石山に別院を創めて、以て退居の所に擬す。

明應七年四月、上人大阪に於て病に罹り、冬に至りて漸く重し。十二月衆に語りていはく、我、明年三月には必ず往生の素懷を遂ぐべしと。八年二月十八日、實如上人を遣はして上人を山科に迎へしむ。二十日入京、病中諸子に對して興法の艱難を告げ、且誠るに戰兢祖道を守るべきを以てす。三月下旬疾劇し、遂に廿五日正午に至りて、念佛連誦、眠るが如く入寂す。壽八十五。歷住三十三年。道俗悲號して考妣を喪するが如し。二十六日辰時、閻維の法を行ひ、二十七日遺骨を收め、後之を山科の原頭に瘞み、墳を築き、松を樹て記となす。上人幼より祖道の復興につとめ、身

を終るまで艱苦を冒して之に従ふ。その遊履する所皆懽として大伽藍を成し、海内の末刹多く此時に當りて興る。その化道の盛なる洵に古今に絶し、宗門の今日あるは、素より祖徳の然らしむ所なりといへども、上人興行の力最多きに在り。後世特に尊崇して一宗の中興といふ。遺著正信偈大意一卷あり、御文百餘篇、後人之を輯めて世に傳へ、改悔文一篇亦宗門の龜鏡となす。その言行を録したるに至りては頗る多く、蓮如上人御一代記聞書一卷、實悟記一卷、山科連署記一卷等最も世に行はる。遺子兼縁、蓮如上人遺徳記一卷を著はして、上人の行蹟を傳ふ。弟子頗る多く、中に就て、教俊、明俊、法住、明誓、善從、龍玄、順誓、空善、道宗等各道化を翊贊す。二十八子あり、一光助、二女子、三兼鎮、四女子、五兼祐、六女子、七康兼、八光兼、九女子、十女子、十一女子、十二女子、十三兼譽、十四女子、十五女子、十六兼縁、十七女子、十八女子、十九女子、二十女子、二十一兼秀、二十二女子、二十三兼照、二十四兼俊、二十五兼性、二十六兼繼、二十七女子、二十八兼知、而して光兼嗣ぐ。明治十五年三月二十二日、今上皇帝、勅して慧燈大師の諡號を賜ふ。

附 順如上人

順如上人、諱光助、蓮如上人の長子也。母は下總守平貞房の女、童名光高丸、左大臣日野勝光の猶子となり、長祿二年十七歳、青蓮院尊應の門に入りて薙髮。定法寺大僧正實助の弟子となる。蓮如上人立て、法嗣となし、應仁元年職を承く。然ども病の故を以て之を辭し、河内光善寺に退居す。文明十五年五月二十九日、大津近松に於て入寂、年四十二、願成就院と號す。故ありて歴世の中に加はらず。

第九世 實如上人

實如上人、諱光兼、蓮如上人の第八子也。母は下總守平貞房の女、長祿二年八月十日を以て生る。童名光養丸、左大臣日野勝光の猶子となり、文明五年十七歳にして得度、青蓮院尊應の門に入る。文明十五年、長兄順如上人の入寂するや立ちて法嗣となり、延徳元年職を襲ぐ。上人時に年三十三、三兄上人を敬ふこと、蓮如上人の如

永正三年、越前吉崎の別院及び國內の末刹、守護朝倉氏の廢する所となる。四年六月、管領細川政元、其臣香西元近の弑する所となり、都下擾亂するを以て、上人祖像を奉じて江州堅田に遷り、光融及頼玄之に従ふ。五年十一月、復山科に還る。八年十一月、宗祖二百五十回忌の法要を修す。宗徒堂に滿ち、時人稱して山科開創以來の盛儀といふ。永正十五年、北地の宗徒の妄に諸家と兵を交ゆるを憂ひ、法三條を下して之を嚴誡す。翌十六年、宗徒連署して疏を上り、その訓誡に背かざらんことを誓ふ。是歲夏、上人豫め親族の蔓延して却りて他の患となることを慮りて、蓮枝の後裔に親疎の規を定む。是後世僧階の端をなしたるもの也。

大永元年、後柏原天皇即位の大禮を擧げたまふや、上人その資を獻じたるを以て、勅して准門跡となし、且つ香衣を賜ふ。五年正月、中旬、上人疾篤し、南北の一族諸地の宗徒皆悉く來集す。上人衆に語りていはく、予、無智の身なりといへども、前住蓮如上人の訓に遵ひて、彌陀をたのみ、信心決定して報土の往生疑ひなし、決して義を説くこと莫れ、義とは自らはからふの謂なり、小智は却りて菩提の妨となる

111929

と、二十八日に至り、實圓、蓮淳、蓮悟、顯誓等の諸子を召して、具に後事を遺囑し、且託するに法嗣幼孫の事を以てす。二月二日遷化、壽六十八。老後自ら教恩院と號す。歷住三十七年。十一日閏維の式を行ひ、翌日收骨して之を山科の原頭に瘞み、墳上樹を植ゑて之が記となす。上人性謹儉、頗る師父の風あり。毎に蓮如上人を懷ひ、自らその及ばざるを愧づ。當時世上の擾亂甚しく、宗徒屢干戈を動すや、上人常に之を憂ひて、數之を制誡し、その寂するに臨みて、法三章を以て一族及宗徒に遺し、攻伐を停めて祖風の顯揚につとめしむ。七子あり、一光圓、二女子、三光融、四女子、五兼珍、六兼澄、七女子。而して孫光教嗣ぐ。

附 圓如法師

圓如法師、諱光融、實如上人の第三子也。母は中納言藤原永繼の女、明應九年、十一歳にして薙髮し、青蓮院尊應の門に入り、假名を大納言といふ。是歲長兄光圓入寂するを以て、立ちて法嗣となる。大永元年七月、師志を起して、祖父蓮如上人の法語消息を集輯し、その精華八十通を撰びて五帖となす。世に御文

と稱するものは是也。實に宗門の龜鏡にして、後世宗徒課誦の際、晨暮奉讀、恰も佛典に等し。八月二十日早朝編輯の功成り、即日正午入寂す。年三十二、偏増院と號す。師嘗て宗徒の坊舎を盛にして、ために外寇を導くを患ひ、制を下して之を停めしめ、寂するに臨みて、言を實如上人に遺し、超勝寺實願の兇暴を牽制せしむ。二子あり、一女子、二光教。

第十世 證如上人

證如上人、諱光教、實如上人の孫にして、圓如法師の第二子なり。母は某氏、永正十三年十一月二十日を以て生る。童名光仙丸、後改めて光養丸といふ。實如上人の寂するに臨み、剃度の儀を行ひて法嗣となる。時に年甫めて十歳、法曹の諸子、先師の遺命を奉じて之を護る。大永七年四月二日、青蓮院尊鎮親王の門に入り、關白九條尙經の猶子となる。之を攝家猶子の權輿となす。

享祿以後、天下大に亂れ、人皆攻伐を事として、殆ど寧日なし。天文元年八月二十四日、六角定頼來りて山科の本寺を攻め、京師日蓮の徒亦之に加はりて、遂に堂宇

を焚燬し、宗徒之がために死するもの多し。上人時に年十七、祖像を奉じて大阪の別院に移る。爾來、近畿の宗徒蜂起して、到る處干戈の聲ならざるはなし。二年五月五日、細川晴元の黨、三好木澤の徒と合し、更に日蓮の徒を誘ひて、大阪の本寺に來攻す。宗徒善く防ぎ、數月を経て尙拔く能はず、遂に和を講じて退き、本寺稍平かなるを得たり。

天文四年四月二十七日、下間丹後病に由りて祖龕の啓閉を司ること能はざるを以て、順興寺實從を以て之に代らしむ。法曹の司益之より始る。五年二月後奈良天皇即位の大典を擧げたまふや、上人大内義隆と共にその贊を献ず。蓋、踐祚後九年也。六年正月上人大僧都に任ぜらる。十一年大阪本堂成る。十四年四月法印に叙し、十八年正月權僧正に任ぜらる。十九年四月紀州に行化して、黒江の別院を彌勒寺山に移す。二十一年春、潛に顯誓を北國に遣はして、朝倉教景と和を講ぜしむ。二十三年夏病に罹り、八月十三日遷化。信受院と號す。歷世三十年。上人幼にして干戈の間に人となるといへども、法曹之を擁護し、家司下間顯慶等亦忠實にして、法流愈隆なることを得たり。父圓如法師、嘗て蓮如上人の御文八十通を編輯す。上人其

學を續きて之を梓行し。卷末に花押を附して之を世に布く。又、別に抄録の一本あり、同じく上人の梓行する所にして、卷尾に亦花押あり。二子あり、一光佐、二女子、而して光佐嗣ぐ。

第十一世 顯如上人

顯如上人、諱光佐、證如上人の長子なり。母は中納言庭田重親の女、天文十二年正月六日大阪に生る。童名茶々丸。關白九條植通の猶子となり、二十三年八月十二日父上人によりて得度す。時に年十二也。從來青蓮院に於て薙度するを例としたるが、證如上人病急にして京に赴くに遑なきを以て、本寺に於て作法を行ひ、父上人親ら法名を書きて之を授く。爾來歷世皆本寺に於て之を行ふ。弘治元年四月、直に法眼に叙し、大僧都に任じ、同年更に權僧正に進み、永祿元年正僧正に轉ず。二年十月十五日、正親町天皇勅して、世襲門跡となし、三年十月院家補任を勅許せらる。永祿四年春三月、宗祖三百年の法要を預修すること、凡て十晝夜、預修の例是より起る。六年二月上人泉紀の間に遊び、彌勒寺山の別院を雜賀鷲森に移す。七年十

二月二十二日日本寺の堂宇炎上、翌年之を再興す。十二年八月廿日、勅して上人の次子佐超を以て本山脇門跡となす。興正寺第四世顯尊是なり。元龜元年九月、織田信長大軍を率ひて、來りて大阪の本寺を攻むるや、十四日戰を開きて大に之を破り、爾來十年常に信長と相對す。二十五日、上人一七日の法要を修し、以て主客戰死の恩に報ず。二年五月、信長長島の宗徒を攻めて大に敗れ、天正元年九月、再び之を攻めて克つ能はず。二年四月に至りて、遂に詭計を以て之を陥れ、伏を設けて悉く之を殺す。三年八月、信長越前の宗徒を撃ちて之を敗り、尋て加州を攻めて之を平ぐ。四年四月、信長兵を遣はして本寺を攻め、守口に戰ひて敗れ、五月、又木津に戰ひて敗る。六月、信長自ら兵六萬を率ひて來り攻め、亦克つ能はず。七月、毛利家兵船七百を以て米二萬俵を送り來る。六年二月、信長、信忠をして來攻せしめ、戰を交ふる。と兩日、亦敗れて還る。八年正月、信長、遂に朝に奏して、勅によりて和を講ぜん。とす。三月、勅使大阪に下り、和議始て成る。是に於て四月九日、上人祖像を奉じて大阪を出て、去りて鷲森に之を置く。然れども、嗣光壽、信長の誘詐を慮り、尙大阪に止りて再び守備を修む。信長之を聞きて大に怒るや、上人使を大阪に遣はして之を止めしめ、

七月二十八日光壽大阪を致して亦紀州に赴き、父子處を隔て、潛に相應援す。十年五月、果して信長兵を使はして急に驚森を襲はしめ、六月三日、先鋒驚森に入るや、上人危難に逼る。會信長遭難の報至り、敵兵圍を解きて退き、本寺始て安きを得たり。

十一年七月、上人祖像をして驚森を出て、和泉貝塚の別院に移り、十三年八月更に攝津天滿に移る。是歲上人大僧正に任ぜらる。十七年十二月朔日、秀吉大谷祖墳の舊地を施し、且つ蠲税の符を下す。十九年閏正月五日、秀吉上人の請に應じて、洛陽七條坊間堀河の地十萬餘歩を寄せて、本寺を此處に移さしむ。八月五日、移築の工事を興し、文祿元年十一月祖堂落成、本堂未だ成らざるを以て、佛像を祖龕の左邊に安ず。

二十四日朝、上人病に罹り、未刻に至りて遷化す。壽五十、信樂院と號す。歷住三十八年。十二月十日、七條磧に於て閻維の式を行ひ、公府の官司來りて葬事を監す。中陰の後、遺骨を大谷の廟に納む。五子あり、一光壽、二女子、三女子、四顯尊、五光昭、而して光壽嗣ぐ。

第十二世 教如上人

教如上人、諱光壽、顯如上人の長子なり、母は細川晴元の女、永祿元年九月十六日大阪に生る。童名茶々丸。准三宮近衛前久の猶子となり、元龜元年二月得度、直に法眼に叙せらる。時に年十三也。九月織田信長の難起り、天正八年に至りて和議始て成る。四月九日、父上人驚森に退居すといへとも、上人尙大阪に止りて再び守備を修む。蓋、信長の性陰忍、その克つ能はざることを覺るや、伴りて和を講じ、而て後之が勳絶を謀る。朝倉、淺井の如き皆此手段によりて滅さるゝに至る。上人父子深くこゝに鑒みる所あり、これ上人の大阪に止る所以也。時に年二十三、然れども勅再ひ下るに當り、七月二十八日大阪を出て、亦紀州に赴く。父上人信長の怒を解かんために陽りて上人と絶つ。上人是に於て和歌浦より奈良に入り、更に近江榎波に移り、翌年安藝に赴きて毛利家に倚る。晴元乃圓證寺を創めて之に住せしむ。天正十年、信長弒に遇ふや、上人乃紀州に之きて父上人と偕に住し、後父に従ひて貝塚より天滿に移る。是より先、上人既に法印に叙し、權大僧都に任せられ、十四

年十一月十三日、更に權僧正に進む。十九年堀河の祖堂成るを以て、父上人と共に此處に移住す。

文祿元年十一月、顯如上人の入寂するや、上人法嗣の故を以て第十二世の職を襲ぐ。三年九月二十一日、故ありて之を弟光昭に譲り、自ら北舎に隱退す。慶長四年十一月、正信偈三帖和讃を刊行し、卷尾に華押を附して之を世に布く。五年六月、徳川家康、上杉景勝を出羽に伐つや、上人之を誚はんと欲し、七月二日京師を發して東行し、下野小山に於て家康と相會す。時に石田三成、家康の歸路を絶たんとして軍を美濃に出す。上人歸途に就くや、屢その遮る所となり、艱苦を犯して漸く京師に入る。時に八月十七日也。九月家康關ヶ原に於て三成を敗り、將に京に入らんとするや、上人之を大津に迎ふ。家康歡待至らざるなく、上人をして再び職に就かしめんとす。上人固辭してその友道を全ふせんことを請ふ。六年八月十五日、上人家康を伏見城に訪ひ、翌日家康來りて上人の館に入る。七年二月、家康遂に六條七條の間烏丸の地方四町を寄せて、更に堂宇を興し、上人をして再その職に就かしむ。是に於て、三月九日上人遂に職に復す。時に年四十五也。家康又上人の請に應じて、

教如上人開版和讃及御文

和讃奥書の慶長四年は、上人の地舎隱退中なり

卷之八 三十一

丁下ニモテ、刀身下ニキ次弟アリ、
ヨクオモヒ、ハカラクヘキモノナリ
刀チカニク

文明八年七月十八日

樽美齋

右斯三帖和譜并正信偈
四帖一部者、蓮如上人
為未代與隆板本雖被開
之近代依破滅令弄與也
慶長四年己酉霜月教經

上野厩橋妙安寺の祖像を召して之を寄せ、且つ附するに采田を以てせんとす。上人却りて子孫の教導を怠らんことを恐れて之を辭す。八年三月祖像入洛、上人瞻拜の餘、一軀を模刻して之を寶庫に藏む、世に之を瞻仰の御影と稱す。八月本堂成る。九年八月大僧正に任ず。十六年、宗祖三百五十回忌の法要を修す。十九年十月五日遷化、壽五十七、信淨院と號す。歷住前後十六年。十三日七條磧に於て闍維の式を行ふ。十三子あり、一女子、二女子、三尊如、四女子、五光祐、六女子、七女子、八女子、九女子、十女子、十一女子、十二光從、十三女子。而て光從嗣ぐ。

第十三世 宣如上人

宣如上人、諱光從、別號愚溪、教如上人の第十二子也。母は某氏、慶長九年二月二十一日を以て生る。童名長丸。關白九條兼孝の猶子となり。十九年十月五日得度、是日上人入寂して直にその職を襲ぐ。

元和二年九月十三日、直に法眼に叙し、大僧都に任ず。時に年十三なり。三年冬、江府に赴き、歸途鎌倉に遊びて、根本祖像の在る所を知り、之を將軍秀忠に請ふ。秀忠

乃ち取りて之を本寺に寄す。その像嘗て鎌倉常葉の地に在り、故を以て之を常葉の御影といふ。五年七月十一日法印に叙し、八月十七日權僧正に進み、寛永四年八月十四日正僧正に轉じ、十二月十日遂に大僧正に任ず。十八年六月二十日、將軍家光更に六條七條の間、東洞院以東の地を加へ、以て寺域を擴張せしむ。慶安二年三月、公府江州長濱の地を寄せて別院を興さしむ。大通寺と名け、三男從高をして之に住せしむ。承應元年六月、祖堂改築の土木を興し、公府富士山の巨材を寄せて之を助く。

二年十二月職を法嗣光瑛に譲りて東園に老ひ、東泰院と號す。歷住四十年、萬治元年七月二十五日遷化、八月三日闇維の式を行ふ。十一子あり、一從晶、二光瑛、三從高、四女子、五女子、六女子、七女子、八從因、九女子、十宣圓、十一宣政。而て光瑛嗣ぐ。

第十四世 琢如上人

琢如上人、諱光瑛、別號愚玄、宣如上人の第二子なり。母は關白九條幸家の女、寛永二年七月二日を以て生る。童名茶々丸。攝政九條道房の猶子となり、十五年二月

二十日得度、直に法眼に叙し、十六年七月二十五日大僧都に任じ、十七年十二月二十六日法印に叙し、十八年六月十五日權僧正に進み、正保四年六月十五日正僧正に轉じ、慶安四年三月六日大僧正に任ず。承應二年九月職を襲ぐ。時に年二十九。是歲、將軍家綱東山大谷の地を寄せ、祖廟を此處に遷さしむ。萬治元年祖堂成る。寛文元年宗祖四百回忌の法要を修し、四年十一月職を法嗣光晴に譲りて東園に老ひ、淳寧院と號す。歷住十二年。寛文十一年四月十四日遷化、十五子あり、一光晴、二瑛晶、三女子、四女子、五瑛白、六光海、七瑛兼、八涼貞、九女子、十示現、十一女子、十二淨心、十三女子、十四晴含、十五晴寬。而て光晴嗣ぐ。

第十五世 常如上人

常如上人、諱光晴、別號愚水、琢如上人の長子なり。母は關白近衛信尋の女、寛永十八年五月四日を以て生る。童名茶々丸。關白九條幸家の猶子となり、承應三年四月二十一日得度、二十三日直に法眼に叙し、明暦元年五月十五日大僧都に任じ、二年六月三日法印に叙し、萬治元年三月二十二日正僧正に轉じ、寛文元年二月二十四

日大僧正に任ず。四年十二月職を襲ぐ。七年九月十五日日本堂改築の工事を興し、十年三月十二日落成す。八月二日大谷改築の法會を營ひ。延寶六年五月、六男皆夭折の故を以て弟光海を以て法嗣となし、七年十一月職を譲りて退隱す。時に年三十九也。歷住十六年。泥洹院と號す。元祿七年五月二十二日遷化。年五十四。七女あり、一常焉、二順如、三幻如、四常圓、五知法、六常寂、七光性。而て弟光海嗣く。

第十六世 一如上人

一如上人諱光海、別號愚山、琢如上人の第六子なり。母は准大臣廣橋兼賢の女慶安二年七月朔日を以て生る。童名利與丸。萬治四年三月十日得度。初、越前福井本瑞寺の住職となり、法名を琢性といひ、恩光院と號す。既にして河内八尾大信寺の住職に轉じ、名を瑛舎と改め、法名を琢亭といふ。延寶六年五月十二日、長兄常如上人の法嗣となるや、乃本寺に入りて今の名字に更め、關白近衛基熙の猶子となり、同月十四日直に法眼に叙し、八月九日大僧都に任じ、七年正月十一日法印に叙し、正僧正に轉ず。十一月二十四日襲職。時に年三十一也。八年二月三日大僧正に任ず。元

祿四年春、念古屋に別院を創むるや、領主德興光友、方百間の地を寄す。元祿十二年七月八月、大谷遺囑の工事を興し、十三年四月十二日遷化。壽五十二。歷住二十二年。無礙光院と號す。九子あり、一海高、二海澄、三一慧、四海慧、五海徳、六女子、七女子、八女子、九女子。而て庶子光性嗣く。

第十七世 眞如上人

眞如上人、諱光性、別號愚海、常如上人の第七子也。母は某氏。天和二年二月十日を以て生る。童名光養丸。關白近衛家熙の猶子となり。元祿六年八月二十八日得度。直に法眼に叙し、十二月十九日大僧都に任じ、七年二月法印に叙し、十年九月三十日正僧正に轉じ、十三年四月襲職。十四年六月十六日大僧正に任ず。十六年三月二十八日、大谷の堂宇落座して遷佛の法會を修し、正徳元年宗廟四百五十回忌の法要を修す。二年三月大阪難波の別院成り、五年始て學寮に講師職を置き、元文元年三月山科の別院成り、四年三月十五日本山大門成る。延享元年十月二日遷化。壽六十三。歷住四十五年。功德衆院と號す。九子あり、一性如、二光乘、三女子、四眞榮、五眞澄、六

女子、七女子、八光遍一如上人の孫光超嗣ぐ。

附 融如上人

融如上人諱光濟、一如上人の第五子、海徳の第三子也。初、江州長濱大通寺に在り。真如上人の法嗣光乗の逝くや、延享元年入りて法嗣となる。内大臣近衛内前の猶子となり、二十二日直に法眼に叙す。十月二日真如上人の入寂に方りて職を襲ぐといへども、僅に三月にして、十二月十二日入寂するを以て、歴世の中に加へず。大應供院と號す。

第十八世 從如上人

從如上人諱光超、別號愚川、一如上人の第四子、海慧の第二子也。母は某氏、嫡母有栖川幸仁親王の女淑宮易子女王、享保五年六月十七日を以て生る。童名季九、十二年七月得度。初、大和教行寺の住職となり、諱性慧、法名を真圓といひ、後、諦聽閣と號し、又深信院と稱す。延享元年十二月十一日、融如上人逝くに臨みて、入りて法嗣と

なり、今の名に改め、内大臣近衛内前の猶子となり、直に職を襲ぐ。延享二年二月十八日、直に法眼に叙し、五月二十七日大僧都に任じ、三年正月二十四日法印に叙し、正僧正に轉ず。四年八月十五日、將軍徳川家重、大谷の地一萬餘歩を加付す。寛延元年三月二十九日大僧正に任ず。二年八月九日、後舍火を失し、臺所、御座所等焼失。三年八月再造成る。寶曆四年五月、學寮を高倉の地に移して、規模を擴張す。十年七月十一日遷化、壽四十一、歷住十七年、清淨光院と號す。九子あり、一從圓、二從智、三女子、四女子、五秋音、六從護、七女子、八女子、九光曉、而て真如上人の子光遍嗣ぐ。

第十九世 乘如上人

乘如上人諱光遍、別號愚船、真如上人の第八子也。母は某氏、嫡母有栖川幸仁親王の女、延享元年十一月十六日を以て生る。童名説九、後、光養丸と改む。内大臣近衛内前の猶子となり、寶曆六年三月十二日得度、直に法眼に叙し、八月十七日大僧都に任じ、七年正月二十日法印に叙し、九年三月二十五日正僧正に轉じ、十年七月襲職。十一年宗祖五百回忌の法要を修す。十三年八月二十二日大僧正に任ず。安永三年

宗名事仲起、十餘年を過ぎて始て平なるを得、天明八年正月、晦日、東師大火、本山
 焼に、釋あり、僅に寶庫と東廡とを餘す。上人居を大倉に移し、居ること二旬、二月
 二十二日、東園に移る。十一月、河内、大尾、大僧寺の堂宇を移して、假堂となし、寛政元
 年三月二十七日、日土木を興す。二年、秋、將軍家齋、飛騨の巨材を寄せて、工事を助く。四
 年二月二十二日、遷住、壽明十九、願住三十三、年、歡喜光院と號す。七子あり、一女子、二
 女子、三女子、四誓如、五光朗、六女子、七朗合、而して光朗嗣ぐ。

第二十世 達如上人

達如上人、諱光朗、別號愚泉、乘如上人の第五子也。母は岡本氏、嫡母伏見宮貞建親
 王の女、安永九年正月二十六日、を以て生る。童名、説、丸、後光養丸と改む。前攝政近衛
 内前の子と、なり。寛政四年二月十九日、得度、直に法眼に叙す。是月二十二日、乘如
 上人、入寂に當りて、臘臘時に年十三也。八月二十六日、大僧都に任じ、法印に叙す。五
 年正月二十日、正僧正に轉じ、六年正月、晦日、大僧正に任じ、十年、兩堂落成、十三年、大
 陸、通、成、文、化、元、年、宗、祇、五、百、五、十、回、忌、の、法、要、を、營、み、後、櫻、町、上、身、三、跡、を、購、ふ、文、政

五年書を作りて、宗徒を教誡す。六年十一月、夜半、土木の工場火を失して、堂宇、表上
 し、上人乃難を、大谷に避け、十二月十六日、東園に遷る。八年正月、將軍、德川家齊、深、願
 の巨材を寄せて、再建の工事を興さしめ、十一年六月、起工、天保六年三月、に、遂りて
 兩堂落成す。弘化三年五月二十二日、職を、嗣光勝に譲りて、東園に隱退し、無上覺院
 と號す。應住五十五年。安政五年六月四日、又、火災に罹り、東園亦、灰燼に歸すと、以
 て、居を、大谷岡崎、諸處に移し、十二月、東園の屋舎、成るに及び、之に、還住す。

安政六年十一月、命を承けて、朝に入る。孝明天皇勅して曰く、多年、寺務を、怠らず
 して、能く、宗徒を、導き、且、齡已に、八旬に、及び、是を、以て、特に、紫衣、純色を、着くると、を
 聽すと、萬延元年五月二十日、書を作りて、拜賜の旨を、全國の宗徒に、報ず。十月二
 十日、天皇、又、特に、朝に、杖を用ゆることを、許したまふ。元治元年七月十九日、又、兵燹
 に、罹りたるを、以て、居を、山科に移す。九月二十日、天皇、宮中の、一字を、賜ひ、之を、東園
 に、築きて、壽辰殿と、名く、慶應元年九月十五日、東園に、還住し、十一月四日、此處に、遷
 化、壽八十六、十子あり、一光淨、二女子、三光勝、四達空、五朗晶、六女子、七女子、八女子、九
 朗高、十女子、而して、光勝、嗣ぐ。

第二十一世 嚴如上人

嚴如上人、諱光勝、引號愚阜、達如上人の第三子なり、母は某氏、嫡母右大臣近衛經熙の養女、文化十四年三月七日を以て生る。童名豫丸。文政十一年三月十八日得度、諱朗澄、法名達住、靈心院と號す。近江長濱大通寺住職となり、播磨姫路本徳寺を兼ね主る。十三年十月二十二日直に法眼に叙し、十一月廿一日權少僧都に任じ、天保十二年二月四日法印權大僧都に轉ず。四月六日長兄光淨の寂するや、十二月十日入りて法嗣となり、（名）名號に改め、右大臣近衛忠熙の猶子となり、十三年二月二十日正僧正に進み、十四年正月十四日大僧正に任ず。弘化三年五月二十二日達如上人の隱退するや、即日職を襲ぐ。嘉永元年三月、常葉祖像開扉の法會を修し、朝廷白銀十枚を賜ふ。安政五年六月四日、堂宇悉火災に罹り、居を大谷に遷し、十一月十四日、假堂成るに及びて之に還る。六年二月十一日、大堂假設の工事を起し、萬延元年八月四日落成。文久元年正月、徳川家康の廟を堂側に建つ。三月、宗祖六百年忌の法會を營み、頗る莊麗を極め、孝明天皇勅して宸筆紺紙金泥淨土三部經及名香を

賜ひ、親王准后亦各賜あり。二年六月、宸筆龜山院恒仁尊儀七大字一幅を賜ひ、九月龜山院五百五十年忌の法會を修む。天皇勅して香木を供へたまふ。三年八月、朝廷攘夷親征の議を定むるや、故を以て黄金一萬兩を獻ず。元治元年二月、徳川家茂上洛、五月五日、法嗣現如上人と共に二條城に詣す。家茂令して、自今以後將軍猶子の禮を以て遇せしむ。七月十九日、堂宇及東園悉く兵燹に罹り、父上人と共に山科に遷り、慶應元年假築成りて即還る。是歲、後嵯峨、龜山兩帝の陵を修し、費す所凡そ四千兩、十二月朝廷再建の繪旨を賜ひ、附するに白銀二十枚を以てす。二年、二陵修覆の功を賞して御衣直衣一領を賜ふ。

明治元年、専ら心を王事に盡し、法嗣現如上人と共に東西に巡化し、以て軍費を献納し、大義の存する所を諭す。二年秋、北海道開拓の命あり、翌年、法嗣現如上人を以て之に従はしむ。三年正月、民部省命を傳へて、維新以來献金の功を賞し、金一萬疋を賜ふ。四年十二月、朝廷命を傳へて、宗名を一向宗と稱せしめ、上人情理を盡して請ふ所あり、五年三月、更に命じて眞宗と改稱せしむ。同月華族に列し、四月權少教正に補す。五月一日、寺務所を開始し、末徒を擇びて之を司らしむ。六月大教正に

捕し、一派管長となる。七月、朝廷維新の功を賞して金龍置物一具を賜ふ。九月、官僧徒をして通く氏を稱せしむ。乃、大谷を以て氏となす。十月、教部省令して一宗に一管長を置くの制を立つ。六年二月、從五位に叙す。四月、管長となす。十一月、大谷光尊師之に代る。七年三月、教部省令して、各派に管長を置くも亦妨げずとなす。是に於て佛光寺一派獨立して別に管長を置き、其他の四派は尙合同して一管長たり。八年二月、常磐井堯照師に代りて管長となり。五月、法嗣現如上人を以て管長代理となす。七月、家祿現米十六石五斗六升を賜ひ。九月、之を奉還す。九年十一月二十八日、宗祖聖人に見真大師の盂號を賜ふ。十年四月、盂號宣下の法會を修し、勅使東園基愛參與して大和錦一卷を供ふ。六月、西南戰役に就て、熊本、大分、長崎等の藩縣を巡化す。十一年六月、正六位に叙す。十二年十一月、兩堂再建の旨を發示。九月、廿九日、見真二大字の勅額を賜ひ。十一月三十日、勅額下賜奉告式を行ふ。十三年十月、兩堂の工事を起す。十四年五月、正四位に叙し。六月、東派を改めて大谷派と稱す。十五年三月二十二日、連如上人に慧覺大師の盂號を賜ふ。十七年九月、從三位に叙し。二十年十二月、正三位に叙す。二十二年五月九日、大師堂上棟式舉行。九月三十日、從二位に

叙し。十月七日、職を法嗣現如上人に譲り、自ら東園に老ひ、真無量院と稱す。歷任四十二年。二十七年一月、病に罹り、同月十五日漸く篤し、朝廷轉旨を以て位階を進め、正二位に叙し。同日遷化。壽七十八。十七子あり。一疊如、二嚴慶、三嚴隨、四女子、五光登、六女子、七女子、八女子、九勝緣、十勝尊、十一女子、十二勝尊、十三勝道、十四女子、十五女子、十六勝遊、十七勝信、而て光登嗣ぐ。

第二十二世 現如上人

現如上人、諱光登、別號忍邱、嚴如上人の第五子也。母は邦家親王の息女嘉枝宮。嘉永五年七月二十七日を以て生る。童名光養丸。安政四年、近衛忠熙の猶子となり。萬延元年十二月十二日、得度。即日直に法眼に叙し。大僧都に任ず。二年二月、法印に叙し。直に正僧正に任じ。文久三年十二月、遂に大僧正に轉ず。維新の際、嚴如上人と共に力を王事に盡し。明治三年、命を奉じて北海道開拓の事に従ふ。二月十日、京都を發し、行、沿道に化を隨して。七月七日、函館に着し、それより深く不毛の地に進入して、土民を督役し、道路を開鑿して、橋梁を架設し、常に困苦を嘗め、翌年功成りて、十

月十三日京都に歸る。五年五月權大教正に補す。當時歐米の文物漸く我國の人心に浸染し、洋教亦我國に教線を張らんとす。是に於て、厥然志を決して、親く歐米の真相を観察せんと欲し、九月十二日横濱を解纜して、歐洲巡遊の途に上る。石川舜台、松本白華等之に従ふ。六年七月二十三日歸朝。七年四月從五位に叙せられ、爾來累進。二十二年九月三十日從三位に叙せらる。十月七日、殿如上人隱退して、第二十二世の職を襲ぐ。

二十三年三月十三日正三位に叙せらる。五月十日日本堂立柱式舉行。二十四年四月、顯如上人三百年忌の法會を修するや、勅使宇田淵參向して金襴一卷を供せらる。七月十五日、維新の際、力を王事に盡したる故を以て、特旨により、御紋付五條袷一領を賜ふ。二十五年十一月二十五日日本堂上棟の式を擧ぐ。二十八年四月兩堂落成、遷佛遷座の式を行ふや、勅使宇田淵參向して錦二卷を供せらる。二十九年六月八日伯爵を賜ふ。三十年十一月始めて議制局會議を開き、爾來例年之を開かしむ。三十一年四月七日從二位に叙す。三十四年二月、連枝瑩誠院をして英京倫敦に、四月同瑩亮院をして獨逸伯林に學ばしむ。四月十日より二十四日に至るま

て、眞影遷座三百年紀念法要を修し、瞻仰の御影を開扉す。五月連枝勝信院をして米國に學ばしむ。四十一年十一月十日、病の故を以て職を嗣光演に譲りて、莊嚴光院と號す。歷住二十年。上人猶法嗣にして維新の劇變に遭遇し、殿如上人を助けて専ら一派の經營に力め、襲職以後、父上人の志を承けて、益派内の肅正に盡し、教學を發展し、祖風を顯彰す。一派の今日あるは、實に上人の力によるもの多しとす。

第二十三世 彰如上人

彰如上人、諱光演、別號愚峰、又句佛を稱す。現如上人の第二子也。母は木下氏。明治八年二月二十七日を以て生る。童名光養磨。明治十七年九月十六日得度。二十八年三月二日從五位に叙せらる。

三十一年八月東京に赴き、淺草別院に留錫す。蓋自己の修學と關東の門末を教導せんがため也。三十三年五月二十二日、佛骨奉迎正使として暹羅に赴む。是より先、暹羅國王、我國公使稻垣滿次郎を経て、釋尊の靈骨を我國の佛教徒に贈與せんことを通ず。是に於て、各宗合同して奉迎事務所を妙法院内に設置し、上人を以

七奉迎正使とし、臨濟宗前田徹節、曹洞宗日置歌仙及本願寺派藤島了慈を奉迎使とす。七月十九日歸朝、靈骨を妙法院に奉安す。三十四年六月二十日副管長となり、三十五年六月正六位に叙せらる。

四十一年十月十日、現如上人隱退に隨ひ、第二十三世の傳燈を繼ぐ。四十二年五月六日大師堂門立柱式舉行。四十三年四月十七日上棟式を舉ぐ。上人、襲職以來、常に各地に駐錫し、専ら門末の教化に努め、一派の前途、望益多し。

第三編 現勢

第一章 寺域

第一節 沿革

本寺現今の寺域は、初徳川家康の書する所より、慶長七年、教如上人の職に復するや、二月家康、洛陽六條七條の關、新町以東の地、方四町を寄せて、此地に堂宇を興せしめ、京都所司代板倉勝重、加藤正次之を監して、區劃を定む。翌年家康將軍に任じ、之が佐與の書を下すや、板倉勝重の添書にいはく、

惠我悉上候、當寺境内之事、六條七條之間、四町四方、先年相國様爲仰相渡申候。今度得上意候處、雖無相違候旨、御直判被成候、財粟津大進へ渡申候、珍重存候。恐惶謹言。

九月十五日

板倉伊賀守 勝重(花押)

本願寺慶雜掌

第三編 現勢、第一章 寺域

と按ずるに、此地域には往古の源氏六條の第宅、六條南院、及大中臣輔親の舊趾を含む。史に徴するに、源氏の第宅は六條魚網の南、室町の西、佐女牛今花の北、西洞院の東一町にして、現今境内の西北に當る。源頼義以來、義家、爲義等源家累世の住する所にして、史に六條室町、第といへるもの是なり。文治元年、頼朝乃祖の遺趾を點して、石清水八幡を此處に勸請し、六條若宮、或は佐女牛若宮と稱し、鎌倉の武家各神領を寄せて、當時洛陽の大社たり。源家滅亡の後、漸く衰退し、應仁の大亂以後、當地は殆ど荒郊に屬せしも、この若宮のみ尙存したりしが、慶長の比、之を洛東に移し、今尙五條大和大路の東に其名を存せり。六條南院は六條の南刊本拾芥抄には鳥丸の西にして、現今境内の東北に當る藤原氏盛世の邸園にして、榮華物語に道隆の第三女を此處に置きたることを記せり。後、大中臣輔親この處に邸宅を興して、風流を極む。拾芥抄に、六條南、室町、東、號海橋立、有連理樹、祭主輔親、家といひ、十訓抄に、六條の南、室町の東一町は、祭主三位輔親が家なりけり。丹後の天の橋立をまなびて、池の中島を遙にさし出して、小松をながくうゑなどしたりけりといへり。懷圓法師の池水は、あまの川にやかよふらん空なる月のそこにみゆるは後拾と詠

じたるも亦此處なり。この池、慶長以後、猶その痕を存したりといふ。

寛永十六年、將軍徳川家光、宣如上人の請に應じて、更に東洞院以東六條七條の間の地を加へ、寺域を擴張せしむ。東西百九十四間、南北二百九十七間なり。此地蓋平時忠、及藤原家隆の亭趾を含み、源融公の河原院趾の一部を攝す。然れども當時は全く荒廢して、田野となり、殆ど人影を絶したるを以て、所司代に請ひて、東洞院を車道となし、之を伏見に通ぜしむ。是より人馬來往稍盛なることを得て、都人の漸く移往するものあるに至る。是に於て區劃を定め、町制を敷き、溝を穿ち、水を通じて、市民移住の便を計り、終に今日の稠烟をなす。中に於て、方百間の地を撰び、賦て隱棲の處に充つ、涉成園是也。慶長付屬の地を古屋敷といひ、寛永付屬の地を新屋敷といふ。古屋敷に三十三町あり、新屋敷に二十六町あり、新古五十九町、是を本山の舊境内となす。町名左の如し。

- | | | | |
|-------|------|-------|-------|
| 東魚屋町 | 西魚屋町 | 東八百屋町 | 中八百屋町 |
| 西八百屋町 | 上柳町 | 下柳町 | 臺所門町 |
| 鍛冶屋町 | 袋町 | 北町一丁目 | 同二丁目 |

佛具屋町	真槻町	龜町	上珠敷屋町
卓屋町	橋町	粉川町	二十人講町
榎木町	西玉水町	鹽小路町	真寺屋町
境町	仲居町	新町	橋詰町
富田町	花屋町	筒金町	笹屋町
鶴屋町			(以上古屋敷)
大津町	塗師屋町	夷之町	天神町
打越町	榎木町	塚町	富屋町
林屋町	若松町	骨屋町	榮町
唐物町	若宮町	大工町	八軒町
瀧池町	細屋町	納屋町	萬屋町
住吉町	堀詰町	鹽屋町	東玉水町
材木町	皆山町		(以上新屋敷)

明治三年十二月官令して、現在の境内以外の地を上地せしむ。是に於て、舊境内

の中、現今の境内を除きて悉く之を官に還すに至れり。是を寺域の沿革となす。

第二節 現在の寺域

本山現今の寺域は、西は新町通、東は烏九通、南は七條通、北は魚棚通を限り、總面積二萬二千五百二十坪餘なりとす。而て往時付屬寺地九町二反五畝二十九步七厘二毛、墓地二反九畝二十一步あり。

第二章 堂宇 附 涉成園

第一節 沿革

宗祖聖人示寂の後十一年、文永九年覺信尼公遺弟に謀りて、大谷の祖墳を舊地の西に移して、殿堂を興し、祖像を安置す。之を本寺の草創となす。當時の堂宇は今日之を知るに由なしといへども、寺域の廣袤より之を推すに、然く宏壯のものにあらず。六十五年を経て、延元元年夏回祿、同三年十一月再興、實悟記に、本堂三間四面、御影堂五間四面といへるもの是也。百二十八年を経て、寛正六年正月十八日回祿、十六年を踰えて、文明十二年八月二十八日、祖堂を山科に興し、翌年六月二十八日、本堂亦落成す。祖堂五間四面、本堂三間四面なりといふ間とは、間とは、竝間架に就いていふ。五十三年を経て、天文元年八月二十四日回祿、乃大阪の別院を以て改めて本山となす。永祿七年十月二十六日回祿、某年月再興、天正八年四月鷲森別院に移る。八月二日大阪の舊寺回祿、十一年七月和泉貝塚願泉寺に移り、十三年八月攝津天満に移る。文祿元年二月、祖堂を洛陽堀河に惣め、十一月に至りて落成、十一間四面なり

とす。

慶長七年教如上人の職に復するや、烏丸の地（現今の境内）に堂宇を興し、八月本堂成り、九年九月祖堂成る。家康、唐門二棟及鐘樓一字共に檜皮葺を寄す、共に伏見桃山城より移したるものなり、その一を本堂門に充て、その一を勅使門に充つ、門扉菊花の御紋章を鏤めたるにより、世に之を菊門と呼ぶ。承應元年、宣如上人祖堂の改築を企て、規模を改めて、大伽藍となす。六月二十八日起工、明暦二年六月十三日上棟、萬治元年三月落成、土木に従ふこと前後七年也。舊堂は近江長濱の別院に移す。新堂の廣袤左の如し。

桁行眞々 十三丈一尺 二十間一分五厘餘 一間は六尺五寸以下之に准ず

落椽眞々 十三丈九尺 二十一間四分

梁行眞々 九丈八尺 十五間八厘

寛文七年九月十五日、常如上人本堂改築の工事を興し、十年三月十二日落成、廣袤左の如し。

桁行眞々 八丈八尺二寸 十三間六分

落椽眞々 十丈二尺二寸 十五間七分

第三編 現勢、第二章 堂宇 附 涉成園

梁行真々 七丈三尺五寸 十一間三分

後堂 一丈一尺五寸

向拜之田 一丈六尺二寸

天明八年正月晦日回祿萬治の祖堂改築より百卅一年寛文の本堂改築より百十九年なり。假堂を設けて祖像を安じ、同年九月十八日再建の令を發す。寛政元年三月二十八日起工、十年三月に至りて兩堂落成、尋て諸堂宇を興す。廣袤左の如し。

△御影堂

桁行真々 二十一丈

三十二間三分餘

落椽真々 二十三丈

三十五間四分

梁行真々 十五丈

二十三間餘

後堂 一丈六尺五寸

向拜之田 二丈二尺二寸

△本堂

桁行真々 十丈七尺八寸

十六間五分五厘

落椽真々 十二丈三尺二寸

十九間

梁行真々 十丈一尺六寸四分

十五間七分

後堂 一丈三尺

向拜之田 一丈七尺七寸一分

△御影堂門

上層 桁行 六丈四尺

梁行 三丈八尺四寸

下層 桁行 六丈八尺

梁行 四丈二尺七寸二分

△本堂門

桁行 二丈二寸

梁行 一丈六尺六寸

△大寢殿

桁行真々 十五間半

梁行真々 十三間

△小寢殿

桁行真々 十二間

梁行真々 八間半

△黒書院

桁行真々 七間餘

梁行真々 六間餘

△白書院

桁行真々 九間半(又北へ一間出)

梁行真々 四間(又一間西へ出)

西差出 東西六間半 南北六間半

△集合堂

桁行 蓮臺柱真々 十四丈七尺 二十二間六分

梁行 蓮臺柱真々 十一丈九尺 十八間餘

第三編 現勢 第二章 堂宇 附 參成圖

本願寺誌要

向拜之田 七尺

△支 關

桁行真々 九間半 梁行真々 九間 式臺 五間

△臺 所

桁行 十三間 梁行 十三間 入口 表出 二間

△菊之門

桁行 二丈一尺五寸 梁行 一丈九尺五寸

以上は其主要なるものを擧げたるなり。文政六年十一月十五日回祿、兩堂落成より二十五年なり。七年假堂を設けて祖像を安じ、九年十月二十二日再建の令を發す。十一年六月二十八日起工、天保六年三月に至りて兩堂落成、尋て諸堂宇を起す、廣袤左の如し。

△印影堂

寛政度と同じ。但、後堂二丈六寸八分。向拜之田、二丈四尺五寸

△本 堂

寛政度と同じ。但、後堂一丈四尺。向拜之田、一丈九尺二寸五分

△大 殿
寛政度と同じ。

△黒書院

桁行真々 九間 梁行真々 四間

△白書院

桁行真々 十間 梁行真々 六間三尺六寸五分

△玄 關

桁行真々 九間 梁行真々 九間二分 式臺 五間

安政五年六月四日回祿、兩堂再建より二十三年也。當時、宗祖六百年の遠忌迫るを以て、假堂を起し、廣袤一に舊の如くす。萬延元年八月四日成る。四年を経て、元治元年七月十九日回祿、慶應二年假堂を設けて祖像を安ず。

慶應元年十二月二十九日、孝明天皇兩堂再建の繪旨を下したまひ、且つ白銀若干を賜ふ。二年十一月五日、幕府亦金五萬兩を寄せて、再建の工事を興さしむ。明治十二年十一月二十六日、兩堂再建の令を發するや、十三年四月十四日、朝廷再び金若干を賜ふ。十月一日起工、二十八年四月落成、土木の事に従ふこと前後十六年也。

之を現今の堂宇となす。

第二節 本 堂

明治十三年十月一日新始、二十三年五月十日立柱、二十五年十一月二十九日上棟、二十八年四月十五日遷佛、建築の棟梁は木子棟齋なり。

東面、大師堂の南に在り、内陣中央の宮殿には本尊阿彌陀如來の立像を安置し、其左右には、今上皇帝聖躬萬歲、孝明天皇尊儀の兩尊牌を奉安し、北脇壇には聖徳太子、南脇壇には源空聖人の畫像、北の餘間には龜山天皇の尊牌、南の餘間には龍樹、天親、曇鸞、道綽、善導、源信の六高僧の畫像を安す。

一 廣 袤

桁 行

唐戸側柱真々 十六間五尺

廣椽側柱真々 二十一間五尺

雨落真々 二十九間二尺八寸

梁 行

向拜後堂柱真々 二十六間二尺四寸

廣椽床前柱真々 十八間三尺六寸

高 量 十五間五尺六寸

柱 數

本 柱 七十本

後堂、及兩下家 百三十五本

虹梁數 百十五挺

瓦 數 十萬八千三百二十九個

壘 數 四百一壘

面 積

柱内地坪 六百十三坪四合

雨落地坪 八百八十四坪

屋根坪 一千一百二十六坪三合

二彫刻

金障子側上層中央唐挾間

桐鳳凰

同 兩脇唐挾間

牡丹孔雀

同 南兩餘間等唐挾間六個

唐松山雀

同 唐挾間上摹股九個

蓮水

南竹節蔀戶上

竹雉子

同下屋入口板唐戶上

檜山鳩

北竹節蔀戶上

蘆鷓

同下屋入口板唐戶上

蘆鷓

北唐戶上外側 一

唐松

同 二

子

同 三

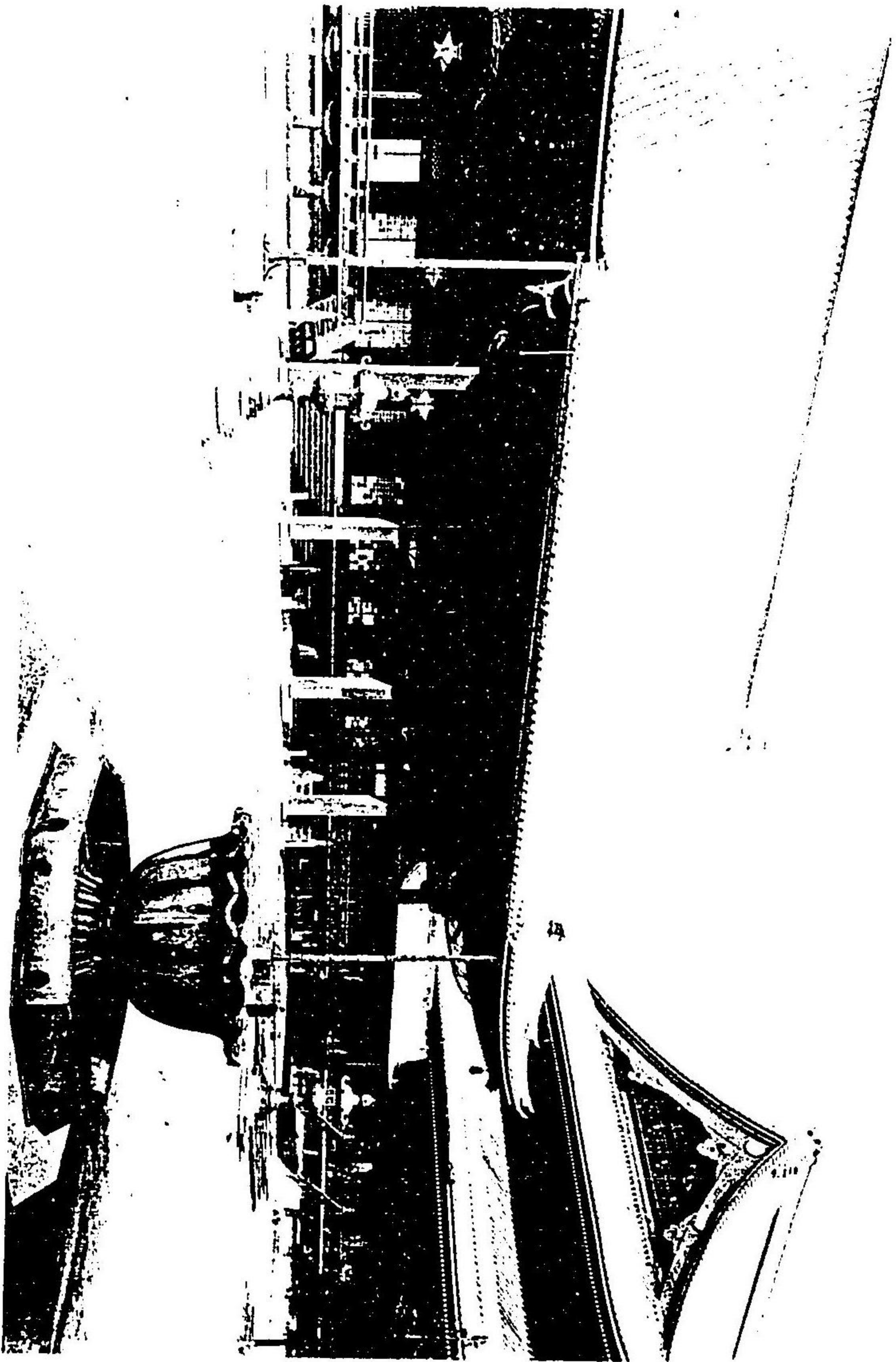
梅花

同 四

未

同 五

桃花



同 同 同 同 同 同 前唐戶上外側 同 同 同 同 同 同 同 同

內側

七 六 五 四 三 二 一 六 五 四 三 二 一 六

枇杷 丑 御紋 午 櫻花 申 桐 杜若 藤花 木蓮 椿 菊花 菊花 亥

第三編 現勢、第二章 坐字 附涉成圖

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
		內側		向拜上						內側			
三	二	一	三	二	一	六	五	四	三	二	一	六	五

波	雲	竹	虎	雲	龍	仙花	石蕨花	萬年青	倭松	菊水	菊水	百	葡萄
---	---	---	---	---	---	----	-----	-----	----	----	----	---	----

同	同	同	南唐戶上外側	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
											內側			
四	三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一	九	八	

卯	色燕	己	雪竹	紅葉	橘	芙蓉	柘榴	葵	芍藥	蕪鐵	河骨	栗	成
---	----	---	----	----	---	----	----	---	----	----	----	---	---

内陣餘間諸墓股 二十八個
外陣諸墓股 四十一個
以上彫刻人名左の如し。

向拜木鼻

田村理七

同 槌挾

田村理七

同 墓股

松井乘運齋

唐戸側墓股彫物

松井乘運齋

同 太平束笈形

田村理七

廣椽落椽竹節彫物

田村理七

金障子側墓股彫物

田村理七

同 唐狹間

早瀬長四郎

兩妻大墓股彫物

田村理七

廣椽組物上隅

田村理七

三 繪 畫

兩餘間見附襖四枚

無地金

錦花鳥

局並飛檐葺戸二枚折

畫工

羽田月洲

飛檐間腰障子四枚

桐鳳凰

同 戸襖 二枚

草花

花鳥

畫工

岸竹堂

第三節 大師堂

明治十三年十月二日新始、十七年四月二十六日立柱、二十二年五月九日上棟、二十八年四月十九日遷座、建築の棟梁は伊藤平左衛門なり。

東面、伽藍造、本堂の北に在り、内陣須彌壇上の厨子に見真大師(宗祖親鸞聖人)自作の座像を安置し、北脇には前任上人の畫像、南脇壇には歴代法主の畫像、北餘間には六字名號、南餘間には九字十字の名號を安ず。

一 廣 袤

桁行

唐戸側柱真々 二十八間四尺

廣椽側柱真々 三十五間

雨落真々 四十二間一尺

梁行

向拜後堂柱真々 三十二間三尺一寸八分

廣椽床前柱真々 二十五間

高量 二十一間四寸六分

柱數

本柱 九十本

上下兩重 百四十二本

虹梁數 百二十六挺

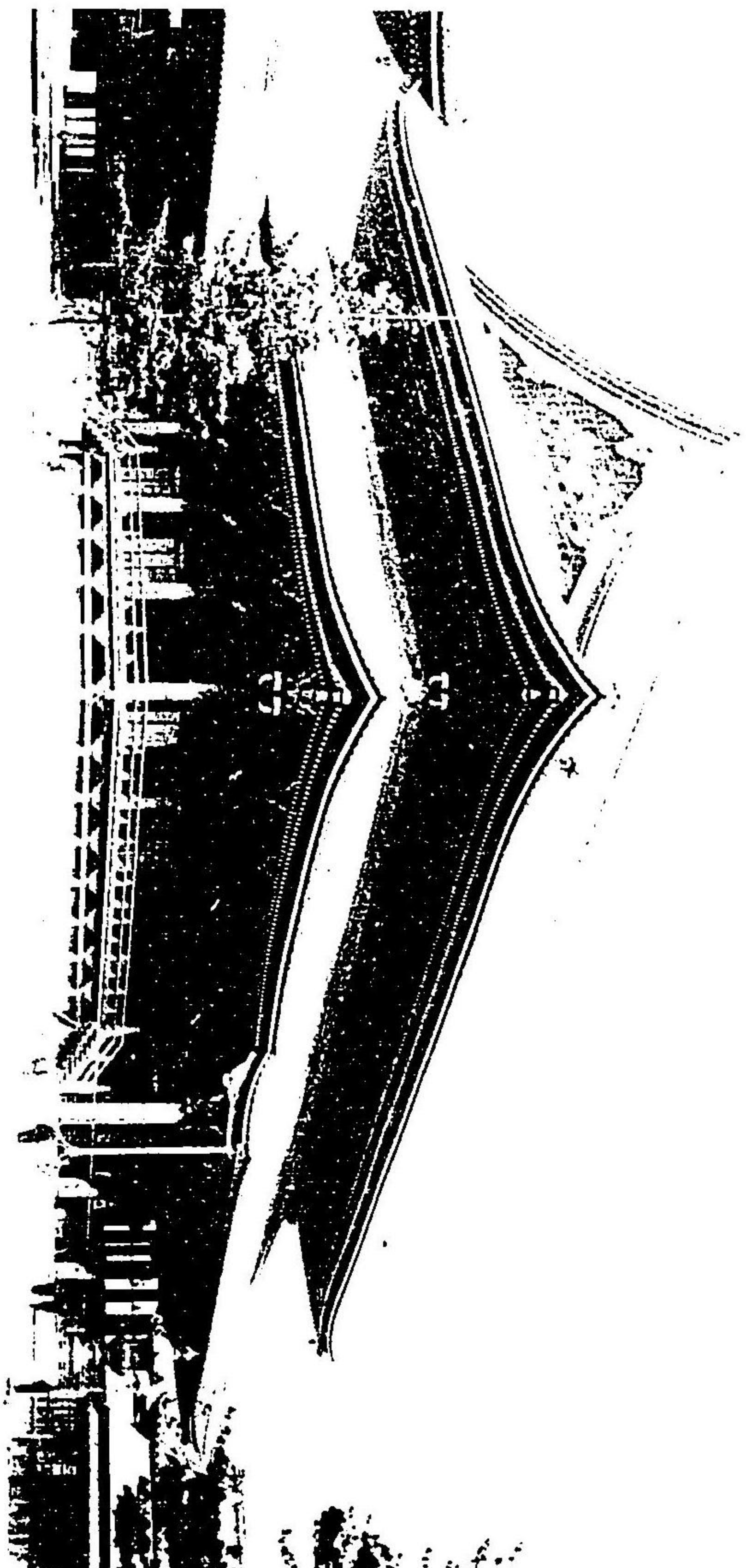
瓦數 十七萬五千九百六十七個

疊數 九百二十七疊

大

前

堂



1 2 3

面積

柱內地坪 千百八十六坪二合五勺
 雨落地坪 千四百五十五坪
 上下屋根坪 二千三百三十坪

二彫刻

金障子側上層中央及兩脇唐挾間 雲孔雀
 同 同 墓股 雲天人
 同 餘間南十字間唐挾間 雲白鶴舍利鳥
 同 同 墓股 雲迦陵頻伽
 同 但北蔀戶 同 南九字間唐挾間 雲鸚鵡水駕鸞
 同 同 墓股 桐鳳凰
 南蔀戶上飛機間 同 杜若鴛鴦粟鶉
 南下屋入口板唐戶上 同 枇杷山鶴
 北蔀戶局下段 同 唐松山鶴

第三編 現象、第二章 堂宇 附 漆成圖